

入し、其の制度を憲象し、東方の文化國として、海東の盛國と稱せられ、畢爾騰湖に近き忽汗城(今の東京城)は第三代の王大欽茂以來十二代百七十餘年間の首都にして、其の王宮は輪奐の美を極めたり。一朝契丹民族の興起に會ひ、國亡び民散じ、五京十五府の地は女眞の諸部族の割據に委せられしも、古の盛國を追想せしむる都城は依然として遺れり。女眞民族の間に於いて、渤海國は思想上容易く滅びざるなり。完顔氏の始祖の兄を隣境の大國たる高麗に留まれりとなしたる祖宗實錄の編者が、渤海の古都の附近を其の弟の徙住地に擬せしは、即ちこれが爲めならずばあらず。

保活里は空想の人物なれば、これに子孫のあるべき理なし。されば石土門の傳に「父直离海、始祖弟保活里四世孫、雖同宗屬、不相通問久矣」といへるは固より信を措

1〔補註〕清の吳根臣の寧古塔紀略及び根臣の父兆霽の秋茄集(昭代叢書、庚集、卷二八)に寧古塔鎮城の西南七十里にある所謂金の上京(東京城)を「臨馬耳河」となせり。耶懶河は恐らく馬耳河ならぬ。

* Commercial Reports from Her Majesty's Consuls in China, 1871. pp. 69-70.

くに足らず。而して蔽ふべからざる造作の跡は、下文に「景祖時、直离海使部人邈孫來、請復通宗系、景祖留邈孫歲餘、厚其餼廩、飲食善遇之、及還、以幣帛數篋爲贈、結其厚意」と記るされたる物語の上にも顯はれたり。然らば傳の首に「石土門、漢字一作神徒門、耶懶路、完顏部人、世爲其部長」とあるは、完顏氏の歴史時代に於いて、其の一族なる石土門の父直离海が耶懶の地に封ぜられしを意味すとすべきか。又た然らずとすれば、直离海父子は此の地の土酋の完顏氏に歸服し、而して其の姓を冒し、ものならむ。然かも空想の人物なる保活里に繋けて、單に四世の孫とせられ、同宗といへども相通問せざること久しとさへいはるゝ直离海は、必ず完顏氏の一族にあらざるべし。故に余は世祖の烏春征伐の事を記せる烏春傳の文に「世祖自將大軍、與歡都合、至阿不塞水、嶺東諸部皆會、石土門亦以所部兵來」とあるに依り、石土門を以て耶懶地方の土酋の此の時始めて完顏氏に歸服したるものとなす。想ふに石土門及び其の弟迪古乃(完顏忠)は、阿骨打の擧兵の際其の謀議に與かり、爾來各處に轉戰して遼兵を敗り、金室の創業を輔けし功績大なりしかば、彼等はこれに依りて宗籍に附せられ、また其の所部が保活里の傳説地となるに及びて、父なる直离海を保活里の四世の孫とする系譜的の結合を生ぜしなるべし。

四 昭祖の終焉の物語

世紀に依れば、第五代昭祖は條教を立て、部内を治し、更に之を他の諸部族にも及ぼすが爲めに、青嶺、白山、蘇濱、耶懶等の地に討ち入り、到る處捷を得たりといふ。此の物語の妄譚なるべきことは、第一章に述べたる如くなるが、世紀はまた其の遠征の歸途に於ける昭祖の死并に之に伴ひて起れる事變を敍べて、
 還經僕薈水、僕薈漢語惡瘡也、昭祖惡其地名、雖已困憊、不肯止行、至姑里甸、得疾、迨夜寢于村舍、有盜至、遂中夜啓行、至逼刺紀村止焉、是夕卒、載柩而行、遇賊於路、奪柩去、部衆追賊與戰、復得柩、加古部人蒲虎復來襲之、垂及、蒲虎問諸路人、曰「石魯祖」○昭諱柩去此幾何、其人曰「遠矣、追之不及也」、蒲虎遂止、於是乃得歸葬焉。
 といへり。僕薈水は詳かならざれども、姑里甸は金史卷六烏春傳に「阿跋斯水、勒福河、成の溫都部の酋長烏春が此の地方に對して勢力を有せずと言へり」といふ、彼れの

語を記して「德隣石之北姑里甸之民所管不及此」といひ、畢爾騰湖畔の德林石の北方の地なること明かなれば、此の物語の内容には矛盾あり。即ち若し昭祖が今の張廣才嶺に比定すべき青嶺を越え、其の東方なる白山白山は長白山なれども、其の間島地方なり、蘇濱、綴芬河、耶懶都海の地、古等の地を悉く討平したりとすれば、其の死に際し、耶懶と相距る遠からざる姑里甸に於いて斯くの如き不逞の徒輩の横行に遭ふべき理なく、また之を事實とすれば、昭祖の遠征は殆んど意義なしといはざるべからず。然るに昭祖の終焉の物語はまた石顯の傳金史卷七にも見ゆ。曰く、

石顯孩懶水烏林答部人、昭祖以條教約束諸部、石顯陸梁不可制、及昭祖没于逼刺紀村、部人以柩歸、至孩懶水、石顯與完顏部窩忽窩出邀於路、攻而奪之柩、揚言曰、汝輩以石魯爲能、而推尊之、吾今得之矣、昭祖之徒、告于蒲馬大彎、與馬紀嶺、劾保村完顏部蒙葛巴士等募軍、追及之、與戰、復得柩。

孩懶水は寧古塔の北方に於いて、瑚爾喀河に流入する海蘭河に比定すべく、隨つて石顯の據りたる處は姑里甸ならむと思はる。而して下文に依れば、石顯は景祖も之を攻めて克つこと能はざりしものなりといひ、此の方面に於ける頗る有力なる

會長なりしが如し。然るに昭祖の柩を奪へる當事者として茲に明記せらるゝ、其の名が上の世紀の文に見えずして、單に「賊」とせられたるは、少しく奇なりとすべし。翻つて歡都の傳金史卷八を見るに、歡都の祖父なる石魯と完顏氏との關係を述べたる物語あり。曰く、

歡都完顏部人、祖石魯、與昭祖同時、同部同名、交相得、誓曰、生則同川居、死則同谷葬、土人呼昭祖爲勇石魯、呼石魯爲賢石魯、初烏扎薩部有美女、名罷敵悔、青嶺東混同江、蜀東水人掠而去、生二女、長曰達回、幼曰萍賽、昭祖與石魯謀取之、遂偕至嶺右、炷火於箭端而射、蜀東水人怪之、皆走險阻、久之無所復見、却還所居、昭祖及石魯以衆至、攻取其貲產、虜二女子、以歸、昭祖納其一、賢石魯納其一、皆以爲妾、是時諸部不肯用條教、昭祖耀武于青嶺、白山、入于蘇濱、耶懶之地、賢石魯佐之也、其後別去、至景祖時、石魯之子劾孫、舉部來歸、居於安、出虎水源、胡凱山南、胡凱山者、所謂和陵太祖の陵

¹ 烏扎薩部は謝里忽傳(金史卷六五)に「來流水烏薩扎部殺完顏部人、昭祖往烏薩扎部、以國俗治之」云々と見ゆ。今の拉林河の地に據りたる部族なるべし。

之地是也。

此の物語は内容の上より見て、實事にあらざることを殆んど論なかるべし。然かも石魯の孫にして、劾孫の子なる歡都其の人の傳は下文に詳敘せられ、其の末段に「歡都事四君、出入四十年、征伐之際、遇敵則先戰、廣延大議、多用其謀、世祖里鉢嘗曰、吾有歡都、則何事不成、肅宗刺時、委任冠於近僚、穆宗歌嗣位、凡圖遼事、皆專委之、康宗雅疾於米里、每水薨、年六十三」といへるが、歡都が阿骨打の父叔を佐けて、鄰部の攻伐に功ありし人なることは、之を疑ふを須ひす。歡都の子谷神又等元室も阿骨打の舉兵以來、完顏氏の一族諸將と共に各處に轉戦し、亦た創業の功臣の一人たり。而して谷神は漢名を希尹といひ、完顏を以て其の氏としたれど、金史八卷六の論贊に「賢石魯與昭祖爲友、歡都事景祖、世祖爲之臣、蓋金自景祖始、大諸部君臣之分始定、故傳異姓之臣、以歡都爲首」といへる如く、本と異姓の家なりとすれば、歡都の父劾孫が其の部を擧げて完顏氏に歸附したりといふは、歷史上の事實を傳へしものと思はる。然らば其の來歸の事情は如何にといふに、石顯傳に「柩を石顯に奪はれたるもの」とし

て昭祖に擬せられたる石魯は、實は劎孫の父なる石魯にして、劎孫の完顏氏に歸附して安出虎水(阿勒楚喀河)の上源地に移りしは、屢兇暴なる石顯の侵掠を被れるが爲めにはあらざるか。劎孫の移住地と石顯の據れる孩懶水(海蘭河)との地理上の關係より觀るも、斯く推測するは不當にあらざるべし。而して一見妄誕なること明かなる兩石魯の物語は、石魯の子孫が完顏氏に對して臣服の關係を深くするに及び、其の因縁を説明すべく構造したる説話ならむ。果して然らば特に石顯の名を闕いて世紀に記るされたる昭祖の終焉の傳説は、始祖兄弟を高麗より來れりとする所傳と同様、亦た本來完顏氏自身のものにあらず。蓋し兩石魯の説話に依りて其の一人なる所謂勇石魯を完顏氏の第五代の祖(昭祖)となしたる傳説の作者が、また實在の石魯即ち所謂賢石魯の子孫の間に傳はりたる石魯の末期に關する物語を取り、幾分之を變更して昭祖の事蹟に附會したるものなるべきなり。——石顯傳に見ゆる馬紀嶺は、噶哈里河の上源に於ける老爺山脈の嶺路の稱なるが、馬紀嶺

1 滿鮮地理歷史研究報告、第九冊所載拙稿「完顏氏の曷懶甸經略と尹璠の九城の役」、頁一八八—一八九。

効保村を完顔部の一會の住地となし、は石土門傳の耶懶路完顔部と同様、歴史上の事實を超えて完顔氏の領域を遠隔の地に置かむとする作者の意圖より出でたる妄誕なり。

始祖より昭祖に至るまでの五代の物語の批判は、以上章を重ねて述べたところを以て之を盡せり。其の物語の内容は悉く歴史的事實にあらずして、或は他の女直部族のものを附會して構成し、或は女直民族通有の習俗に對して説話的に其の起原を説明したるに外ならず。而して一方には世系を延長すべく始祖と景祖との間に四代の人物を設けし徴證さへありて、昭祖及び以前の五祖が何れも空想の人物なるは殆んど疑ひを容れざるところなり。随つて金史后妃傳に記るされたる五祖の配并に其の所出として「始祖以下諸子傳」に見えたるものは悉く信を措くに足らず。完顔匡が始祖九世の孫九八、卷八、金史、婆盧火が安帝五代の孫七一、卷七、金史、其の族杲が同六代の孫八三、卷八、金史、宗浩が昭祖四世の孫三、卷九、金史、襄が同五世の孫九四、卷九、金史なりといふは、石土門が保活里の後裔と稱せし類なるべし。

五 生女直部節度使承襲の物語

金史世紀は、生女直部の君長が遼より節度使の職名を得たるを第六代景祖の時にありとなす。即ち、

五國蒲。聶部節度使拔乙門叛遼。鷹路不通。○鷹路は海東青を捕ふる遼使の往來する路といふ意。遼人將討之。先遣同幹來諭旨。○同幹は遼使の名。景祖曰「可以計取。若用兵、彼將走保險阻、非歲月可平也。」遼人從之。蓋景祖終畏遼兵之入其境也。○其境は生女直部の境内。故自以爲功。於是景祖陽與拔乙門爲好、而以妻子爲質、襲而擒之、獻於遼主。遼主召見於寢殿、燕賜加等、以爲生女直部族節度使。遼人呼節度使爲太師、金人稱都太師者、自此始。遼主將刻印○節度使印與之。景祖不肯繫遼籍、辭曰「請俟他日。」遼主終欲與之。遣使來、景祖詭使部人揚言曰「主公若受印繫籍、部人必殺之用。」是以拒之。遼使乃還。

といひ、之を結ぶに「景祖」既爲節度使、有官屬、紀綱漸立矣」の語を以てせり。斯くして景祖の歿するに及び、其の九子の中、世祖、肅宗、穆宗の三人は相ついで生女直部節度使の職を襲げりとせらる。吾人はまた批判的態度を以て之に臨み、此の物語の

歴史的事實なるか否かを検討せざるべからず。

さて景祖は遼の爲めに五國の蒲葺部の節度使拔乙門の叛を平げ、其の功に依りて生女直部節度使の官を獲たりといふ。先づ説明を要するは、五國及び其の部會の叛亂の事實なり。

五國と呼ばれし部族については、遼史^{三卷}營衛志^下に「五國、割阿里國、益奴里國、奧里米國、越里篤國、越里吉國、聖宗時來附、命居本土、以鎮東北境、屬黃龍府都部署司」と見え、遼史の本紀には聖宗の統和二十一年^{西紀一〇三〇}三以降、是等の諸部族の朝貢の事實を傳へし記事あり。聖宗本紀開泰七年の條に「命東北越里篤、割阿里、奧里米、蒲奴里、益奴里、鐵驪等五部、歲貢貂皮六萬五千馬三百」と見えたる鐵驪は、恐らく越里吉の誤りなるべく、鐵驪が五國以外の部族なるは、道宗本紀、太康八年の條に「鐵驪、五國諸長、各貢方物」とあるに依りて明かなり。文獻通考^{七卷}女眞^{三二}には「女眞外又有五國、曰鐵勒、曰噴訥、曰玩突、曰怕忽、曰咬里沒、皆與女眞接壤」とありて、鐵勒は鐵驪に、噴訥は益奴里に、玩突は越里篤に、怕忽は割阿里に、咬里沒は奧里米に相當すれども、是れ亦た鐵驪を擧げたる點に於いて正しく五國の名稱を傳へしものにあらず。五國部族の各の名

稱は斯くの如し。而して其の住地は生女直部の東北方、即ち瑚爾喀河の河口なる今の三姓より松花江の河口臨江(哈拉蘇々)に至るまでの兩岸の要地なり。然るに世紀にいふところの五國蒲葺部は、遼史營衛志の割阿里部以下の何れにも比定するを得ず。

是等の五部族の中、五國頭城と呼ばれし今の三姓の地に據りたるものは越里吉部なり。此の部族については、營衛志の上の文の續きに「重熙六年^{西紀一〇三七}一、以越里吉國人尙海等、訴會帥渾徹貪汚、罷五國會帥、設節度使以領之」といへり。興宗本紀の重熙六年八月の條に「北院樞密院言、越棘部民、苦其會帥坤長不法、多流亡、詔罷越棘等五國會帥、以契丹節度使一員領之」とあるは之に應ずる記事にして、越棘は越里吉の略稱、坤長は渾徹の異譯なること疑ひなし。即ち遼は重熙六年、越里吉の部民が其の會帥の不法を訴へ出でたる時、之を罷めて——五國全部の會帥を罷めたるにはあらざるべし——契丹人の節度使一員を置き、越里吉部を之に直屬せしむると共

1 滿鮮地理歴史研究報告、第三冊、「鐵利考」、第四章參照——〔本書所收〕。

に他の四部をも管領せしめしなり。而して爾來此の官に補せられたるもの、常に契丹人なりしは、重熙十八年西紀一〇四九に於ける蒲奴里部の叛亂の事實を敍べたる遼史卷九 耶律仙童傳の文に「仙童爲五國節度使、率師討之」とあり、道宗本紀、咸雍七年西紀一〇七二の條に五國節度使として契丹人蕭陶蘇幹一の名の見えたるにて知らる。然るに世紀にいふところの「五國蒲葑部節度使拔乙門叛」は、女直人たる土人の酋長に五國部節度使の官を帯びたるものありとなし、且つ其の職名を五國の一部族ならざる部族名に繋けたるものにして、史上の事實を傳へしこと疑ひなき遼史の記載に合はず。

又た世紀に依れば、上の蒲葑部の叛亂の後幾年かを經たる景祖の末年、沒撚と呼ばれし他の五國部族の契丹に叛せしことありといふ。而して其の年は遼の咸雍八年西紀一〇七二とせらる。

遼咸雍八年、五國沒撚部謝野勃董叛、音に勃董は Bogdji の對、遼鷹路不通、景祖伐之、謝野來禦、景祖被重鎧、率衆力戰、謝野兵敗、走拔里邁濼、時方十月、冰忽解、謝野不能軍、衆皆潰走、乃旋師、道中遇逋亡、要遮險阻、晝夜拒戰、比至部已僮、完、部は即往見遼邊

將達魯骨、自陳敗謝野功、行次來流水、拉林河、未見達魯骨疾作、而復卒於家、年五十四。

翻つて遼史の記事を検するに、本書は聖宗の時内屬したる五國部に關して二回の叛亂の事實を傳ふ。第一回は蒲奴里部の叛にして、興宗本紀に「重熙十七年西紀一〇四八八月戊子、以殿前都點檢耶律義先爲行軍都部署、中順軍節度使夏行美副部署、東北面詳穩耶律朮者爲監軍、伐蒲奴里、酋陶得里。十八年正月丙辰、耶律義先奏蒲奴里捷。二月乙酉、耶律義先等執陶得里以獻」といひ、列傳には、蕭朮哲の傳遼史、卷九に「蒲奴里部長陶得里叛、朮哲興宗本紀の朮者に同じ爲統軍都監、從都統耶律義先擊之、擒陶得里」とある外、蕭速撒の傳遼史、卷九に「蒲奴里叛、從耶律義先往討、執首亂陶得里以歸」といひ、耶律仙童の傳遼史、卷九に「蒲奴里叛、仙童爲五國節度使、率師討之、擒其帥陶得里」と見ゆ。第二回は割部阿里部の叛にして、道宗本紀に「咸雍五年西紀一〇六九十一月丁丑、五國部阿里部叛、命蕭素颯討之。十二月甲戌、五國來降、仍獻方物」といひ、蕭素颯の傳遼史、卷九にも「咸

1 遼史(卷一〇一)に蕭陶蘇幹の專傳あり。

雍五年、割阿里部。叛素颯討降之。率其酋長來朝。といへり。遼史の傳ふるところの五國部の二回の叛亂は斯くの如きものにして、景祖の死を咸雍八年とする金史世紀の紀年に依れば、共に景祖の在世中の事件なり。然るに討平の功を一ら景祖に歸したる世紀の叛亂の記事の内容は全く之と合はず。

是れに由つて觀るに、景祖が遼の爲めに五國部の叛亂を平げ、其の節度使を擒獲して獻ぜし功を以て生女直部節度使の職を得たりといふは、史上の事實にあらざること疑ひなく、必ず後人の構造したる物語ならざるべからず。なほ其の形迹は、景祖が此の官職を拜しながら遼の籍に係かるを欲せずして遼帝の與へむとする節度使の印を受くるを辭せりといふに至りて益著しく、こは物語の作者が阿骨打の建國以前完顔氏の遼に服事したる事實を否認するが爲めに牽強の辯を試みたるものならざるべからず。而して此の一齣の物語の構想を察するに、蓋し其の主旨は、昭祖の終焉の條に「生女直之俗、至昭祖時、稍用條教、民頗聽從、尙未有文字、無官府」といへるに對し、景祖の一代には「既爲節度使、有官屬、紀綱漸立矣」の語を寄與せむとしたるに他ならず。

さて遼史を見るに、金の祖先に關する本書の記載は、天祚帝紀の乾統元年西紀一〇の末の條に、

初以楊割爲生女直部節度使、其俗呼爲太師。是歲乾統元年楊割死、傳于兄之子烏雅東、東死、其弟阿骨打襲。

とあるに始まる。楊割は世紀の第九代穆宗盈歌に他ならずして、こは盈歌の死を敘するに當り、既往に溯つて生女直部節度使の事に觸れたるものなるが、若し盈歌の前代の諸酋頗刺淑肅宗、劾里鉢世祖等に同一官職の任命ありたる場合には、特に盈歌に關して斯くはいはざるべきが故に、生女直部に於ける此の官職の起原は盈歌の在世中にありと見て不可なかるべきが如し。されども遼史の記事は頗る簡疎にして、盈歌の之を得たる事情並に年月を明示せざるのみならず、本紀の體例に戻りて盈歌の歿後に於ける官職承襲の關係をも併敘せり。且つ盈歌の死は次に述ぶる如く乾統三年の冬なるに、是歲楊割死といひて、之を元年に繫けしも誤りなれば、遼史の此の記事には絶對的の信用を置くを得ず。隨つて節度使の起原を景祖の時にありとする世紀の所傳を否認し、之を歴史的事實にあらずとするも、亦た

遼史の文を捉へて直ちに景祖に代ふるに穆宗盈歌を以てするは危ふし。問題は更に他の方面より考察せられざるべからず。

高麗史を按ずるに、完顔氏と高麗との交渉は盈歌の時より始まり、盈歌の使者は肅宗七年より翌八年に互りて四たび高麗に來聘せり。即ち高麗史肅宗世家に、

〔一〕七年遼乾統二年四月甲辰、東女真會長盈歌遣使來朝、盈歌即金穆宗也。

〔二〕同年十一月丁未、東女真盈歌遣使請銀器匠許之。

〔三〕八年遼乾統三年七月甲辰、東女真太師盈歌遣使來朝。

〔四〕同年十一月丙申、東女真太師盈歌遣古酒率夫阿老等來獻土物。

と見ゆ。而して九年乾統四年正月の條には、次の會長烏雅東康宗に關する記事あり。

盈歌が乾統三年西紀一〇三〇の冬の間、に致せしは、これに由りて明かなり。又た金史一

五の高麗傳を見るに、これにも盈歌の在世中四たび高麗と交渉したる事實を傳へ

し記事あり。其中、

及破蕭海里使韓魯罕往高麗報捷、高麗亦使々來貢。

とあるは、上の高麗史の諸條の中、其の第三條に應ずるものなりとす此の事は第七

章に詳説す。盈歌に破られたりといふ蕭海里は、遼の叛賊にして、遼史天祚帝紀に

「乾統二年冬十月乙卯、蕭海里叛、劫乾州遼西の廣寧に近き地、武庫器甲、命北面林牙郝家奴捕之、

蕭海里亡入陪尤水阿典部。伊通河の流域に住する熟女直の一部」十一月乙未、郝家奴以不獲蕭海里、

免官。三年春正月辛巳朔、帝如混同江、女直函蕭海里首、遣使來獻」と見えたるものな

るが、金史世紀にも乾統二年に相當する壬午の歲世紀の紀年に依れば穆宗九年に繋けて此の事

件の顛末を敘べたり。曰く

〔壬午〕冬、蕭海里叛、入于係案女直阿典部。係案女直はまた係遼籍女直と、遣其族人

韓達刺來、結和曰、願與太師穆宗盈歌爲友、同往伐遼、穆宗執韓達刺、會遼命穆宗捕討

海里、穆宗送韓達刺于遼、募軍得甲千餘、女直甲兵之數、始見于此、蓋未嘗滿千也。女

直甲兵以下は註記の本文に混入したるものなるべし、軍次混同水、蕭海里再使人來、復執之、既而與海里遇、海

里遙問曰、我使者安在、對曰、與後人偕來、海里不信、是時遼追海里、兵數千人、攻之不

能克、穆宗謂遼將曰、退爾軍、我當獨取海里、遼將許之、太祖阿骨打策馬突戰、流矢中海

1 滿鮮地理歴史研究報告、第九冊所載拙稿「完顔氏の曷懶甸經略」註1。

里首、海里墮馬下、執而殺之、大破其軍、使阿离合邁○盈歌の母弟獻馘于遼、金人自此知

遼兵之易與也、○穆宗朝遼主天于漁所、○漁所は混同江なり。遼主は每歲正

例とす、大被嘉賞、授以使相、錫予加等十年○穆宗癸未、○乾統三年、二月、穆宗還、○按出、遼

使々、授從破海里者官、高麗始來通好、十月二十九日、穆宗卒、年五十有一。

即ち盈歌は乾統二年の冬、遼の爲めに叛賊蕭海里を討ち取り、翌三年春、天祚帝に謁して其の功を賞せられ、冬十月に至りて歿せしなり。然らば此の世紀の文に「使相」の職を授けられたりとあるは如何。

使相といふ職名は遼史に見えざれども、盈歌に關しては既記の如く天祚帝紀に「初以楊割爲生女直部節度使、其俗呼爲太師、是歲楊割死」と記るさる。然らば盈歌の生女直部節度使となれるは海里を討ち取りたる際にて、世紀の所謂使相は節度使にはあらざるか。斯く推測して盈歌の通聘の事實を録せし高麗史の文を見るに、其の第三條及び第四條に「東女真太師盈歌」とあるに對し、前の二條には「東女真酋長盈歌」「東女真盈歌」とありて、太師の稱號を闕けるは注意すべし、東女真は高麗の東北面より此の國に通ずる女眞の總稱なり。而して第三條の記事は前に述べたる如

く海里を破りし盈歌が其の戰捷を高麗に報せし時の通聘に相當するものなれば、盈歌は事前に於いては未だ此の稱號を有せざりきとすべし。即ち彼れの節度使（太師）となれるは、海里を破りて遼主より其の功を賞せられたる際ならざるべからず。然らば景祖は勿論、盈歌の二兄たる世祖も肅宗も此の特別なる職名を稱せざりしは、おのづから明かにて、遼史に其の相承の關係を記し、之を盈歌以前に及ぼさざりしは洵に所以あるなり。然るに世紀は、景祖の時五國の蒲聶部節度使拔乙門の叛ありとなし、其の虚誕なる説話によりて生女直部節度使の起原を説明せしかば、歴史上の事實としての海里の叛亂と盈歌の武功とを敘するに當り、遼主の盈歌に授けし實際の官職名を示すべき自由を失ひ、茲に窮餘の一策として「使相」の稱を用ひ、表面上前の造作の跡を蔽ひしなるべし。

以上縷説したるところ、生女直部の君長の職名としての節度使は、盈歌の晩年より始まりたるものなりといふにあり。然らば世紀の景祖終焉の條に此の職名の相承の關係を記して（本篇の初めに掲げし系圖を參照せよ）

第二子襲節度使、是爲世祖諱効里鉢、生女直之俗、生子年長卽異居、景祖九子、元配唐括氏、生効者、次世祖、次効孫、次肅宗、次穆宗、及當異居、景祖曰、効者柔和、可治家務、効里鉢祖○世有器量智識、何事不成、効孫亦柔善人耳、乃命効者、與世祖同居、効孫與肅宗同居、景祖卒、世祖繼之、節度使○職を、世祖卒、肅宗繼之、肅宗卒、穆宗繼之、穆宗復傳世祖之子、宗○康至於太祖、竟登大位焉。

といひ、又た撒改の傳七〇史卷に、

撒改者、景祖孫、韓國公、効者之長子、世祖之兄者○効子也、効者於次最長、景祖方計定諸部、愛世祖、膽勇材略、及諸子長、國俗當異宮居、而命効者、與世祖同邸、効者專治家務、世祖主外事、世祖襲節度使、越効孫、而傳肅宗、穆宗、皆景祖志也。

といへる記事の内容は、如何なる程度まで信を措くべきものなるか。生女直節度使の職名を得たる最初の君長は穆宗盈歌なり。随つて景祖に溯つて記るされたる承襲の關係は全然虚構なりとするも、何故景祖の長子なる効者と第三子なる効孫とが其の關係の外に置かれしかは疑問とすべし。父なる景祖より何事をも成し得る器量智識を認められ、又た其の膽勇材略を愛せられたりといふ世祖につ

いては、亦た世紀に「世祖天性嚴重、有智識、一見必識、暫聞不忘、凝寒不縮、栗動止不回頭、每戰未嘗被甲、先以夢兆候其勝負、嘗乘醉騎驢入室中、明日見驢足跡、問而知之、自是不復飲酒」といへり。其の一代の事蹟として記るされたるところは、彼れに反抗したる同屬並に他の諸部族の會長との争闘攻伐の經過にして、敘事の内容は前代の遺業と傳へられたるものに比して遙かに精し。世紀は其の事業を概括して「襲位之初、内外潰叛、締交爲寇、世祖乃因敗爲功、變弱爲彊、既破桓、蔽散達、烏春、窩謀罕、基業自此大矣」といへるが、此の所傳を構成する要素は概ね歴史的事實なるが如し（第八章參照）。而して同母の四弟の中、頗刺淑（肅宗）及び盈歌（穆宗）は、世紀に「肅宗自幼機敏善辯」といひ、高麗史睿宗世家十年正の條に「盈歌最雄傑、得衆心」といへる如く、亦た才幹ある人物にして、世祖の在世中常に之を輔けて事に當りしを見る。然るに効者、効孫二人に關しては、全然斯かる所傳の存するなく、一方には景祖が彼等を以て柔和或は柔善の人となせりといふを思へば、寧ろ凡庸若くは暗愚にして、三兄弟と事を共にする器にあらざりしを疑ふ能はざらしむ。然らば二人に對する景祖の處置として傳へられたるところは、之を據所としたる説話にして、また其の説話の作者が節度

使承襲の關係を特に二人に及ぼさざりし所以なりとすべし。

されども此の解釋は未だ徹底せず。生女直部節度使の起原は盈歌の晩年でありたりとするも、若し此の職名以外、生女直部の君長自ら用ひし固有の稱號ありたりとすれば、其の相承の關係は盈歌以前に溯つて之を想像するを得べし。太祖本紀に依れば、康宗烏雅束の死は癸巳の歲遼天慶一三年、西の冬にして、其の條に「康宗卽世、太祖襲位爲都勃極烈」といひ、遼より節度使承襲の命を得たるを翌年甲午の六月となす。而して撤改の傳にも「康宗沒、太祖稱都勃極烈」といへり。想ふに此の都勃極烈は生女直部の君長の固有の稱號にして、盈歌の前後の君長の數代相傳へしものならむ。然らば景祖の意圖としての節度使承襲の物語は、効里鉢頗刺淑、盈歌等の相ついで都勃極烈となり、効者及び効孫の之に漏れたる事實を節度使の承襲に附會し、且つ之を景祖の意圖に結合したる一の説話となすべきなり。都勃極烈の稱についてはなほ第八章にいふべし。

六 景祖に關する所傳

世紀に記るされたる景祖に關する所傳は、五國部の二回の叛亂のみにあらず。先づ昭祖の後を承けたる彼れに關して、

景祖稍役屬諸部、自白山、耶悔、統門、耶懶、土骨論之屬、以至五國之長、皆聽命。

といひ、又た五國部の第一回の叛を平げたる功に依りて節度使となりたることを記したる次に、

生女直舊無鐵、鄰國有以甲冑來鬻者、傾貲厚賈、以與貿易、亦令昆弟族人皆售之、得鐵既多、因之以修弓矢、備器械、兵勢稍振、前後願附者衆、斡泯水、蒲察部、泰神忒保水、完顏部、統門水、溫迪痕部、神隱水、完顏部、皆相繼來附。

といへり。然かも前の記事は、虛誕なる昭祖の事業の上の一の段階を築きしに過ぎざるべく、後の記事は「景祖節度使となるに及びて官屬あり、紀綱漸く立てり」といふを前提とし、其の結果として完顏氏の勢威の諸部を風靡したることを示さむとする構想より出でたるものなるべければ、共に信を措くべからず。——前の記事に見えたる地名の中、耶悔及び土骨論の所在は詳かならず。たゞ土骨論は穆宗盈歌の段に、其の威令の及べる東南方面の地として乙離骨嶺名として朝鮮咸鏡南道咸興郡の咸關嶺、河名として同

嶺より出づる瑚璉川、曷懶地名として其の流域、耶懶渤海の附近と相並んで掲げらるゝに
よりて阿勒楚喀と高麗との交通路に當れる一地なるを推すべし。後の記事の各
部名に冠せる河水は、統門水の豆滿江に比定せらるゝ外、悉く詳かならず。

又た第一の記事の次には、

是時遼之邊民有逃而歸者及遼以兵徙鐵勒鐵利鳥惹遼史の兀之民、烏惹遼史の兀之民、鐵勒烏
惹多不肯從亦逃而來歸直部に遼使曷魯林牙は官林牙將兵來索逋逃之民、景祖恐
遼兵深入盡得山川道路險易或將圖之乃以計止之曰兵若深入諸部必驚擾變生
不測逋戶亦不可得非計也曷魯以爲然遂止其軍與曷魯自行索之

といふ一條あり。烏(兀)惹は土名を兀惹城といへる渤海の古都(忽汗城)を有ちしに
由りて其の名を得たる女直部族なり。遼の聖宗の統和十三年西紀九五、九當時阿勒楚
喀地方を住地として遼に服屬したる鐵利を侵し、故を以て聖宗の出し、遠征軍
の攻伐を被り部會烏昭度は遼に内附したるが是れより其の民は屢遼の内地に徙
され或は他の地方に散じ久しからずして一團の部族としての勢力を失ふに至れ
り。遼史八卷三地理志の賓州黃龍府の東北混同の條に「統和十七年遷兀惹戶」とあり、

聖宗本紀統和二十二年西紀一〇四一の條に「女直遣使獻所獲烏昭慶兀惹妻子」同開泰元
年西紀一一〇一の條に「鐵驪那沙等那沙は鐵利送兀惹百餘戶至賓州」同太平二年西紀一一〇二
の條に「鐵驪遣使獻兀惹十六戶」及び太平六年西紀一一〇六の條に「蒲廬毛朶部朝鮮咸興地
直部の女多兀惹戶詔索之」といへる如き記事の存するを以て之を知るべし。而して
兀惹城の兀惹を分散せしめ代りて其の地に據りたるものは鐵利なりしが如く之
を率ゐし會長は那沙にして兀惹城に遺存せる渤海の文化を享受し、又た頻りに使
聘を高麗に通じ女直民族の間に於ける此の部族の歴史上の位置は注目を値する
ものありしが、これも永續せず那沙の死したる遼の興宗の位に即きたる景福元年(西紀一一〇三)頃後、いつしか
凋落の状態に入れり一。されども其の部民の遼の内地に移されたる形迹は、之を確
實なる文獻に徴する能はざるなり。然らば是等二部族に關する上の世紀の所傳
の價值は如何にといふに、世紀の下文にいふところの五國蒲聶部節度使拔乙門の
叛、及び景祖の晩年に繋けて記るされたる五國沒撚部の謝野勃堇の叛は、全然虛構

1 滿鮮地理歴史研究報告、第三冊「鐵利考」參照——〔本書所收〕。

の説話なりとするも、然かも一方に興宗重熙十七年西紀一〇四八五國の一なる蒲奴里部叛し、咸雍五年西紀一〇六九また其の一なる割阿里部の叛せし事實ありて、其の間に一脈の相通ずるものあるを思へば、此の物語も兀惹の部民の遼の内地に徙されたる事實を核心としたる空想譚なるべし。

又た世紀に曰く

是時鄰部雖稍從、孩懶水○瑚爾喀河に流入する海蘭河烏林答部石顯尙拒阻不服、攻之不克、景

祖以計告於遼主、遼主遣使責讓石顯、石顯乃遣其子婆諸刊入朝、遼主厚賜遣還、其後石顯與婆諸刊入見遼主於春蒐、遼主乃留石顯於邊地、而遣婆諸刊還所部、景祖之謀也。

石顯傳金史卷六七の記事も之と同じくして稍詳しく、其の末に「蓋景祖以計除石顯、而欲撫有其子○婆諸刊與部人也」といへり。石顯が寧古塔の北方に據れる有力なる會長にして、石魯所謂賢石魯の子効孫の完顔氏に歸附し、且つ其の居を阿勒楚喀河の源地に移し、は石魯の時より既に石顯の侵掠に惱まされしが爲めならむと推考せらるゝこと、既に述べたるところの如し(第四章)。随つて石顯と完顔氏とは、また互

に抗爭したりとすべし。されども當時の完顔氏の會長が阿骨打の祖父とせらるゝ景祖其人なりしか、又た完顔氏は之に關して世紀の傳ふる如く遼主の勢力を利用したりしか、景祖に關する他の部分の記事が上述の如きものなりとすれば、これにも容易く信を措くこと能はざるなり。

以上は景祖の一代の事業を敍べたる物語の批判にして、大體之を空想の所産とするは其の歸結なり。然らば完顔氏の眞の歴史は何れの代より始まるとすべきか。此の問題は、高麗史に「活羅多子、長曰効里鉢、季曰盈歌、盈歌最雄傑、得衆心」といひ、又た「我祖肅王代、有會長盈歌、力以制群兇、威以降諸部、雄視白山、數侵吾境」といへる、阿骨打の叔父盈歌(穆宗)の事蹟を明かにし、これより溯つて考ふるを便とす。

七 穆宗の事蹟

盈歌の事蹟を先づ外部の關係より觀るに、始めて高麗と交渉したる生女直部の

1 高麗史(卷一四)睿宗世家、十年正月の條。

2 同上(卷一五)仁宗世家、四年七月の條(仁宗の宋使の問に答へし言)。

君長は盈歌にして、高麗史の肅宗世家に其の使者の來聘を傳へし記事あること、既に第五章に述べたる如し。即ち肅宗七年遼天祚帝乾統二年、西紀一〇二〇四月を第一回、同年十一月を第二回、翌八年七月を第三回、同年十一月を第四回とし、而して甲申の年なる九年乾統四年、西紀一〇四〇の正月の條には、阿骨打の兄烏雅東康宗に關する記事あり。盈歌の死が肅宗八年癸未の年乾統三年、西紀一〇三〇の冬の間にあるし、これに依つて知らる。随つて金史世紀に「癸未十月二十九日穆宗卒」とあるは、略、信據すべき所傳とすべし。さて金史三卷一五の高麗傳を見るに、亦た穆宗の在世中に於ける四回の交渉の事實を傳へし記事あり。¹⁾其の第一條に曰く、

初有醫者善治疾、本高麗人、不知其始自何而來、亦不著其姓名、居女直之完顔部、穆宗時、戚屬有疾、此醫者診視之、穆宗謂醫者曰、汝能使此人病愈、則吾遣人送汝、歸汝鄉國、醫者曰、諾、其人疾果愈、穆宗乃以初約歸之、乙離骨嶺僕散部胡石來勃堇、居高麗、女直之兩間、穆宗使族人叟阿招之、因使叟阿送醫者、歸之高麗境上、醫者歸至高麗、因謂高麗人、女直居黑水部者、部族日彊、兵益精悍、年穀屢稔、高麗王聞之、乃通使于女直、既而胡石來來歸、遂率乙離骨嶺、東諸部皆內附。

此の記事は、高麗に於ける第一回の來聘、即ち高麗史肅宗世家の七年四月の條に、東女眞酋長盈歌遣使來朝とあるに該當せしむるを得。完顔氏と高麗との交渉の未だなかりし時、醫を業とする高麗人の完顔部に流寓せしものありといふは、少しく奇なるが如くなれども、必ずしも然らず。當時高麗の東北境の女直の賊徒は、屢、高麗に入寇し、其の剽略したる人民は之を奴隸として使役せしことなれば、これも彼等の擄し去りたる高麗の邊民の、李朝時代に於いて多く實例の存する如く、女直の諸部族の間に轉賣せられて完顔部に入りたるならむ。又た盈歌が此の醫者を高麗に送還するに方り、使者叟阿をして招諭せしめし、胡石來勃堇は、僕散部といふ部落の酋長にして、其の住地は乙離骨嶺の附近なるが、乙離骨嶺は朝鮮咸鏡南道の天險の一なる今の咸關嶺の稱なり。而して乙離骨嶺より發する河水は乙離骨水といひ、合懶路治今咸興の所在を説明したる金史四卷二地理志の文に「有移鹿古水」と見

¹⁾ 以下述ぶるところについては、滿鮮地理歴史研究報告、第九冊所載の拙稿「完顔氏の曷懶甸經略と尹璫の九城の役」、第二章及び第三章を參看せよ。

²⁾ 滿鮮地理歴史研究報告、第八冊所載拙稿「朝鮮高麗朝に於ける東女眞の海寇」、第三章參照。

ゆるも、同じ河水にして、今の瑚璉川咸關嶺の附近に源を發し、咸興邑に比定せらる。を距ること遠からざる處を過ぐに比定せらる。随つて胡石來の住地は咸關嶺の西方に於ける此の河の流域なること殆んど疑ひなし。下文に胡石來と共に完顏氏に歸附せし諸部を「乙離骨嶺東」となせるは「嶺西」の誤りならむ。世紀の穆宗の段に「命勝管醜阿等撫定乙離骨嶺注阿門水之西諸部居民」とあるは、此の第一回の高麗通聘と相並んで行はれし經略の別傳にして、醜阿は即ち叟阿なるべし。——勝管は昭德皇后の傳金史、卷六四に「曾祖勝管、康宗時累使高麗」と見えたるものなり——但だ世紀の文には之を承けて高麗肅宗五年に相當する庚辰の年の事實を敘せるが、こは壬午の年（肅宗七年）の初めに繫くべき勝管醜阿差遣の記事を庚辰の年の前に置きたる年代上の錯誤と解せらる。斯くの如く盈歌は彼れの歿する前年の初め、使聘を高麗に通ずると同時に、咸關嶺の西方なる咸興平野、即ち當時曷懶甸と呼ばれし地方の女直の諸部を招諭し、之を内附せしむることを得たるなり。

次に第二回の交渉と見るべき金史高麗傳の記事は、前の文を承けたる、

穆宗十年癸未、阿疎自遼使其徒達紀來、說曷懶甸人、曷懶甸人執之、穆宗以達紀送

高麗、謂高麗王曰、前此爲亂於汝鄙者、皆此輩也。

にして、高麗側に於いては上の來聘に次げる同年（肅宗七年）十一月のそれ、即ち「東女眞盈歌遣使、請銀器匠、許之」とあるものに當る。而して此の阿疎の事は、世紀の康宗の段に「穆宗末年、阿疎使達紀誘扇邊民、曷懶甸人執送之」とあり、また阿疎の傳金史、卷六七に「阿疎在遼、無所歸、二年、使其徒達紀、至生女直界上、曷懶甸人畏穆宗、執而送之」と見えたり。阿疎は後に述ぶる如く、星顯水今之布爾哈圖河の畔に居城を有せし訖石烈部の酋長にして、盈歌に伐たれて遼に走りしものなり。其の阿疎が達紀といふものを遣はし來りて曷懶甸今之咸興地方の女直人を煽動したりといふは、胡石來等の所部の完顏氏に内附するを阻止せむとしたるに他ならざるべく、盈歌が曷懶甸人の執へし達紀を高麗に送致したるは、長城によりて高麗と境を接する曷懶甸が當時之と特別なる關係ある地方、詳言すれば一面高麗に内附しながら、他面頻りに陸賊或は海寇として出動する女直人の巢窟にして、達紀自身が亦た本來此の地方のものなりしが爲めなるべし。但だ文の首にいふところの「穆宗十年癸未」は盈歌の歿せし年にして、高麗肅宗の八年なるが故に、達紀の高麗に送致せられしを七年十一月に於け

る盈歌の使者の來聘に相當せしむることは年代上不可なる如くなれども、癸未は其の前年なる壬午の誤りと見るを得。次にいふべし。

次に金史高麗傳に記るされたる第三回の交渉は、

及破蕭海里使韓魯罕往高麗報捷高麗亦使々來賀。

にして之に對する高麗側の記事は、肅宗八年七月に於ける「東女真太師盈歌遣使來朝」なり。蕭海里は遼の天祚帝の乾統二年(壬午)冬遼西の乾州より混同江南の熟女直の部落に亡入したる遼の叛賊にして、盈歌が之を討ち取り、其の首を天祚帝に獻せしは翌三年(癸未)正月なるが、之に關する金史世紀の記載は遼史のそれに符合す。而して世紀が景祖の時に始まるとなしたる生女直部節度使(所謂太師)は、實は此の時始めて盈歌の得たる新職名なること第五章に詳説せしところの如し。されば韓魯罕を使者として高麗に往かしめたる第三回の通聘は、單に海里を破りしことを報ぜしのみならず、また其の新たなる分限をも告げたるものにして、即ち高麗史の文に「太師盈歌」と見えたる所以なりとす。金史高麗傳に依れば、高麗は此の時始めて報使を送りしが如く、世紀にも海里に關する事件の顛末を敘べたる條下に

「高麗始來通好」といへり。されども高麗史には其の明文を闕く。さて前回の通聘の年時についていへば、所謂「穆宗十年」は、盈歌が景祖以來の節度使の職を承襲したりといふ年、遼道宗大安十年甲戌西紀一〇九四を元年としたる世紀の紀年にして、歴史上殆んど意義なきものなれども、其の絶對年代を示せる癸未西紀一〇三は高麗肅宗の八年にして、盈歌は前年(壬午)の末蕭海里を捕斬し、本年正月其の首を遼主に獻ぜしなり。されば之に先だちたる第二回の通聘は必ず肅宗七年中の事にて、癸未は壬午の誤りなりとすべし。

最後に、金史高麗傳に、

未幾復使斜葛與韓魯罕往聘高麗王曰「斜葛女直之族弟也」其禮有加矣乃以一大銀盤爲謝。

とあるは、第四回の通聘にして、高麗史には前の來聘と同じ年(肅宗八年)の十一月の條に「東女真太師盈歌遣古洒率夫阿老等來獻土物」と見ゆ。古洒は斜葛の譯字の轉倒なるべく、阿老は韓魯罕の略譯ならむ。

斯くの如く盈歌は好みを高麗に通じ、又た一方には既に指を染めたる曷懶甸の

咸興の經略を完くする意圖を有せしが、十月二十九日、第四回の修好使の未だ高麗に到着せざる間に歿せり(第九章參照)。

盈歌が始めて高麗に通聘すると同時に、當時高麗の羈縻せる咸興平野(曷懶甸)の女直部族を招諭したるは、是れより先き日本海沿岸の他の要地なる豆滿江の下流域に兵を用ひ、既に其の諸部族を討平せしに由る。先年公けにしたる拙稿「完顔氏の曷懶甸經略と尹瓘の九城の役」の中、曷懶甸經略に先だちたる豆滿江地方討平と題する一節は、世紀及び阿疎金史、卷六七、撤改同、卷七〇、輩魯同、卷六五、留可同、卷六七、幹帶同、卷六五、等の諸傳の記事に依りて此の經略の事實と地理とを考説せしものなれば、茲には其の要を述べし。

豆滿江方面に於いて、歴史上最も重要な位置を占むる地方は、今日間島と稱する布爾哈圖、海蘭二河の流域なるが、其の各の流域の當時の稱は、水名に因りたる星顯路及び潺蠢路にして、北方星顯水の畔には紇石烈部の會長阿疎の據れる城あり(肩子街附近ならむ)、又た鈍恩といふ別會は、南方潺蠢水の畔の一城を保てり。なほ此の地方の東方なる渾蠢水(今の琿春河)の流域に據るものには、烏古論部の留可及

び徒單部の詐都等あり。更に其の東方なる蘇濱水(今の綏芬河)の地には、米里迷石罕城を居城とする烏古論敵庫德ありき。盈歌は所謂節度使襲職の第四年、即ち始めて高麗に通ずる五年前なる丁丑の年、遼道宗壽隆三年、高麗肅宗二年、西紀一〇九七、阿疎征伐の軍を起せり(世紀には之を穆宗三年丙子となしたれども之に據らず、輩魯傳の所傳を採る)。盈歌自ら一軍を將ゐ、寧古塔の東南に於いて馬紀嶺今の老嶺を越え、阿茶檜水今の哈里河に沿ひて阿疎の城に到る。別軍の將撤改盈歌の長兄は他の通路を進み、阿不塞水敦化の傍を流るに次し、胡論嶺今の哈嶺を過ぎ、東南に下りて星顯潺蠢兩路を略定し、鈍恩の城を攻め下し、後、阿疎城下に盈歌の軍に會す。阿疎は兵を被るに先だち、弟狄故保と共に遼に奔り、盈歌をして軍を罷めしむることを遼主に乞ふ。因つて遼より詔使を遣はし來りしかば、盈歌は効者を留めて鈍恩の城を守らしめ、兵を收

阿疎傳に、景祖の長子にして撤改の父なる効者と此の効者との別人なることを註して「金初、亦有兩効者、其一撤改父、贈韓國公、其一守阿疎城者、後贈特進云」といへり。而して「始祖以下諸子傳」(金史、卷六六)に「德帝思皇后、生安帝、季曰輩魯、輩魯與獻祖俱徙海姑水、置屋宇焉、輩魯之孫胡率、胡率之子効者、與景祖長子韓國公効者同名、韓國公前死、所謂肅宗納効者

めて西に還る。而して星顯水の阿疎の城は同部の一酋毛瞎祿の有となれり。

されども曩に撒改の兵の來り攻めたる時、潺蠢水の鈍恩は城を棄て、遁亡し、其の後留可、詐都及び敵庫德等を誘ひて反抗の氣勢を示し、かば、盈歌はまた撒改を都統とする軍を遣はして留可、詐都等を征せしめ、別軍の將謨都訶盈歌の異母弟、石土門等をして敵庫德を伐たしめたり此の征伐は世紀に八月に繋けて記るされ、其の年を詳かにせず。既にして阿骨打も亦た命を受けて出征す。時に鈍恩は米里迷石罕城に居り、先だつて兵を被りたる留可の爲めに赴援せむとせしが、上の別軍の來り攻むるに遇ひ、城陥り、敵庫德と共に軍に降る。留可の城は阿骨打と撒改と協力して攻め破り、悉く城中の渠帥を誅す。留可は之に先だつて遼に走り、詐都も亦た降り。又た撒改の裨將幹帶阿骨打の弟は、留可城を破りし後直ちに二涅囊虎路及び二蠢出路の寇盜を討平したるが、此の二路は今の何れの地なるか明かならず。恐らくは Posjet 灣の沿岸ならむ。

さて阿疎征伐の最初の年より四年を経たる庚辰の年遼壽隆六年、高麗肅宗五年、西紀一一〇〇に至り、鈍恩城の守將効者は、阿疎城に據れる紇石烈部の毛瞎祿を攻め降せり。阿疎、遼に

ありて之を遼主に訴へ、其の命を以てまた兵を罷めしめむとす。而して詔使と共に弟狄故保を遣はし來りて阿疎城に入らしめたり。されども効者は盈歌の内訓を得、詭計を用ひて遼使を逐ひ、狄故保を執殺して阿疎城を略取せり。

斯くして豆滿江の下流域の地方は悉く完顔氏の有となり、阿疎は歸るに處なく後二年、咸興地方の女直部族の完顔氏に内附するや、上述の如く達紀を其の地に遣はして之を阻礙せむとしたるが、こは舊勢の回復を目的としたる窮餘の一策に外ならず。随つて爾來完顔氏の君長は屢、此の亡命者の執送を遼に求め、阿骨打の舉兵も亦た之を以て口實とせり。されども遼は終始之に應ぜざりき。遼史の天祚帝紀、天慶四年西紀一一四一正月の條に「初女直女直生起兵、以紇石烈部人阿疎不從、遣其部撒改討之、阿疎弟狄故保來告、詔諭使勿討、不聽、阿疎來奔、至是女直遣使來索、不發」とあるは、金史の記載に徴し得べき上記の阿疎征伐等の事實に關する簡略なる記事にし

之妻加古氏は也、穆宗四年、伐阿疎、阿疎走遼、遼使使來、止伐阿疎軍、穆宗陽受遼帝約束、先歸國、留効者、守阿疎城、凡三年、卒改破之、天會十五年、贈特進」といひ、其の祖を德帝となせども、石土門が保活里の後とせらるゝ類にて、措信の價值なし。

て阿骨打の兵を擧げしは是の年九月なりとす。

以上述べたる範圍内に於いて、盈歌に關する金史の記事には部分的の誤謬はこゝかしこにこれあれども、豆滿江地方討平に關するものは其の論文の中に之を指摘せり、之を正して考ふれば、其の豆滿江地方の諸部族を討平し、更に東南に下りて曷懶甸經路に指を染め、同時に高麗との交渉を開始したるは、全體の經過の上より合理的なるのみならず、高麗史及び遼史に其の傍證とすべき記事さへありて、そが盈歌の事蹟を構成する歴史的事實なるは、容易に承認せらるゝところなり。

更に世紀を繙くに、是等の外にも盈歌の事蹟と傳ふるところの記事あり。即ち一、阿疎征伐に先だつ丙子の年、遼壽隆二年、西紀一〇九六、唐括部の勃堇跋葛が其の舊知なる溫都部の人跋忒の許に往きて殺されたる故を以て、阿骨打に命じて兵を出ださしめ、跋忒を伐ちて之を殺せること。

二、阿疎征伐の後、五國の鷹路を阻みて遼の捕鷹使を執殺せる陶溫、徒籠古二水の紇石烈部の會長阿閣版に對し、遼主の命を以て兵を出だし、其の城に攻め入りて遼使の生存するもの數人を放還せしめしこと。

三、阿疎城略取後の遼との交渉。——下は蕭海里の叛に接す。其の記事は次の如し。

阿疎復訴於遼、遼遣奚節度使乙烈來、穆宗至來流水興和村見、乙烈問阿疎城事、命穆宗曰「凡攻城所獲、存者復與之、不存者償、且徵馬數百匹、」穆宗與僚佐謀曰「若償阿疎、則諸部不復可號令任使也、」乃令主隈禿荅兩水之民、陽爲阻絕鷹路、復使鼈故德部節度使言于遼曰「欲開鷹路、非生女直節度使不可、」遼不知其爲穆宗謀也、信之、命穆宗討阻絕鷹路者、而阿疎城事遂止、穆宗聲言平鷹路、敗於土溫水而歸、是歲留可○曩に遼來降、八年辛巳、遼使使來、特賜物、賞平鷹路之有功者、九年壬午、使蒲家奴、○奔りし、以遼賜給主隈禿荅之民、且修鷹路而歸。○是の年冬、蕭海里叛す、

(一)は太祖本紀にも同様なる記事ありて、これには阿骨打の進軍路に當れる土溫水等の地名を擧げたれども、前後の所傳と交渉なき單獨なる事件にして、周圍の事情不明なれば、卒かに眞偽の判斷を下すべからず。

(二)も亦た單獨なる事件。紇石烈部の會長阿閣版の名も他に所見なし。部の所在地として示されたる陶溫、徒籠古二水の中前者は上の太祖本紀の土溫水、及び(三)

の文に「穆宗聲言平鷹路、敗於土溫水而歸」といへるものと同一なるべく、金の歴史時代に於いては熙宗の遊獵せし地として本紀の皇統九年の條に「上獵于忽刺渾、土溫」と見ゆ。而して忽刺渾は徒單恭の傳一金史卷二〇に「海陵獵於胡刺渾水」とあり、又た胡刺渾に作りて之を上京楚阿勒に係けたる記事もありて、津田氏の説破したる如く今の呼蘭河なること疑ひなし二呼蘭河は阿勒楚喀河と相對して北方より松花江に流入する河水なり。随つて陶溫土溫及び徒籠古は俱に呼蘭地方の小河ならむと推測せらる。然らば斯かる地方の女直部族が遼の捕鷹使を執殺し、五國に通ぜざらしめたることはこれあるか。若しありとすれば、そは遼に叛せしものなるが、さる事實は遼史に見えず。而して所謂鷹路の不通は、景祖の功業を説明したる妄誕なる物語としての五國部の二回の叛亂にも共通せる題目なるを以て觀れば、此の一條も同じ構想を以て盈歌の事蹟を飾るが爲めに作出せられし説話ならむと思はる。

(三)の所傳に對しても、余は其の史的價值を疑ふ。阿疎城略取の事に關し、阿疎の請ひに由りて遼主の之に干涉したるは事實ならむも、其の干涉を免るべく盈歌の執りたる手段が鷹路を阻絶するが如く主隈禿荅兩水の女直を裝はしめ、兩水の所

在は詳かならず。鷹路に中るといふより推して東流松花江に流入する小河ならむと思はる。而して自ら遼主より征討の命を得たるにありといふは、條理の符せざるものあるのみならず、此の鷹路の閉塞も(二)のそれと同じく信を措き難ければなり。征討の命を受けたる盈歌の行動——「穆宗聲言平鷹路、敗於土溫水而歸」は、皇統九年熙宗の土溫等の地に獵せし如き現實の事實に本づきて案出せられしものならむ。

以上考說せしところに大過なくば、盈歌の事蹟として金史の傳ふるところは概ね歴史的事實なるが如く、机上の製作と見るべきものは比較的少なし。世紀の編者は彼れの一代の事業を概括して「自景祖以來、兩世四主、志業相因、卒定離析、一切治以本部法令、東南至于乙離骨曷懶耶懶、土骨論、東北至于五國、主隈禿荅、金蓋盛于此」と

¹ 金史(卷四四)兵志、兵制の條に「大定二十四年、以上京、率胡刺渾之地、廣而腹云々、同上(卷一二

〇)烏古論粘沒曷傳に「上京胡刺渾、屯屯は河の譌？」人也、移屯河間」とあり。

² 滿鮮地理歴史研究報告、第四冊「金代北邊考」、頁一九二—一九四。

いへるが、こは景祖の段に「景祖稍役屬諸部、自白山、耶悔、統門、耶懶、土骨論之屬、以至五國之長、皆聽命」と記るされたるに應ず。而して所謂「役屬」「聽命」の虛妄なるが如く、「一切治以本部法令」も亦た然り。さもあれ外部の史料たる高麗史の文に「盈歌最雄傑、得衆心」とあり、又た「有會長盈歌、力以制群兇、威以降諸部」ともあるは、其の歴史的事實として信じ得べき部分、即ち盈歌が布爾哈圖、海蘭瑋、春綏芬等の諸河の流域を討平し、及び咸興地方の女直部族を招諭せしこと等を意味する如くなりとすれば、是れより先き完顔氏の勢力の隣近の諸部族に及びし時代なかるべからず。然らば景祖以後盈歌以前の完顔部の君長に關して金史の傳ふるところは如何。

八 世祖及び肅宗の事業

高麗史に「活羅多子、長曰劾里鉢、季曰盈歌」といへる活羅は、金史の景祖に相當する人物にして、劾里鉢は第七代世祖の諱なり。世祖に關する金史の所傳は、世紀の外、列傳に於いては第六十七卷の前半をなせる桓赧散達兄弟傳、烏春傳、臘酷麻產兄弟傳等に見え、後半の鈍恩、留可、阿疎等の諸傳が主として盈歌に關するに對す。世祖

の弟なる第八代肅宗、頗刺淑は、兄に後るゝこと二年にして歿せりとせられ、其の事蹟をなすところの事實は、多く世祖のそれの中に含まる。

世祖の事蹟として傳へられたるところは、彼れに反抗したる同族及び他の諸部族の會長との争戰にして、其の主要なる人物は跋黒、桓赧(弟散達)、烏春、窩謀罕、臘酷(弟麻產)等なり。以下先づ是等の人物について説明せむ。

跋黒は其の傳金史卷六五に依れば、昭祖の次室の生むところにして、景祖の異母弟なりといふ。

桓赧散達兄弟は、其の傳に、

國相雅達之子也、居完顔部邑屯村。

と見えたるものなり。傳は更に國相といふ稱號の相傳を説きて曰く、

雅達稱國相、不知其所從來、景祖嘗以幣與馬、求國相於雅達、雅達許之、景祖得之、以命肅宗、其後撤改亦居是官焉。

1 第二章參照。

と。次に完顔氏と桓赧兄弟との争戦の發端を敍べて曰く、

桓赧兄弟嘗事景祖、世祖初、季父跋黑有異志、陰誘桓赧、欲與爲亂、昭肅皇后〇景祖妃往邑屯村、世祖、肅宗皆從行、遇桓赧散達各被酒、言語紛争、遂相毆擊、舉刃相向、昭肅皇后親解之、乃止、自是謀益甚。

さて雅達及び其の二子に關する是等の記事の説明は、國相の解釋より出發す。

金史卷五 百官志の序語に、金自景祖始建官屬、統諸郡部、以專征伐、巖然自爲一國、其官長皆稱曰勃極烈、故太祖以都勃極烈嗣位、太宗以諳版勃極烈居守、〇太祖の親、諳版尊大之稱也、其次曰國論忽魯勃極烈、國論言貴、忽魯猶總帥也、又有國論勃極烈、或左右置、所謂國相也。と見え、滿洲語にて國を *gurun* とすへば、雅達より肅宗を経て撒改に傳はれりといふ國相は、國論勃極烈 *Gurun bogile* の漢譯名に外ならず。勃極烈は部長を意味する女直語勃董 *bogin* の變形にして、後代の滿洲の官名貝勒 *Belle* は更に其の轉訛したるものなり。又「大君長」を意味する諳版勃極烈 *Ampan bogile* (女真語、大を *ampan* とす) は、收國元年七月、太祖が初めて吳乞買後に授けし稱なるが、都勃極烈は金の建國以前より存せしものにして、太祖本紀に「康宗雅東烏即世、太祖襲位、

爲都勃極烈」と見えたり。而して生女直部の君長たる盈歌が、遼より始めて獲たる職名の節度使たるに對し、其の部族内に於いて彼れ並に前後の君長の自ら用ひし固有の稱號は都勃極烈ならむと思はるゝが故に、節度使承襲の關係を前の三代(景祖、世祖、肅宗)に及ぼしたる世紀の所傳は、故ら此の間に於ける生女直固有の稱號を沒却して之を節度使に附會したるものとすべし(第五章參照)。乾隆の史家は都勃極烈の稱を釋して「都勃極烈總治官名、猶漢云冢宰、都勃極烈即都伯伊勒、伯伊勒 *bo* *le* 貝勒、索論 *Solon* 語謂高爲都」といひ、都を以て女真語の音譯とする見を示せり。(一) されども國論勃極烈の稱に對して其の漢譯名たる國相あり、而して他の稱號國論忽魯勃極烈の「忽魯」に總帥の意あること、上の百官志の文に明記する如くなりとすれば、都勃極烈は「諸勃極烈の長」の意にて使用せられし忽魯勃極烈といふ稱號を半ば漢譯せしものなるべし。完顔忠(迪古乃)の有せし職名耶懶路都孛董の「都孛董」も同様にして、百官志の敍語の上の文の續きに「其部長曰孛董、統數部者曰忽魯」と見え

1 欽定金國語解。

たり。——世紀の景祖の段に「遼人呼節度使爲太師、金人稱都太師者、自此始」といへる。都太師は、忽魯都勃極烈の稱を節度使に附會せむとしたる祖宗實錄の撰者が、前者になづみて恣に設けし虚稱ならむ。——Grube氏の字典には「忽魯」環、hūhū, Ring, とあり。總帥を意味する金代の忽魯も之と源を同じくする語ならむ。

さて國相(國論勃極烈)の官に居れりと桓徽散達の傳に記るされたる撒改は、世祖の兄効者の子にして、世紀に彼れの此の官を得たるを穆宗の節度使襲職の際にありとなし、撒改の傳に其の事情を説明して「穆宗初襲位、念効者長兄不得立、遂命撒改爲國相」といへるが、所謂「不得立」は効者が世祖の兄にてありながら、父なる景祖より節度使の職を繼がざりしを意味す。然かも上述の如く効者を除外して其の三弟(世祖肅宗穆宗)に傳はりたる稱號は都勃極烈にして、節度使にはあらず。而して季弟穆宗は彼れの新たに獲たる節度使と共に之を世祖の長子康宗に傳へ、康宗はまた次弟太祖に傳へしなり。されば撒改傳に「康宗没、太祖稱都勃極烈、與國相撒改分治諸部、匹脫水以北、太祖統之、來流水人民、撒改統之」といへる分治の事實は、完顔部の君長都勃極烈(忽魯勃極烈)に對して國相(國論勃極烈)の有せし實勢力を察する料と

すべく、即ち完顔部の一會としての國相の位置は、都勃極烈に亞ぐものなりしなり。收國元年七月、太祖は弟吳乞買を諸班勃極烈となしたる時、國相撒改を國論勃極烈、吳乞買の同母弟斜也を國論勃極烈となし、九月更に撒改を國論勃極烈より國論忽魯勃極烈に陞拜せしこと、太祖本紀及び撒改傳に見ゆ。されども國相と國論勃極烈とは本と同一官名なれば、撒改に對する七月の任命は無意義なりとすべく、之と相並んで斜也も其の官に任ぜりとすれば、これも怪しむべし。想ふに撒改の陞拜を九月に係けしは誤りにて、彼れは七月國論勃極烈(國相)より國論忽魯勃極烈に進み、斜也は之に代りて新たに國論勃極烈に拜せしなるべし。又た按ずるに、國論勃極烈の漢譯名としての國相の文字の金史に記るされたるは、建國以前に屬し、以後に於いて其の女直名を見る。こは頗る不自然なるが如くなれども、實は前にも國相といへるにあらず、祖宗實錄(世紀の前身)の編者昂盈歌子の

1 W. Grube, *Die Sprache und Schrift der Jücher*, ss. 29, 93.

2 「補註」此の一項は失考なるを以て削除す。理由は次の論文「金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について」の中に詳説せり。

等が、父祖の未開人にあらざることを粧はむとする虚榮心を以て、故ら漢譯名を使用したるなるべし。節度使の承襲を盈歌以前に延長して都勃極烈の稱を没却せしも、同じ意圖に本づきたるものならむ。

撒改以前の國相については、世紀の肅宗の段に桓赧散達兄弟傳と同様なる文字ありて曰く、母弟祖の頗刺淑襲節度使、景祖第四子也、是爲肅宗、祖在父兄祖及景祖祖時號國相、國相之稱不知始何時、初雅達爲國相、雅達者桓赧散達之父也、景祖以幣馬求之於雅達、而命肅宗爲之と。余は是等の記事に依りて、少なくとも世祖の在世中弟肅宗が國相の官に居りしを疑はず。國相の位置が都勃極烈に亞ぐものならば、兄弟各、其の一を占むるは、理に於いて當然なればなり。然らば景祖が之を桓赧兄弟の父雅達より獲たりとの所傳は如何にといふに、こは恐らく歴史的事實にあらざるべし。幣馬の贈與に依れりといふ收得の手續きの事實らしからざるのみならず、若し景祖の獲たるものならば、先づ長子世祖に授けらるゝが順序なればなり。されどもそは兎に角、雅達が其の稱號の本來の所有者たりしことは、之を承認して不可なかるべく、即ち彼れは普通の勃董(部長)にあらざる有力なる酋帥なりしならむ。又た此の人物に關しては、史に其の某部の人なるをいはず。既記の如く居處を「完顔部邑屯村」となし、暗に完顔部の人なるを示せり。而して世祖の嗣立の初め、景祖の妃が二子(世祖及び肅宗)を從へて邑屯村の桓赧兄弟の許に往けりといふ所傳の存するを以て觀れば、村は阿勒楚喀に隣接せる處なるが如し。故に余は國相の號を有せし雅達を以て完顔部の別酋となし、且つ親疎は知らず、完顔氏と血族的の關係さへありしものならむと想像す。

次に烏春は其の傳に「阿跋斯水溫都部人、以鍛鐵爲業」と見ゆ。阿跋斯水はまた阿不塞水、阿不辛河に作り、瑚爾喀河の上流勒福成河に比定せらるゝ河水なれば、烏春の本據は張廣才嶺の東方の要地の一なる敦化附近なるべし¹⁾。而して彼れが此の方面に於ける有力なる酋長なりしは、世祖が其の嗣立の初め、所謂内外潰叛、締交して寇をなすを恐れ、烏春の歡心を得むと欲して約婚を求めしに、彼れは答へて「狗彘の子、處を同じうするも、豈に能く生育せむ、胡里改は女直と親しむべからざるなり」

¹⁾ 滿鮮地理歴史研究報告、第九冊、頁一八七—一八八。

といへりといふ所傳の存するを以て之を知るべし。胡里改は瑚爾喀河の上流域を住地とする溫都部を意味するなり。別會窩謀罕は常に烏春と行動を共にしたるものにして、其の住地は後に述ぶる如く寧古塔地方なるが如し。

臘酷麻產兄弟は傳に「活刺渾水河隣郷紇石烈部人、兄弟七人、素有名聲、人推服之」と記るされたるものなり。活刺渾水の今の呼蘭河なることは前章に述べたる如くなれば呼蘭地方に據りたる部族の酋帥なるべし。

世祖を主人公として上記の人物との争戦を敘述したる世紀并に列傳の記事は、世祖以前の諸祖に關するものに比して頗る詳しく、且つ彼れには動もすれば抽象的の傾向あるに對し、是れは全然具體的なり。されども然るべき説明なき人名地名は頻出し、行文拙劣、敘事亦た散漫にして、直ちに要領を捕捉し難し。因つて先づ其の内容を左に摘記すべし。

一、世祖嗣立の初め、季父跋黒異圖を抱き、桓赧散達兄弟を誘ひて争亂の端を開きしこと。

一、烏春窩謀罕亦た跋黒と結び、世祖が加古部の鐵工より被甲を買ひたる時、難題を提出して世祖を苦しめ、遂に其の甲を還さしめたること。

一、後數年、烏春兵を擧げて來り攻むるや、桓赧散達亦た兵を擧げ、其の勢盛んにして、出で防ぎし肅宗の軍を大敗せしむ。而して烏春は雨に遭ひ、兵を解いて去りしを以て、自ら之に當りし世祖は、轉じて桓赧兄弟の邑に至り、其の家を焚きしも、戦地に於いては肅宗の軍また敗れ、遂に世祖をして和を請はしむるに至りしこと。

一、されども和議は成らず、互に諸部の兵を會して争戦を重ねしが、世祖は自己の身命を賭したる破多吐水の畔の戦に大捷を得、遂に桓赧兄弟をして其の屬と共に來降せしめしこと。

一、此の争戦の間、會跋黒は愛妾の父の家にて肉を食ひ、脹咽して死せしこと。

一、安出虎水阿勒楚喀河の北に住する斡勒部の人に盃乃といふものあり、世祖に反抗するが爲めに先づ之に忠なる歡都を除かむと欲して成らず、遂に烏春窩謀罕と結び、其の來援を得て兵を擧げしが、世祖及び肅宗は蘇素海甸に會戦して之

を大敗せしめ、盃乃を擒獲して遼に獻ぜしこと。

一、活刺渾水河呼蘭の臘醅麻產兄弟は、陶溫水の民と結び、其の勢盛にして屢、野居の

女直を侵し、また來流水河拉林の牧馬を掠めしかば、世祖、穆宗と共に混同江東流松花

江外に出征す。されども野鵲水の畔の戰に敗れて身に四創を被りたること。

一、其の後此の兄弟はまた人を遣はし來りて多數の牧馬を剽掠せしのみならず、

援を烏春等に求め、窩謀罕或は烏春の送りし姑里甸の兵百十七人を得て勢を

張る。而して石顯の子婆諸刊亦來り投ず。世祖之を伐ち、盡く姑里甸の兵

を獲、麻產を奔らし、臘醅及び婆諸刊を執へて遼に獻ぜしこと。

一、世祖は姑里甸の兵を得たるを以て、之を率ゐしものに旨を授け、又た別に兵を

遣はして此の地の民を招撫せしめしに、其の兵は烏春の徒黨に抑留せらる。

歡都、征討の將となり、烏春等と斜堆に戰つて之を破り、兵の抑留せられしもの

を解く。既にして世祖も出馬し、歡都と共に阿不塞水に至りしが、烏春は之に

先だつて死したり。因つて窩謀罕の城に迫り、彼れの遁れ去りたる後、城を破

りて俘獲を擅にせしこと。

以上は世祖一代の間の爭戰にして、彼れの死は最後に述べたる征伐を終りて還りし時にありとせらる。世紀は其の年月を遼の大安八年西紀一〇九二五月十五日となせり。なほ次の君長肅宗頗刺淑に關しては、

大安八年、自國相襲位、是時麻產尙據直屋、鎧水、繕完營堡、誘納亡命、招之不聽、遣康

宗烏雅伐之、太祖別軍、取麻產家屬、鎗釜無遺、既獲麻產、殺之、獻馘于遼、陶溫水民來

附、二年癸酉大安九年、遣太祖、以偏師伐泥龐古部、帥水河名抹離海村、跋黑、播立開

平之、自是寇賊皆息、三年八月、肅宗卒。

といへり。

以上の所傳を構成する主なる事項は、(一)跋黒の異圖、(二)桓赫散達兄弟との爭戰、(三)烏春の來侵、(四)盃乃征伐、(五)烏春窩謀罕討滅の役、(六)臘醅及び麻產の沒落等なり。以下更に是等の事項について説明せむ。

一、跋黒の異圖

世祖嗣立を初め、尊屬跋黒異謀を蓄へ、桓赫兄弟、烏春窩謀罕等を誘ひ、且つ諸部族を離間して亂をなさしめたりといふ。然かも異様に感ぜらるゝは、被煽動者の行

動が幾多の人名地名を含める具體的事實に由りて詳しく説明せられたるに對し、其の争戰の間に於ける跋黒自身の動靜の全く不明なることなり。且つ愛妾の父の家にて肉を食ひ、脹咽して死せりといふ唯一の記載も、頗る傳説めきたり。即ち篡奪を目的とする兵亂の主謀者が、亂の始まりたる後毫も之に與かるなく、而して空しく死したる如くなるは、事件の性質上條理に合はず。又た跋黒は昭祖の次室の生みたる三兄弟の一人とせらるれども、昭祖は空想の人物なれば、此の所傳も、跋黒の傳金史卷六五に「跋黒及同母弟二人、自幼時、每爭攘飲食、昭祖見而惡之、曰、吾娶此妾、而生子如此、後必爲子孫之患」とあるも、共に信を措くべからず。

次に跋黒の異圖に伴ひたる部屬の向背に關して、跋黒の傳に、

跋黒既陰與桓・赫・烏・春謀計、國人皆知之、而童謠有欲生則附於跋黒、欲死則附於劾里鉢、○世頗刺淑、○肅之語、世祖亦以策探得兄弟部人向背。

といひ、世紀に、

部中有流言曰、欲生則附於跋黒、欲死則附于劾里鉢、頗刺淑、世祖聞之疑焉、無以察之、乃伴爲具裝、欲有所往者、陰遣人揚言曰、寇至、部衆聞者、莫知虛實、有保於跋黒之

室者、有保於世祖之室者、世祖乃盡得兄弟部屬向背彼此之情矣。

とあれども、如何なる部屬の向背せしかをいはず。而して却つて世祖對桓・赫兄弟の争戰の敘述の中に、之に關する二三の記事の存するを見る。即ち桓・赫兄弟の傳に、二人の兵力を記して、遂與不・朮・魯・部・卜・灰・蒲・察・部・撒・骨・出・及・混・同・江・左・右・匹・古・敦・水・北・諸・部・兵・皆・會・○といひ、之を承けて、波多吐水・裴・滿・部・幹・不・勃・董・附・於・世・祖・○桓・赫・等・縱・火・焚・之・○幹・不・死・○といひ、又た「桓・赫・軍・復・來・蒲・察・部・沙・祗・勃・董・胡・補・答・勃・董・○世・祖・○使・阿・喜・問・道・來・告・且・問・曰・寇・將・至・吾・屬・何・以・待・之・○といひ、又た「桓・赫・至・北・隘・甸・世・祖・將・出・兵・○乃・沿・安・朮・虎・水・行・且・欲・并・取・海・故・○地・朮・烈・速・勃・董・之・衆・而・後・戰・○世・紀・の・文・に・は・遂・率・衆・出・使・辭・不・失・取・海・姑・兄・弟・兵・已・而・乃・知・海・姑・兄・弟・貳・於・桓・赫・矣・欲・併・取・其・衆・徑・至・海・姑・○とあり、○といひ、又た「未幾桓・赫・散・達・俱・以・其・屬・來・降・○卜・灰・猶・保・撒・阿・辣・村・招・之・不・出・撒・骨・出・據・阿・魯・紺・出・村・世・祖・遣・人・與・之・議・和・○下・文・二・人・の・殺・さ・○といへるが、跋黒が兵亂の主謀者にして、諸部の向背も彼れに依りて定まりたりとすれば、こは先づ彼れに係けて記るべきものにあらざるや。要するに跋黒に關する記載は、幼時より死に至るまで悉く歴史的事實にあらざる如く見ゆ。

二、桓・劄散達兄弟との争戦

世祖と争闘を重ねし桓・劄兄弟が完顔部の別會なるべく思はるゝことは既に述べたり。其の争戦の記事の中に見ゆる地名は、斡魯紺出水、匹古敦水、波多吐水、北隘、甸、安、朮、虎、水、海、故、海、姑、脱、豁、改、原、等にして、就中安朮虎水の今の阿勒楚喀河なるは論なく、海故(獻祖の傳説地として世紀に海古水、鞏魯傳^{金史卷六五}に海姑水と見えたるものに同じ)と匹古敦水とは、松井等氏のいへる如く阿勒楚喀河の一支流なる海溝河と其の東方に於いて松花江に流入する斐古圖河と比定せらる⁽¹⁾。自餘のものは其の所在を詳かにせざれど、亦た何れも阿勒楚喀と遠く隔たらざる地ならむ。而して波多吐水はまた婆多吐水、破多退水等に作り、桓・劄兄弟の大敗したる處なり。又た争戦に與かりたる部族として部名の擧がれるものは、既記の如く不朮魯部、蒲察部、裴滿部等なるが、其の據りたる處が亦た阿勒楚喀と相距る遠からざるは、蒲察部の撒骨出が阿魯紺出村(斡魯紺出水の地なるべし)に居り、裴滿部の斡不が波多吐水に住せりといふに依りて之を察するを得。又た肅宗の軍の敗れし時、世祖は歡都等を遣はし、本部の七謀克を以て之を助けしめたりといひ(謀克は百戸の長、所謂

本部は上の諸部と隣接せる完顔部其のものを指したるものなること疑ひなく、而して烏春の傳に、烏春は嘗て世祖が加古部の鐵工より被甲を買へるを聞き、之を責めて、甲吾甲也、來流水以南、匹古敦^{○數}水以北、皆吾土也、何故輒取吾甲、其亟以歸我といへりと傳ふるを以て觀れば、世祖の時の完顔部の勢力範圍は、大體拉林河と斐古圖河との中間の地方なる阿勒楚喀河の流域なりしが如し(烏春の此の語が自己の勢力を誇張したるものなることは辯を俟たず)。

然らば實事と看做し難き跋黒と桓・劄兄弟との關係は姑く措き、敘述の具體的なる世祖對桓・劄兄弟の争戦は、阿勒楚喀河の流域を舞臺としたる史上の事實としての完顔部の内訌に外ならずして、之を解決したる戦は、世紀に「世祖」身為軍鋒、突入敵陣、衆從之、辭不失從、後奮擊、大敗之、乘勝逐之、自阿不彎至于北隘、甸、死者如仆、麻、破多吐水々爲之赤、棄車甲馬牛軍實、盡獲之、…桓・劄散達自此不能復聚、未幾各以其屬來降、遼、大安七年也」といへる破多吐水の戦是れなりといふを得。大安七年といふ年代

1 滿洲歴史地理、第二卷、頁二一四、二一七。

の確實なるか否かは知らず、世祖の一代を通じて此の戦いのみ其の記載の存するは、祖宗實錄の編者が之を目して特に重大なる事件となしたることを意味するものなるべし。而して戦後の兄弟の消息、即ち「自此不能復聚、未幾各以其屬來降」と記されるされたる彼等の末路の頗る漠然たるは、世祖と血族上の關係あるべき彼等を、單に國相雅達の子にして完顔部の邑屯村に居りたるものとなせると同様、世祖の名譽の爲めに其の裏面に存する悲惨なる事實を明記するを忌みたるならむ。國相の稱については、余は曩に景祖が之を肅宗の有たらしむべく幣馬を以て雅達より求め獲たりといふを疑ひ、而して世祖の在世中肅宗の國相たりしを認めながら、如何にして肅宗の有となりたるかを説明せざりしが、是に至りておのづから其の事情の闡明せられたるを想ふ。蓋し此の稱號は、實は雅達より桓楸に傳はりたるものにして、桓楸の没落の結果、世祖と戦捷の功を分かちし肅宗の獲得するところとなりしならむ。

三、烏春の來侵

烏春は今の敦化の地方を本據としたる溫都部の會長なり。傳に世祖が加古部

の被甲の事を以て彼れに苦しめられたることを記し、次に「後數年、烏春舉兵來戰、道斜寸嶺、涉活論來流水、舍於朮虎部、阿里矮村、滓不乃勃董家、是時十月中、大雨、累晝夜不止、冰斷覆地、烏春不能進、乃引去」とあるは、彼れが完顔氏の本據に迫りしことを述べたるものにして、世紀には「烏春舍於阿里矮村、滓不乃家、而以兵圍其弟勝昆於胡不村、兵退、勝昆執其兄滓不乃、而請泄殺于世祖」といへり。拉林河の中流以上の溪谷は、敦化地方と阿勒楚喀とを聯絡する自然の通路をなし、長廣才嶺より發する活龍河は、其の源流の一なれば、源頭の附近の或る嶺路と此の小河とは、即ち烏春の過ぎたる斜寸嶺及び活論水なりとすべく、所謂「涉活論來流水」は、二水に沿ひて下れる謂なるべし。随つて朮虎部の勃董滓不乃の住地は阿勒楚喀を南に距ること遠からざる處ならむと推測せらる。然らば烏春が滓不乃の家を以て其の弟勝昆の家を圍めりといふは、彼れの侵來に際し、完顔部の隣部の一なる朮虎部の會長が、兄弟相別れて、兄は烏春に黨し、弟は世祖に附せしを意味するものにして、こはまた暗に、跋黒の異圖に對する世祖の處置として、世紀の前文に「陰遣人揚言曰、寇至、部衆聞者莫知虛實、有保於跋黒之室者、有保於世祖之室者、世祖乃盡得兄、弟、部、屬、向、背、此

之情矣」とあるに應ず。然かも烏春を誘ひて争亂の端を開きしもの、跋黒にはあらずして、桓赧兄弟なるべきは、勝昆の家を圍みし後の烏春の動靜を記したる世紀の文に「桓赧散達亦舉兵遣肅宗拒之、當是時、烏春兵往北、桓赧兵在南、其勢甚盛……肅宗兵敗、會烏春以久雨解去」とあるに由りて容易に看取せらるゝところなり。余は曩に跋黒が兵亂の主謀者にして、諸部の向背も彼れに依りて定まれりといふ所傳を、信據に値せざるものとなし、が是に至りて益、其の見の當を得たるを覺ゆ。而して烏春の兵の去りたる後、完顔部の内訌たる桓赧兄弟對世祖の争戰の繼續したる間に於ける、他の隣接諸部の向背、併に争戰の結果は、既記を經たるが如し。

四、盃乃征伐

蘇素海甸の戰に於いて世祖の生擒したる斡勒部の盃乃は、歡都の傳金史、卷八に依れば、景祖の時より其の兄弟と共に安出虎水の北に居りたるものなりといふ。「北」とあるより推せば、其の指すところの地は阿勒楚喀河の下流域にはあらずして、河水の東西に流るゝ上流の溪谷ならむ。烏春の傳には、斡勒部人盃乃、舊事景祖、至是亦有他志、徙于南畢懇忒村、遂以縱火誣歡都、欲因此除去之」とありて、彼れの移居せし

村の名を擧ぐ。村の所在は詳かならざれども、亦た同じ地方の内ならむと思はる。歡都を陥れむとしたる盃乃が、自ら火を失して家を焼きたる時、之を歡都の所爲に歸せりといふ所傳の存するは、住地の互に隣接したるを語るものとすべく、而して歡都の本據は傳に「安出虎水源胡凱山南」と見ゆればなり。又た烏春の傳に曰く「盃乃終不自安、徙居吐窟村、與烏春窩謀罕結約、烏春舉兵度嶺、世祖駐軍屋闢村、以待之、進至蘇素海甸」と。吐窟屋闢二村も亦た其の所在を詳かにせざれど、烏春等の越え來りし嶺は青嶺の名を以て此の傳の他の條に「臘酷使舊賊秃罕等、過青嶺、見烏春、賂諸部、與之交結」といひ、又た臘酷兄弟傳に「過青嶺、東與烏春窩謀罕交結」と見えたるものにして、瑚爾喀、阿勒楚喀、兩河の上流域を分界する今の張廣才嶺なること疑ひなし。蘇素海甸は徒單合喜の傳金史、卷八七に「上京速蘇海水」とあるに依りて河水より出でたる名なるを知るべく、其の河は阿勒楚喀河の上流の一支流ならむと思はる。合喜傳に上京の文字を冠せしは、國都の近傍といふにはあらず、今の呼蘭河に比定すべき胡刺溫水を上京に係けて記るし、例の金史の兵志及び烏古論粘沒曷傳に見ゆる如く、上京の管下の地なりとの謂なるべし。蘇素海甸の戰に捷ちたる世祖は、盃

乃を獲之を遼に獻ぜりといへど、臘醅兄弟との争戦に關して、遂擒臘醅及婆諸刊、皆獻之遼、既而復請之、遼人與之、併以前後所獻罪人歸之」といへると共に、事實と認め難き所傳なり。「而城蘇素海甸、以據之」と烏春傳にあるも、蛇足の文字なるに似たり。

五、烏春窩謀罕討滅の役

臘醅兄弟は世祖に抗せし間、青嶺を越えて烏春窩謀罕と交結し、其の助兵を得たりといふ。而して此の事は臘醅を倒し、後世祖が二會に對して兵を用ひる端をなせりと傳へらるゝが、二會の何れが助兵を出だし、かについては疑ひあり。即ち臘醅兄弟傳には「臘醅復求助於烏春窩謀罕、窩謀罕以姑里甸兵百有十七人助之」といひ、烏春傳には「臘醅麻產求助於烏春、烏春以姑里甸兵百十七人助之」とありて、各別會の名を擧げたればなり。然らば何れが眞の出兵者なるか。烏春傳にまた「世祖擒臘醅獻于遼主、并言烏春助兵之狀、仍以不修鷹道罪之、遼主使人至烏春問狀、烏春懼、乃爲譟言、以告曰、未嘗與臘醅爲助也、德隣石之北姑里甸之民、所管不及此、臘醅既敗、世祖盡得烏春姑里甸助兵一百十七人」云々とありて、一語の窩謀罕に觸れざるを以て觀れば、窩謀罕を出兵者とする所傳の誤りなるを斷じて不可なき如くなれども、然

かするときは、何故烏春が彼れの本據の外なる姑里甸より出兵せしかを疑問とせざるを得ず。德隣石(德林石)は畢爾騰湖畔の巨岩の稱なれば、其の北方とせらるゝ姑里甸は寧古塔附近の地なるべきなり。そも、窩謀罕の何者なるかは史に之を明記せず。たゞ其の名の常に烏春と相並んで記るされたるに由りて、等しく瑚爾喀河の上流地方の一會なるべきを知る。然かもそれ等の記事の示すところの如く、彼等が殆んど同一人として行動したりとすれば、それは頗る不自然なり。此の點に於いては、桓赫兄弟及び臘醅兄弟に關する所傳も然りとすべく、彼等の共通なる行動の間に、必ずあるべき特異の一面を闕く。こは蓋し是等の事實の専ら記憶に依りて後代に傳はり、其の間に小異は大同の内に併合せられたればならむ。然らば彼の助兵の事が同一方面の二會の各に係けて傳へられしも、本來口碑の區々にして、何れが眞の出兵者なるか明確ならざりしに由るものとすべし。又た世祖

1 註第三七參照——〔本書、頁四〇七、註第一〕。

2 滿鮮地理歴史研究報告、第九冊、頁二三一—二三四。

が烏春の助兵の事を遼主に訴へ、例の鷹路の阻絶を理由として之を罪せしめむとしたりといふは事實らしからざるも、烏春自ら姑里甸の民は彼れの所管にあらずと言へりとせらるゝことは、彼れの勢力が姑里甸に及びしにもせよ、こゝには別の酋帥ありて其の民を管せしを暗示す。故に余は是等の諸點を綜合して姑里甸の兵を出だし、ものを窩謀罕なりとすると共に、其の地の酋帥の窩謀罕なるべきを想ひ、烏春に上の言ありしは、世祖が窩謀罕の行動を左右する勢力を有せし烏春に對して出兵の事を抗議したるが爲めなるべしと解釋せむとす。

さて烏春の傳に曰く「臘酷既敗、世祖盡得烏春姑里甸助兵一百十七人、而使其卒長幹善、幹脫、往招其衆、繼遣斜鉢、勃董、撫定之。斜鉢不能訓齊其人、蒲察部故石、跋石等、誘三百餘人、入城、盡陷之」と。幹善、幹脫は姑里甸の兵を率ゐしもの、其衆は二人の本地姑里甸の民、斜鉢は完顔氏の將、故石、跋石は烏春及び窩謀罕の黨なるべし。又た曰く「世祖使歡都爲都統、破烏春、窩謀罕於斜堆、故石、跋石皆就擒、世祖自將、過烏紀嶺、至窩謀海村」と。斜堆は活論水(今の活龍河)の源頭の附近と云ふし、前述の斜寸嶺と同一なるべく、烏紀嶺も之と相距る遠からざる張廣才嶺中の嶺路ならむ。而して窩謀

海村は窩謀罕と縁ある地名なるが如し。又た曰く「胡論加古部勝昆、勃董、居烏延部富者、郭敏請分一軍、由所部伐烏春、蓋以所部與烏春近、欲以自蔽故也、乃使斜列、躍盤、以支軍道其所居、世祖自將大軍、與歡都合、至阿不塞水、○今の勒嶺東諸部皆會、嶺即張廣才嶺、石土門亦以所部兵來、是時烏春前死」と。加古部に冠せる胡論は地名。穆宗の阿疎征伐の時、別軍の將撒改は阿不塞水に次したる後、胡論嶺を越えて星顯、潺蠢兩路(布爾哈圖海蘭二河の流域)を略定したりといひ、嶺名としての胡論は敦化地方と布爾哈圖河の溪谷とを聯絡する哈爾巴嶺なること疑ひなければ、加古部の勝昆は布爾哈圖河の上流地方に住せし酋帥なるべし。前にいへる朮虎部の滓布乃勃董の弟なる同名の一會と混同すべきにあらず。被甲を世祖に賣れりといふ加古部の鐵工烏不屯も、此の地方のものならむ。烏延部の富者等は、其の傳金史、卷六、五、謝庫德以下雜傳に蟬春水に係けて記るされ、これに依りて部の所在を知るべし。即ち阿疎傳金史、卷六、七、撒改傳同、卷七の文に星顯と相並んで見ゆる潺蠢は、今の海蘭河に比定すべき水

1 滿鮮地理研究報告、第九冊、頁一八九。

名なるが、蟬春が其の異譯の一なるは、食貨志金史卷四六の戸口の條に「皆長白山星顯禪春河女直人」とあるを參照して甚だ明かなればなり。撒改が阿疎征伐の軍を率ゐて阿不塞水に次したる時、烏延部の斜勒勃董來り謁し、先づ潺蠢星顯兩路を略定し、然る後深く入つて阿疎の城（星顯水即ち布爾哈圖河の下流）を取るべき策を獻ぜしこと撒改傳に見ゆ。而して其の議に従ひたる撒改は、先づ鈍恩の城を攻め下せりといひ、城の所在の海蘭河の下流なるは、鈍恩在南阿疎在北」とあるに由りて之を察するに難からざれば、此の烏延部の會長は海蘭河の上流域に住せしものなりとすべく、亦た以て部の所在を知るべき料となる。要するに世祖の烏春征伐の際世祖に款を通ぜし加古部及び烏延部は、共に烏春の率ゐる溫都部の隣部にして、前者は布爾哈圖河の上流、後者は海蘭河の上流を住地としたるが如し。又た所部の兵を以て來會せりといふ「嶺東」の石土門は、其の傳に「耶懶路完顏部人、世爲其部長、父直离海、始祖弟保活里四世孫」と見えたるものなれども、第三章に述べたる如く、實は此の時始めて完顏氏に歸服したる耶懶地方の土酋なるべし。次に烏春傳は世祖が窩謀罕の城を圍み、窩謀罕の遁走せし後之を陥れたることを記せり。而して「諸部皆

安輯焉」とあるは、此の征伐に由りて所謂嶺東の地方（瑚爾喀河の上流域）が完顏氏の有となれるを意味す。

六、臘醅及び麻產の没落

金史卷七六に二人の本傳ありて、其の首に「臘醅麻產兄弟者、活刺渾水訶鄰鄉紇石烈部人、兄弟七人、素有名聲、人推服之」といふ。呼蘭河の流域を住地として其の方面の女直の間に勢力を有せしものなるべし。同傳に世祖の之を征せしことを敘べて「臘醅麻產驅掠來流水林河、拉牧馬、世祖至混同江、東流松花江、與穆宗分軍、世祖自妬骨、魯津、倍道兼行、馬多乏、皆留之路傍、遇臘醅于野、鵠水、日已曛、臘醅兵衆、世祖兵少、歡都慶戰、出入數四、馬中創死者十數、世祖突陣力戰、中四創、不能軍、穆宗自庵吐、渾津、度江、混同江、遇敵于蒲蘆、買水、敵問爲誰、應之曰歡都、問者射穆宗、矢著于弓、箠」といへるが、妬骨、魯津以下の地名は概ね詳かならず。たゞ蒲蘆買水と次の條に「臘醅復求助於烏春、窩謀罕、窩謀罕以姑里甸兵百有十七人助之、臘醅據暮稜水、保固險阻、石顯子婆諸刊亦往從之、世祖率兵圍之、克其軍、麻產遜去、遂擒臘醅及婆諸刊、皆獻之、遠盡獲其兵」といへる暮稜水とは、松井等氏の指摘したる如く、呼蘭河の東方に於いて松花江に流入する布雅密河

と穆倫河とに擬するを得。太祖本紀の收國二年の條に「九月己亥、上獵近郊、乙巳、南路都統韓魯來見于婆盧買水」といへる婆盧買水は蒲蘆買水の異譯なるべし。さて世祖は暮稜水の險に據れる臘酷に克ち、次に鋒を轉じて之と交結する青嶺の東の二會を倒し、其の役を終るに及んで病歿せり。而して世祖の後を承けたる肅宗の主なる事業は、直屋鎧水の地に據りて勢を保てる麻産を討滅せしことなりき。直屋鎧水の所在亦た詳かならず。されども臘酷麻産傳に「麻産據直屋鎧水、繕完營堡、招納亡命、杜絕往來者、恃陶溫水民爲之助、招之不聽、使康宗伐之……康宗自阿隣岡乘舟、至於帥水、舍舟、沿帥水而進、使太祖從東路、取麻産家屬盡獲之、康宗圍麻産急、太祖來會軍、於是麻産先亡在外、其人乘夜突圍遁去」といひ、世紀に「既獲麻産殺之、獻馘于遼、陶溫水民來附」ともあれば、陶溫水帥水等と同じく呼蘭地方の小河なるべし。陶溫水は熙宗本紀に「上獵于忽刺渾○呼土溫」と見えたる土溫水の譯字を異にしたるものにして、帥水は兵志に「上京率○胡刺溫」○呼蘭河之地とあり、唐括德溫傳一〇〇に「上京率河人也」とある率河なるべければなり。

さて上の六項に含まれたる事實は、世祖及び肅宗の傳記を構成する主なる要素なり。其の中跋黒に關する一項は、到底實事と看做し難きを以て且く之を除斥すれば、二主の事業は、内部に於いては桓赧兄弟との争戦に克ち、外部に對しては隣境の要地に據りたる盃乃臘酷烏春窩謀罕麻産等の渠會を討ちて之を平げたりといふに歸著す。即ち世祖及び肅宗を中心人物とする金史の記載は、盈歌(穆宗)の二兄の相ついで完顔部に君長たりし間、其の部の勢力が北は松花江外の呼蘭河の流域に、東は張廣才嶺を越えて瑚爾喀河の上流地方に及びしことを傳へしものに外ならず。然らば此の所傳の性質は如何にといふに、余は大體より觀て措信の價値ある史上の事實のものなりと認む。理由は、之を疑ふ場合には、肅宗の歿後數年の間に阿疎、鈍恩、留可、詐都、敵庫德等の諸會を倒して布爾哈圖、海蘭璋、春綏芬、四河の流域を領有したる盈歌の經略が、布爾哈圖河の下流の地を根據とする阿疎に對する

1 滿洲歴史地理、第二卷、頁一六七—一六八。

2 本報告、頁二六三—二六四參照——〔本書、頁四一五—四一六〕。

出兵に始まりたる事情を適當に説明すること能はざればなり。

惟ふに世祖が桓赧兄弟と争戦を重ねし間——即ち完顔部の内訌——烏春は嶺外より兵を出して後者を援けしが、嶺内に於いて之に與かりたる朮魯蒲察、裴滿等の諸部は、阿勒楚喀附近の阿之古村を本據とする完顔部と隣接して匹古敦水(斐克圖河)と來流水(拉林河)との中間の地方——阿勒楚喀河の流域——に散居せしものなるが如く、所謂生女直は是等の諸部の汎稱ならむと思はる。——完顔部の君長は都勃極烈(Huflu Bogile)と稱し、他の諸部の酋帥は某勃堇(Bogin)とスヘリ。生女直の諸部の中完顔部の最も有力なりしは、これに依りて知らる。——而して桓赧兄弟に克ちたる世祖は、悉く是等を威服せしむるを得、更に兵を外部に用ひて盃乃、臘醜、烏春、窩謀罕等の諸酋を倒し、なるべし。約言すれば、彼れは肅宗と共に群小割據せる混同江及び青嶺の内外の地方を統一し、季弟穆宗をして豆滿江地方の諸部を討平し、及び曷懶甸の經略を遂行せしむべき基業をなしたるなり。

然るに世紀は桓赧兄弟に黨せし朮魯蒲察二部の酋長(卜灰及び撒骨出)の殺されたることを記したる條に、「自是舊部悉歸」といひ、また盃乃に關して「景祖時、斡勒部人

盃乃來屬及是有他志」といひ、烏春の傳には烏春と完顔氏との關係を述べて、烏春阿跋斯水溫都部人、以鍛鐵爲業、因歲歉、策杖負擔、與其族屬來歸、景祖與之處、以本業自給、既而知其果敢善斷、命爲本部○溫都部長、仍遣族人益德、送歸舊部、益德烏春之甥也」といへり。若し是等の所傳を正しとすれば、生女直の諸部は、世祖の父祖の代より夙く完顔氏に隸屬し、世祖に伐たれて敗亡したる隣境の酋帥も、景祖の時には一たび其の配下に立ちたることありとせざるを得ず。されどもこは完顔氏の本來の勢力を誇張して説き、及び世祖の征伐を離叛者に對する正當なる出兵なるが如く装はむとする祖宗實錄の編者の意圖より出でたる造作なること殆んど疑ひなし。彼の跋黑を以て兵亂の主謀者とする所傳も、亦た實錄の撰者の案出せしものなるべく、即ち跋黑は、桓赧兄弟及び烏春等の内外相應じて世祖に反抗したる騷亂の由來を、表面上合理的にすると共に、之を伐ちたる世祖に正當なる名分を與へむとして、故ら史上の事實の上に安置せられし空想の人物ならむ。試みに臆測すれば、事蹟の不明なる國相雅達こそ、寧ろ世祖の尊屬にして、世祖と桓赧兄弟とは從兄弟の關係を以て互に勢力を争ひたるものならむも知るべからず。

之を要するに、完顔氏の始祖以下十帝の事業として金史の傳ふるところは、第七代世祖(劾里鉢)以後に於いて始めてやゝ信を措くを得。世祖の父としての景祖(烏古迺)の實在は、前の四帝(始祖より昭祖)の如く之を否認すべきにあらざるべきも、其の事蹟とせらるゝものは悉く妄なり。阿离合懣が景祖の第八子にして、其の傳史金三卷七に「爲人聰敏辨給、凡一聞見、終身不忘、始未有文字、祖宗族屬時事、並能默記、世祖嘗稱其強記人不可及也、天輔三年纂宗實錄編、宗翰日往問之、盡得祖宗舊俗法度」とあるを以て觀れば、景祖時代の史實は阿离合懣等の見聞並に記憶の範圍外に屬せしならむ⁽¹⁾。随つて完顔氏のやゝ信すべき歴史は、世祖と桓赧兄弟との爭戰を以て始まるとすべし。

景祖は遼の太平元年西紀一〇二一に生れ、咸雍十年西紀一〇七四一五十四歳にて死せりといふ。世紀はかく傳ふれども、天會の修史家の造作に過ぎざるべし。又た桓赧兄弟の敗亡したる破多吐水の戰の大安七年西紀一〇九一、世祖の死の翌年五月十五日、肅宗の死の大安十年西紀一〇九四八月、穆宗の死の乾統三年西紀一〇三〇三月二十九日。是等

の年月は阿离合懣等の記憶に本づきたるものなるべけれど、其の記憶に誤りなきを保し難し。たゞ最後の穆宗の死に於いて略正しかるべきは、高麗史の記載に依りて之を確かむるを得⁽²⁾。

九 康宗の事業

穆宗盈歌死し、世祖の長子烏雅束(康宗)都勃極烈並に節度使の職を襲ぐ。世紀に「康宗諱烏雅束、字毛路完、世祖長子也、遼清寧七年辛丑歲西紀一〇六一生、乾統五年癸未西紀一〇五三年、西紀一〇三〇襲節度使、年四十三、穆宗末年、阿疎使達紀誘扇邊民、曷懶甸人執送之、穆宗使石適歡、撫納曷懶甸、未行、穆宗卒、至是遣焉」といひ、以下主として曷懶甸の經略、高麗との衝突に關する事實を敘べたり。而して之に應ずる記事は亦た高麗傳金史卷一三五に見ゆ。康宗職にあること十一年、遼の天慶三年癸巳の歲西紀一〇三一年卒

1 本報告、頁一九〇—一九一參照——〔本書頁三四〇—三四二〕。

2 本報告、頁二五一—二五二參照——〔本書頁四〇三—四〇四〕。

す。世紀に「十一年癸酉、康宗卒」とあれども、癸酉は癸巳の譌りにして、歡都の傳金史卷六八に「康宗十一年癸巳」とあるを正しとすべし。

穆宗は豆滿江地方の女直部族を討平し、更に南に下つて高麗の羈縻せる咸興平野、曷懶甸の諸部を服屬せしめんとせしが、業半ばにして歿せり。石適歡の差遣に始まりたる康宗の曷懶甸經略は、——高麗傳には「遂使石適歡往納曷懶甸人、未行而穆宗沒、康宗嗣、遣石適歡以星顯○布爾哈圖河、統門滿江之兵、往至乙離骨嶺○咸嶺、益募兵趨活湍水、○江、徇地曷懶甸、收叛亡七城、云々と見ゆ——叔父の遺業を繼承せしに他ならず。石適歡は高麗に服屬して完顔氏の命に従はざる女直——所謂「叛亡七城」——を伐ち、亡ぐるを逐ひて定平の長城の近傍に到れり。高麗史世家の肅宗九年乾統四年、西紀一一〇四の條に「正月辛巳、○六東女真男女一千七百五十三人來投。東女真酋長烏雅東、與別部夫乃老女○曷懶甸地方、有隙、遣公兄之助、○石適歡の發兵攻之、騎兵來屯定州關外」とあるは之を意味す。穆宗歿して後月餘の事なり。高麗は亡入せる女直を還さず、且つ完顔氏の經略を阻止せしむとし、門下侍郎平章事林幹を邊州に遣はして事を處理せしむ。林幹兵を用ひて利を失ひ、更に遣はされし尹瓘も亦

た敗衄せり。即ち高麗史世家に「正月癸未、○八王以門下侍郎平章事林幹判東北面行營兵馬事、御宣政殿、授鉄鉞、往備之。二月壬子、○八林幹與女真戰于定州城外、敗績。乙丑、○二以樞密院使尹瓘爲東北面行營兵馬都統、御重光殿、授鉄鉞、遣之。三月丁丑、○四尹瓘與女真戰、斬三十餘級、我軍死傷陷沒者過半」といひ、又た尹瓘の傳高麗史卷九八に「烏雅東又與別部夫乃老有隙、發兵攻之、來屯近境、王命林幹往備之、幹邀功、引兵深入、擊之、敗績、死者大半、女真乘勝、闖入定州、宣德關城○宣德鎮は廣浦の南にあり、殺掠無算。乃以瓘代幹爲東北面行營都統、授鉄鉞、遣之、瓘與戰、斬三十餘級、我軍陷沒、死傷者過半、軍勢不振。遂卑辭講和、結盟而還」と見ゆ。而してこは又た金史高麗傳に「康宗二年甲申、○乾統四年、高麗肅宗九年、高麗來攻、石適歡大破之、殺獲甚衆、追入其境、焚略其戍守而還。四月、高麗復來攻、石適歡以五百人禦於關登水、復大破之、追入關登水、逐其殘衆、踰境」とあるに合ふ。但し四月は三月の誤りなるべく、關登水は定平の長城の前面を流るゝ今の鳳始川の稱ならむ。又た高麗傳は此の二回の捷戰を敘ぶるに先だちて「收叛亡七城、高麗使人來告曰、事有當議者、曷懶甸官屬、使斜勒詳穩、治刺保詳穩往、石適歡亦使孟魯往、高麗執治刺保等、而遣孟魯、曰、無與爾事、於是、五水之民、皆附於高麗、團練使陷者十四人」と

いへり。一見解し難き記事なれども、これに依つて正月八日邊州に遣はされし高麗の林幹が、二月八日石適歡の兵と戦ふに至るまでの間に、曷懶甸の民を高麗に歸服せしめむとし、其の土酋の完顔氏に服屬して官職を受けたるもの（所謂曷懶甸官屬、即ち團練使）を招致せし事實を知り得ることは、拙稿「完顔氏の曷懶甸經略と尹瓘の九城の役」第五章に詳説せしところの如し。而して二回の捷戦の記事を承けて「於是高麗王曰、告邊釁者、皆官屬祥丹、傍都里、昔畢罕輩也、十四團練、六路使人在高麗者、皆歸之、遣使來、請和」といへるは、尹瓘傳に「尹瓘遂卑辭講和、結盟而還」とあるに當り、次に「遂使斜葛、經正疆界、至乙離骨水、連川、曷懶甸活禰水、江、留之兩月、斜葛不能聽訟、每一事、輒至杖蔓、民頗苦之、康宗召斜葛還、而遣石適歡往、石適歡立幕府于三潺水、詳、未其嘗陰與高麗往來、爲亂階者、即正其罪、餘無所問、康宗以爲能」とあるは、曷懶甸領有後の康宗の措置を敍べたるものに係かる。

尹瓘・林幹の敗戦の結果、高麗は定平の長城外の女直に對する羈縻權を放棄せり。されども斯くして完顔氏を得々たらしむるに忍びず、肅宗薨じて睿宗位を嗣ぐに及び、大いに師を興して曷懶甸收復の舉に出でたり。軍總て十七萬、分つて五軍を編成し、侍中尹瓘元帥たり。睿宗二年乾統七年、（烏雅東）十二月、長城を踰えて目的地に侵入し、月餘にして女直の百三十五村を覆沒す。而して要衝の地に九城を築き、女直の反抗に備へたり。咸英雄、吉福の五州及び公嶮、崇寧、通泰、眞陽の四鎮是れなり。然るに出兵の後約四十日、康宗の南下せしめし生女直軍は、高麗の占領地に入り來れり。これより彼等は、是等の諸城を侵し、殊に退潮灣頭の雄州城及び咸關嶺下の吉州城を攻撃してやまず。互に勝敗ありて、一年有餘を經過せしが、睿宗四年乾統九年、（西紀）一〇九年、五月、吉州、公嶮二城陥り、公嶮鎮は吉州に近し、之を救はむとしたる吳延寵は途上に掩撃せられて大敗せり。是れより先き完顔氏は九城の撤廢を條件とする和好の回復を欲し、之を高麗に要むること再三に及ぶ。而して二城を陥るゝや、更に其の議を提出せり。高麗之を容れ、此の年七月、九城の守兵を撤し、戦具資糧を内地に收め、其の地を舉げて完顔氏の有に委せり。

翻つて金史の高麗傳を見るに、此の戦役に關する記載は甚だ粗なり。然かも其の一條に「康宗四年丙戌、乾統六年、（高麗）高麗使使黑歡方石來、賀嗣位、高麗より睿宗の嗣立を報ずる使を遣はし、高麗史に之に應ずる記事を缺く、似康宗使孟魯報聘、睿宗世家の元年正月の條に、東蕃公牙等十人來朝」とあり。

當るに、且尋前約、取亡命之民。高麗許之使使至境上受之。康宗以爲信然、使完顔部阿聒烏
 林答部勝昆往境上受之。康宗敗於馬紀嶺。○寧古塔と局子街とを乙隻村、以待之。阿聒勝
 昆至境上、○定州、高麗遣人殺之。尹璫の所爲、而出兵曷懶甸、築九城」とあるは、高麗史の
 記事を參照して史實の解釋に資すべき重要な文字にして、其の詳かなること、は、
 拙稿「尹璫の九城の役」第六章に之を述べたり。次に「康宗歸、○馬紀嶺の敗獵地、衆咸
 曰、不可舉兵也、恐遼人將以罪我、太祖○阿獨曰、若不舉兵、豈止失曷懶甸、諸部皆非吾有
 也、康宗以爲然、乃使韓塞○世紀に韓塞に作る、康將兵伐之、大破高麗兵」とありて、こは尹
 璫の曷懶甸侵入に對し、直ちに兵を南下せしめしを意味す。康宗六年戊子乾統八
 三年正月の事なるべし。次に康宗七年己丑の歲睿宗四年の講和及び之に先だち
 たる交戦の事實を敍べて、六月、高麗率兵來戰、韓塞敗之、進圍其城。七月、高麗復請和、
 康宗曰、事若酌中、則與之和、高麗許歸亡入之民、罷九城之戍、復所侵故地、遂與之和」とい
 ひ、文の首にあるべき年次を闕く。所傳の據所となりたる古老の記憶の朦朧たり
 しが爲めなるべし。六月に係けて記るされたる交戦は、吉州公嶮二城を救はむと
 したる吳延寵を大敗せしめし事實を指したるものなるべければ、六月は五月の誤
 りなり。

康宗の曷懶甸經略の事實を略敍したる世紀は、其の甲申康宗二年、高麗肅宗九年の役の次に
 「蘇濱水民不聽命、使韓帶○康宗及母弟太等、至活羅海川、召諸官僚告諭之、含國部蘇濱水
 居韓豁勃董不至、韓准部職德部既至、復亡去、塢塔○穆宗の時、留可と共に遇二部於馬紀
 嶺、○寧古塔の東南に於い、嶺、執之而來、遂伐韓豁、克之、韓帶進至北琴海、攻拔泓忒城、乃還」と
 いふ一事を傳ふ。韓帶傳金史、卷六五の記事も大同小異にして、これには「康宗二年甲申、
 蘇濱水諸部不聽命、康宗使韓帶等往治其事、行次活羅海川、撒阿村、召諸部、諸部皆至、惟
 含國部韓豁勃董不至、韓准部狄庫德勃董○韓准部は留可傳、金史卷六七の奧純部にして、
 狄庫德は同傳の敵庫德、世紀穆宗の段の「蘇濱水
 烏古論敵庫德」なり、
 穆宗の時降附す、職德部厮故速勃董亦皆逐去、遇塢塔於馬紀嶺、塢塔執二人以降、
 於是使韓帶將兵伐韓豁、募軍于蘇濱水、韓豁完聚固守、攻而拔之、進師北琴海、關登路、攻
 拔泓忒城、取畔者以歸」といひ、世紀に比して文意の明瞭なるは喜ぶべし。韓帶が蘇
 濱水綏芬河の諸部の會長を召集したる活羅海川の撒阿村は、瑚爾喀河に比定すべ
 き活羅海川の名と、阿勒楚喀より豆滿江の下流を経て綏芬河の流域に赴く通路の

關係とに依つて察するに、蓋し寧古塔附近の地なるべく、此の地方には姑里甸の稱もありたり。蘇濱水の含國部の會長幹豁を降し、後幹帶の軍を進めし北琴海は、松井等氏の説の如く今の興凱湖なること疑ひなし。蘇濱水の流域は星顯潺蠢二水（布爾哈圖河及び海蘭河）と共に、穆宗の經略を經たる地方なり。康宗の時此の地方の諸部が命を聽かざりきといふは、含國部の幹豁等一二の部會の離叛を意味し、全體としては完顏氏の勢力範圍内にありしこと、幹帶が直ちに其の地に赴かず、先づ諸部の會帥を寧古塔附近の地に召集せしにて之を知るべし。

一〇 結語

以上章を重ねて完顏氏の始祖以下十帝の事蹟を傳へし金史の世紀並に列傳の記事を批判し、其の疑ふべきを捨て、其の信ずべきを取り、阿勒楚喀附近を本據とする完顏部の威力は、世祖より康宗に至る四主の間に、滿洲及び高麗の長城外の女直の諸部族に及びしことを知れり。實に是等の四主は、渤海國滅亡の後、始めて女直民族統一の大業を遂げたるなり。

天慶三年西一三〇一冬、康宗卒し、次弟阿骨打代つて都勃極烈となる。而して翌四年

（甲午）六月、遼の命にて節度使の職を嗣ぎしが、彼れは忽ち遼に對して兵を擧げたり。擧兵の發端については、金史太祖本紀に「甲午六月、太祖至江西混同江は遼使使來致襲節度之命。初遼每歲遣使、市名鷹海東青于海上、道出境內直〇生女使者貪縱、徵索無藝、公私厭苦之、康宗嘗以不遣阿疎爲言、稍拒其使者、太祖嗣節度、亦遣蒲家奴往索阿疎、習常以此二者爲言、終至于滅遼、然後已。至是、復遣宗室習古迺、完顏銀朮可、往索阿疎、習古迺等還、具言遼主驕肆廢弛之狀、於是召官僚耆舊、以伐遼告之、使備衝要、建城堡、修戎器、以聽後命、遼統軍司聞之、使節度使捏哥來問狀、曰、汝等有畏志乎、修戰具、飭守備、將以誰禦、太祖答之、曰、設險自守、又何問哉、遼復遣阿息保來詰之、太祖謂之、曰、我小國也、事大國、不敢廢禮、大國德澤不施、而逋逃是主、以此字小、能無望乎、若以阿疎與我、事朝貢、苟不獲已、豈能束手受制也」といひ、遼史天祚帝紀の天慶四年の條にも「秋七月、女直復遣使、取阿疎、不發、乃遣侍御阿息保、問境上多建城堡之故、女直以慢語答、曰、若還阿疎、朝貢

如故、不然城未能已といへり。然かも斯くの如きは、固より舉兵の口實に過ぎず。世祖より康宗に至る四主の力を傾けて女直民族の統合を計るや、阿骨打も親ら之に與かれり。而して其の業既に成り、會長兄の死に由りて完顔部の主帥となる。時に年四十六。即ち彼れの領する民族的勢力を提げ、直ちに西隣の契丹民族に迫るは、當然彼れのなすべき業ならずんばあらず。阿骨打は之をなさんとして起ちたるなり。

阿骨打以前の事蹟を掲ぐる金史の世紀、並に之に應ずる列傳の文は、始祖以下十帝實錄皇統元年完顔昂撰進を原據とせしものにして、太祖本紀以下の本づくところは、太祖實錄皇統八年完顔宗弼撰進等歴代の實錄なるべし。而して太祖本紀の史料としての性質は、世紀と趣を異にし、著しく確實の度を増す。蓋し阿骨打の舉兵以來、女直自ら記錄を有するに至りしが爲めにして、その金史卷六完顔昂傳に「女直初無文字、及破遼、獲契丹漢人、始通契丹漢字」と見えたり。故に今余は此の舉兵に言及し、之を以て「世紀の研究」を主題とする本篇を結ぶ。

黃虞稷の千頃堂書目(卷四、國史類、補)に金朝の實錄を録すること次の如し。

始祖以下十帝實錄三卷 金源郡王完顔昂撰

太祖實錄 宗弼修、皇統八年進

太宗實錄 泰和九年尙書右丞相監修國史紇石烈良弼進

睿宗實錄 大定十一年紇石烈良弼進

海陵庶人實錄

世宗實錄 明昌四年尙書右丞監修國史完顔匡等進

章宗實錄 興定四年九月國史王若虛修進

衛王事迹 興定五年進

宣宗實錄 正大五年王若虛修進

何れも今ま傳はらざる如くなれども、清初には存せしなるべし。

大正十三年三月稿、十五年六月補正〔滿鮮地理歷史研究第一冊〕

金の建國以前に於ける完顔氏の
君長の稱號について

——「金史世紀の研究」補正——

第一 緒言

第二 節度使及び太師に關する余の舊説と鳥山氏の新説

第三 節度使及び太師の正體

第四 國相及び都勃極烈

一 余の舊説と鳥山氏の新説

二 舊説補正

A 金史百官志の記事

B 都勃極烈の稱

C 國相の稱

三 鳥山氏の説に對する辯

金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について

第一 緒言

金の建國以前、完顔氏の君長の用ひてゐたと傳へられてゐる稱號に、節度使といひ、太師といひ、都勃極烈といひ、國相といふのがある。去る大正十五年、余は「金史世紀の研究」と題する一篇を滿鮮地理歴史研究報告第十一冊に掲げ、完顔氏の始祖以下十帝の物語を批判した時、これ等の稱號にも説き及んだ。

近ごろ再び世紀の内容を精査し、其の間、往年の研究に對してこゝかしこに補正を加ふる必要を認めつゝ、あつたが、たまたま、學友京城帝國大學教授鳥山喜一氏は、上記の諸稱號に關する新しい見解を發表せられた。去年(昭和六年)十一月發行青丘學叢第六號所載の論文「金史世紀のいはゆる太師と國相と」がそれである。鳥山氏は、

私の此の小さき問題の提出は、金史研究上の思ひつきであつて、或は第二義、第三義なものでもあらうが、備忘的覺書から、聊か卑見を陳ずることゝした。といひ、此のつゝ、まじやかなる辭を前がきとして、氏の獨自の見を披瀝せられた。

余は此の論文に接して、余の往年の研究がたとひ不完全なるものであつたにしても、學界の一隅に幾分の存在を認められたことを喜ぶと同時に、鳥山氏の學究的態度に衷心から敬意を表した。今ま此の一文を草するのも、またそれが爲めである。

第二 節度使及び太師に關する余の舊説と鳥山氏の新説

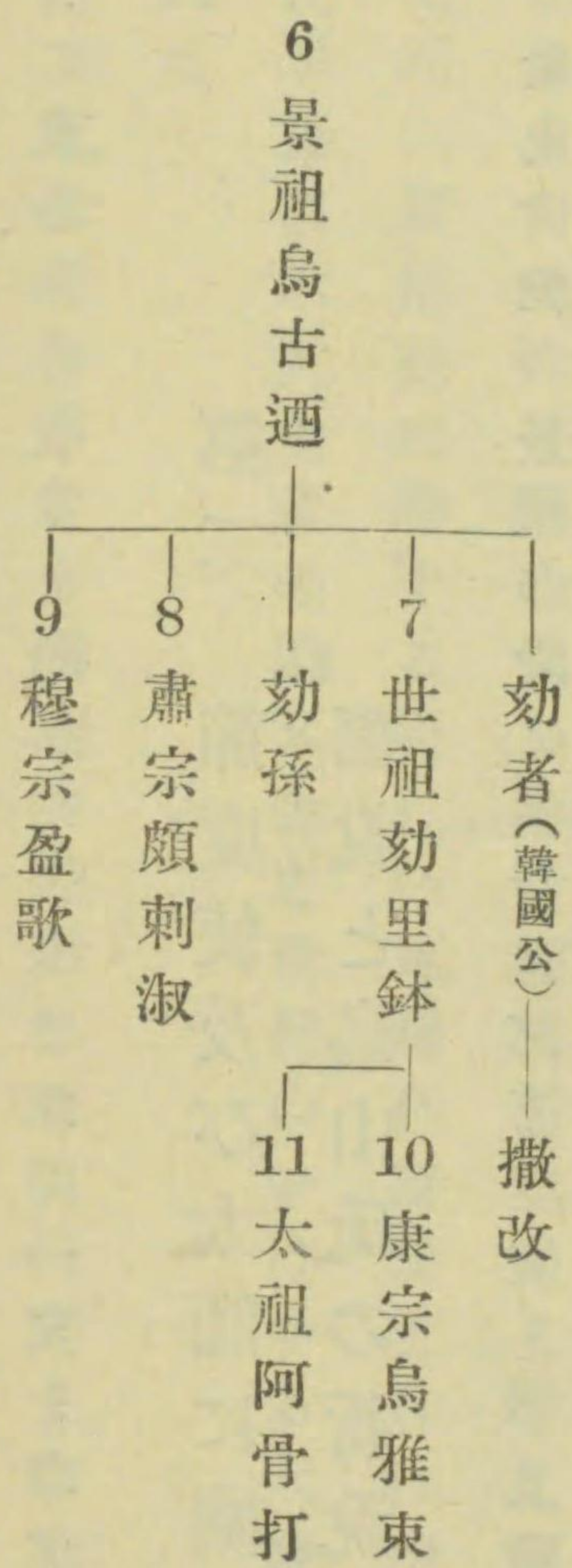
金史世紀の景祖の段に、生女直部節度使といふ職名の起原を説いた次の一節がある。生女直部はいふまでもなく完顔氏を君長とする女直の一部族である。

五國蒲聶部節度使拔乙門叛、遼鷹路不通、遼人將討之、先遣同幹來、諭旨、景祖曰、「可也、故自以爲功、於是景祖陽與拔乙門爲好、而以妻子爲質、襲而擒之、獻於遼主、遼主召見於寢殿、燕賜加等、以爲生女直部族節度使、遼人呼節度使爲太師、金人稱都太師者、自此始、遼主將刻印與之、景祖不肯繫遼籍、辭曰、「請俟他日、遼主終欲與之、遣使來、景祖詭使部人揚言曰、「主公若受印繫籍、部人必殺之用、是以拒之、遼使乃還、既爲

金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について

節度使、有官屬、紀綱漸立矣。

即ち金の第六代の祖景祖は、遼の爲めに遼の鷹路——海東青を捕ふる使者の往來する路——を壅塞する五國の蒲葺部の節度使拔乙門といふものゝ叛を平げ、其の功に依つて遼から生女直部節度使の官を得たといふのである。さうして景祖(烏古迺)から第七代世祖(劾里鉢)、第八代肅宗(頗刺淑)、第九代穆宗(盈歌)、第十代康宗(烏雅束)を経て太祖(阿骨打)に至るまでの完顔氏の君長は代々此の官を承襲したとせられてゐる。



しかし世紀の傳ふるところの景祖に關する物語の内容を批判すると、上の一條は勿論、其の他の部分も悉く信用の措けないもので、歴史的事實と認められる點は少

しもない。即ち後世の造作に他ならないのである。此のことは「金史世紀の研究」の中に詳しく述べておいた。一方世紀の穆宗盈歌の段には、此の君長の第九年であるといふ壬午の歳の冬に繋けて、盈歌が係案女直(また係遼籍女直ともいふ。遼の内地の東北面に住する女直の稱)の阿典部に逃げこんだ遼の叛賊蕭海里を討ち取り、異母弟阿离合邁を遼に遣はして海里の馘を獻せしめたことを敍べた記事がある。壬午は遼に於いては天祚帝の乾統二年に當る年である。さうして其の續きの文には、

穆宗朝遼主于漁所、同江、濕大被嘉賞、授以使相、錫予加等、十年、穆宗癸未三〇年、乾統二年、穆宗還、遼使使、授從破海里者官、高麗始來通好、十月二十九日、穆宗卒、年五十一。

とあるが、特に吾人の注意を引くのは、此の時穆宗が遼から使相の官を授けられたといふことである。穆宗の卒した年月も過眼視してはならぬ。

さて蕭海里の叛に關する世紀の所傳は、景祖の物語の如く信用の措けないものではない。それは遼史卷二の天祚帝紀に、

乾統二年冬十月乙卯、蕭海里叛、劫乾州武庫器甲、命北面林牙郝家奴捕之、蕭海里

金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について

亡入陪朮水阿典部。

十一月乙未、郝家奴以不獲蕭海里、免官。

三年春正月辛巳朔、帝如混同江、女直函蕭海里首、遣使來獻。

とあつて、世紀の係案女直阿典部は、これの陪朮水阿典部に他ならないのみならず、年月の關係に於いても雙方の所傳が大體一致してゐることから知られる。たゞ天祚帝が使相の官を穆宗に授けたことは遼史に見えぬが、これはどういふことであらうか。使相は唐の中世に始まり、宋一代を通じて用ひられた官職名である。文獻通考^{九卷}四職官考に、馬端臨は「自唐開元以來、郭子儀、李光弼相繼以平章事爲節度使、謂之使相、而宰相之職儕於他官、自此始、自宋元祐以後、文潞公、呂申公相繼以平章軍國重事、序宰臣上、而宰相之上復有貴官、自此始、然郭李以勳臣名將爲之宜也、自此例一開、於是田承嗣、李希烈之徒、俱以節鎮帶同平章事者、非一人」と説き、又た宋代の制について、通考並に宋史^{六卷}一職官志に「親王、樞密使、留守、節度使、兼侍中、中書令、同平章事者、皆謂之使相」とあつて、要するに節度使にして名譽的に宰相を兼ねるものゝ稱である。ところで再び遼史^{七卷}二の天祚帝紀を檢すると、乾統元年の末尾に繋けて記

るされた次の一條がある。

初、以楊割爲生女直部節度使、其俗呼爲太師。是歲^{○乾統元年}楊割死、傳于兄之子烏雅

束、烏雅束死、其弟阿骨打襲。

楊割が盈歌の異譯であることはいふまでもない。即ち穆宗盈歌は天祚帝から生女直部節度使の官を授けられた後、乾統元年に死んだといふのである。しかし此の繫年はまちがつてゐる。高麗史^一卷一一の肅宗世家に、乾統二年に相當する肅宗七年から三年に相當する八年に互つて盈歌の來聘の事實を傳へた四箇條の記事がある。

[A]七年〔乾統二年〕四月甲辰、東女真酋長盈歌遣使來朝、盈歌即金穆宗也。^{○最後の後世の註記である。}

[B]同年十一月丁未、東女真盈歌遣使請銀器匠、許之。

¹ 滿鮮地理歴史研究報告、第九冊所載拙稿「完顔氏の曷懶甸經略と尹瓘の九城の役」、頁二三
○、註第一を見よ。
金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について

〔C〕八年〔乾統三年〕七月甲辰、東女真太師盈歌遣使來朝。

〔D〕同年十一月丙申、東女真太師盈歌遣古洒率夫阿老等來獻土物。

さうして次の歲九年〔乾統四年〕に移り、其の正月の條には、烏雅東〔康宗〕に關する記事がある。即ちDから知られる事實は、盈歌の死が乾統三年の冬の間であつたこと、これは上に引いた世紀の文に「癸未の歲〔乾統三年〕十月二十九日穆宗卒す」とあるのに牴觸しないのみならず、やゝもすれば疑はれんとする世紀の此の所傳の正しいことを、力強く辯護するものである（高麗に於ける盈歌の使者の來朝の日が十一月丙申^{二十}であつたのは、盈歌の死の直前に遣はされたからであると解せられる）。随つて遼史天祚帝紀の繫年は必ず誤りでなければならぬ。然らば盈歌は乾統三年十月以前、いつ生女直部節度使となつたかといふに、世紀に壬午の歲〔乾統二年〕の冬、蕭海里を討ち取つた穆宗が阿离合憐を遣はして、馘を遼に獻じ、やがて自ら遼主に漁所混同江に朝して大いに嘉賞を被り、さうして使相の官を授けられたと記されてある其の際であつたであらうことは、上に説明した使相の名稱其のものから容易に推測せられる。即ち遼史の記事についていへば、乾統三年正月朔日の條

に「天祚帝」如混同江、女直函蕭海里首遣使來獻」とあるのによつて、本書に書き記るされなかつた一の事實として、盈歌自ら混同江畔の漁所に赴いて天祚帝に謁したことがあり、其の時行はれた任命が所謂「初以楊割爲生女直部節度使」に他ならなかつたのであらう。たゞし世紀の作者——嚴密にいへば始祖以下十帝實錄の編者完顏昺（盈歌の第五子）が、生女直部節度使といはないで、之を「使相」としたのは、決して偶然ではない。彼れは第六代景祖の時、五國の蒲聶部節度使拔乙門が叛したといふ空想の物語を設け、其の物語に依つて生女直部節度使の起原を説明したが、それが爲めに、金の建國の初め生女直の故老の間に略、誤りなく傳へられてゐた史上の事實としての蕭海里の叛亂と盈歌の武功とを敘説するに當り、天祚帝が盈歌に授けた官職名を其のまゝ示すことができなくなり、やむなく「使相」の稱を用ひて、生女直部節度使の起源に關する景祖の段の造作の跡を糊塗したのであらう。

かくの如く生女直の君長盈歌が始めて節度使の稱を得たのは、乾統三年の初めである。さうして彼れは同年十月に死んだ。遼史に「初以楊割爲生女直部節度使」云々といひ、世紀の如く之を穆宗以前に及ぼしてゐないのは、むべなるかなと思は

れる。

さて遼史の記事には、生女直部節度使に「其俗呼爲太師」といふ説明を施してある。即ち生女直部では、盈歌の得た節度使を太師といつたといふのである。これに對して世紀の方には、前に全文を擧げておいた生女直部節度使の起原に關する物語の中に、

遼人呼節度使爲太師、金人稱都太師者、自此始。

とある。しかし遼史には、節度使を太師と呼んだ例は絶えてなく、又た都太師の稱は遼史にも世紀の他の部分にも見えないから、これは恐らくでたらめであらう。又た宋の洪皓は、太師について、

居混同江之南者、謂之熟女真、以其服屬契丹也。○所謂係遼籍女直、江之北爲生女真、亦臣于契丹、後有酋豪、受其宣命、爲首領者、號太師。

と敍べてゐる。即ち松漠紀聞の記事である。洪皓は金の太宗の時約十年の間、其の國都(所謂皇帝寨、熙宗の時から上京會寧府といふ。今の阿勒楚喀附近)を距ること遠からざる地に居り、松漠紀聞は其の間の見聞を書き記したものであるから、

此の記事には充分なる信用を措かねばならぬ。しかも遼の皇帝の宣命を受けて生女直の君長となつたものが太師と號したいといふのであつて見れば、必然的にそれが節度使の別名であつたとは斷言しがたからう。

又た金史卷一三五の高麗傳を見ると、穆宗の在世中、彼れが四たび高麗と交渉した事實を傳へた記事がある。其の第三回の交渉は、

及破蕭海里、使韓魯罕、往高麗報捷、高麗亦使使來賀。

であるが、これは上に列記した高麗史肅宗世家の四箇條の記事のCに相當するものである。⁽¹⁾然るに其のC及び次のDに「東女真太師盈歌」とあるに對し、A及びBには盈歌の上に太師の二字を冠してない。してみると、盈歌は蕭海里を破る前、即ち乾統三年正月以前には、未だ太師と稱してゐなかつたらしく、隨つて此の稱號は彼れが海里を破るに及んで始めて用ひた節度使の別名であると解して差支へないやうである。即ち生女直部節度使を説明した遼史の記載は、其のまゝ信じてよさ

¹前掲拙稿、頁一六三—一六七。

金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について

さうである。故に余は「金史世紀の研究」の中に「彼れ〇盈の節度使(太師)となれるは、海里を破りて遼主より其の功を賞せられたる際ならざるべからず。然らば景祖は勿論盈歌の二兄たる世祖も肅宗も此の特別なる職名を稱せざりしはあつたか、ら明かにして遼史に其の相承の關係を記し、之を盈歌以前に及ぼさざりしは洵に所以あるなり」といつた。しかし太師といふ稱號其のものについては、より以上に突きこんだ説明を與へなかつた。さうして彼の論文に於いては、別に盈歌以前の節度使承襲の物語と、生女直部の君長の固有の稱號とに關する卑見を次の如く述べておいた。

生女直部節度使の起原は盈歌の晩年にありとするも、若し此の職名以外、生女直部の君長自ら用ひし固有の稱號ありたりとすれば、其の相承の關係は盈歌以前に溯つて之を想像するを得べし。「金史」太祖本紀に依れば、康宗烏雅束の死は癸巳の歲遼天慶三年の冬にて、其の條に「康宗即世、太祖襲位、爲都勃極烈」といひ、遼より節度使承襲の命を得たるを翌年甲午の六月となす。而して撒改の傳にも「康宗沒、太祖稱都勃極烈」といへり。想ふに此の都勃極烈は生女直部の君

長の固有の稱號にして、盈歌の前後の君長の相傳へしものならむ。然らば景祖の意圖としての節度使承襲の物語は、効里鉢頗刺淑、盈歌等の相ついで都勃極烈となり、効者及び効孫の之に漏れたる事實を節度使の承襲に附會し、且つ之を景祖の意圖に結合したる一の説話となすべきなり。

ところでこゝに烏山氏の新説が出た。氏は先づ、
遼史天祚帝紀乾統元年の條に、節度使を女真では太師と稱したと記し、金史世紀では遼人、節度使を呼んで太師と爲すと傳へ、松漠紀聞は單に酋豪の遼の官

1 世紀の景祖卒去の條に「第二子襲節度使、是爲世祖、諱効里鉢、生女直之俗、生子年長即異居、景祖九子、元配唐括氏、生効者、次世祖、次効孫、次肅宗、次穆宗、及當異居、景祖曰、効者柔和、可治家務、効里鉢有器量智識、何事不成、効孫亦柔善人耳、乃命効者與世祖同居、効孫與肅宗同居、景祖卒、世祖繼之、節度使之職、世祖卒、肅宗繼之、肅宗卒、穆宗繼之、穆宗後傳世祖之子(康宗)、至於太祖、竟登大位焉」といひ、撒改の傳(金史卷七〇)にも「撒改者、景祖孫、韓國公効者之長子、世祖之兄、効者子也、効者於次最長、景祖方計定諸部、愛世祖膽勇材略、及諸子長、國俗當異宮居、而命効者與世祖同居、効者專治家務、世祖主外事、世祖襲節度使、越効孫而傳肅宗、穆宗皆景祖志也」と見えてゐる。

金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について

を受けて首領となつたものが太師と號したといつてゐる。其の傳へるところ、太師の稱號が節度使または或重要な職名に關係づけられて居るらしくはあるが、然し其の説明は、一致を缺いて居る。

といはれた。これは洵にもつともである。かういはれた鳥山氏は、轉じて金の建國以前完顔氏の用ひてゐた固有の稱號都勃極烈の言語上の説明に移る前に、豫め此の稱號こそ太師に擬すべきものであらうといふ斷案を示して、

生女眞の酋長完顔氏が、太師を稱したといふ事實は認められるが、如何なる官稱を、此の漢風の名で表明したものであらうか。私が此の疑問に對する答案は、生女眞の酋豪完顔氏がその土稱の尊號たる都勃極烈を漢風に稱して、對外的な文書——其の通好に用ひた——に使用したことに、原因するものであらうといふことである。

といはれた。これが鳥山氏の新説である。

余は此の新説に接して、往年閑却した問題を更に他の方面から考へてみた。さうして其の結果前には相當重きを置いてゐた生女直部節度使に關する遼史の記事を一蹴し、舊説に大なる修正を加へると同時に、太師といふ稱號の正體を闡明することができた。以下章を改めて述べるのはそれである。

第三 節度使及び太師の正體

遼は游牧民族の建てた國家であつて、其の領内に含まれてゐる契丹人の部族の數は非常に多かつたが、それ等諸部族の長には、支那風のものゝ契丹固有のものゝを取りまぜたいろ／＼な職名が授けられた。遼史^{六卷}四 百官志の「北面部族官」の條に依ると、其の目は次の如くである。

某部大王、本名夷離董。某部左宰相。某部右宰相。某部太師。某部太保。某部太尉。某部司徒、本名惕隱。某部節度使。某部節度使。某部節度使。某部節度副使。某部節度判官。某部族詳穩司。某部族詳穩。某部族都監。某部族將軍。某部族小將軍。〔以下略す〕

1 遼史(卷三一—三三)營衛志。

金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について

又た純然たる領土の一部でない「屬國」「屬部」の酋長もこれに准じた取扱を受けたのであつて、同じ百官志の「北面屬國官」の條に次の職名が擧げられてゐる。さうして問題の太師や節度使も其の中に見える。

某國大王。某國于越。某國左相。某國右相。某國惕隱亦曰司徒。某國太師。某國太保。某國司空本名闡林。某國某部節度使。司某國某部節度使。某國某部節度副使。某國詳穩司(某國詳穩某國都監某國將軍某國小將軍)。

遼代を通じて女直の諸部族は此の國に羈縻せられてゐた。即ち遼の東方に於ける屬國であり、屬部であつた。さうして百官志に記るされてあるやうな職名は、其の諸部族の酋長に與へられてゐたのである。少しく煩はしいけれども、遼史の本紀(並に表)からそれを證する記事を抄出しよう。

〔穆宗朝〕

1 應曆十八年九月、女直詳穩憂陌爲本部夷、离董。

〔景宗朝〕

2 保寧五年六月、女直宰相及夷、离董來朝。

3 保寧九年五月、女直二十一人來、請宰相、夷、离董之職、以次授之。

〔聖宗朝〕

4 統和元年七月、女直宰相海里等內附。〔遼史、卷七〇、屬國表に據る〕

5 統和三年閏九月、女直宰相朮不里○屬國表朮不里補に作る來貢。

6 統和六年八月、瀕海女直遣使速魯里來朝(屬國表には「女直宰相速魯里來朝」と見ゆ)。

7 統和七年二月、以女直活骨德爲本部相。

8 統和八年五月、女直宰相阿海來貢、封順化王。

9 統和二十年正月、女直宰相夷离底來貢。

10 同年二月、女直國大王阿改遣其子出燭你耶刺改塞刺來朝。〔屬國表に據る〕

11 開泰元年正月、女直太保蒲撚等來朝。

12 開泰八年三月、回跋部太師踏刺葛來貢。

13 同年五月、曷蘇館惕隱阿不葛宰相賽刺來貢。

14 同年七月、回跋部太保麻門來貢。

金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について

- 15 同年九月、曷蘇館惕隱、阿不割來貢。
- 16 太平七年正月、以女直白縷爲惕隱、蒲馬爲巖母部太師。

〔興宗朝〕

- 17 重熙二年正月、女直詳隱、臺押、率所部來貢。
- 18 重熙十年十月、以女直太師、臺押、爲曷蘇館都大王。
- 19 重熙十二年四月、置回跋部詳隱、都監。
- 20 重熙十五年四月、以北女直詳隱、蕭高六、爲奚六部大王。
- 21 同年七月、以女直部長遮母率衆來附、加太師。
- 22 重熙十七年四月、蒲盧毛朶部大王、蒲輦、以造舟人來獻。
- 23 同年六月、長白山太師、柴葛、回跋部太師、撒刺都來貢。
- 24 重熙十九年四月、蒲盧毛朶部惕隱、信篤來貢。

〔道宗朝〕

- 25 清寧六年六月、以東北路女直詳隱、穩高家奴、爲惕隱。
- 26 太安元年十一月、以南女直詳隱、蕭袍里、爲北府宰相。

かくの如く遼代の女直の諸部族の會長には、遼の内地に於ける契丹人の諸部族に
准ずる職名が與へられたのである。

これ等の二十六箇條の記事の中に見える部族名は次の如くである。

- 一、北女直(20)
- 二、南女直(26)
- 三、曷蘇館(館)女直(13, 15, 18)
- 四、長白山女直(23)
- 五、瀕海女直(6)
- 六、回跋部(12, 14, 19, 23)
- 七、蒲盧毛朶部(22, 24)

なほ百官志の「北面屬國官」の條には、王號を有つてゐた女直の七部族の名を擧げて
ある。即ち、

女直國順化王府

景宗保寧九年、女直國來、請宰相夷离董之職、以次授者二十一人、聖宗統和八

金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について

年、封女直阿海爲順化王、亦作阿改、天祚天慶二年有順國女直阿鶻產大王。

[3、8 參照]

北女直國大王府

南女直國大王府

曷蘇館路女直國大王府、亦曰合蘇袞部女直王、又曰合素女直王、又曰蘇館都

大王、聖宗太平六年、曷蘇館諸部許建旗鼓。○遼東半島の女直を曷蘇館女直といふ。

長白山女直國大王府

聖宗統和三十年、長白山三十部女直、乞授爵秩。

鴨綠江女直大王府

瀕海女直國大王府

これ等の七王府の中、ひとり鴨綠江女直だけは、其の名が上の二十六箇條の記事に含まれてゐないけれども、遼史の太宗本紀に依れば、これは會同三年二月と四年十一月とに朝貢したることのある女直である。又遼史三卷三營衛志には、遼の「國外」の十部として、

烏古部。敵烈八部。隗古部。回跋部。崑母部。吾禿婉部。迭刺葛部。回鶻部。長白山部。蒲盧毛朶部。

を擧げ、右十部、不能成國、附庸於遼、時叛時服、各有職貢、猶唐人之有羈縻州也」と説いてあるが、これ等の十部の中、東方の女直民族に屬するのは、回跋、長白山、蒲盧毛朶の三部である。回跋部が松花江の西源流なる今の輝發河流域の女直であらうことは、其の名稱の字音の相通ずることから知られる。長白山部は布爾哈圖、海蘭二河の流域に屬する今の間島地方の女直であらう。遼金時代には布爾哈圖河を星顯水、海蘭河を潺蠢水といつたが、金史六卷四食貨志、戶口の章に「咸平府路一千六百餘戶、自陳、皆長白山星顯禪春河女直人」云々といひ、これ等の二水が長白山に繋けて呼ばれてゐるから、禪春は潺蠢の異譯、余はかう推測する。即ち隋唐時代に於ける靺鞨七部の一なる白山部に相當する部族であらう。蒲盧毛朶部は曾て余の考説した如く朝鮮咸鏡南道咸興平野の女直である。(2)さうして前掲の遼史の本紀及び百官志

¹ 前出「完顔氏の曷懶旬經略と尹璠の九城の役」、頁一八六—一八七。

² 同上、附錄「蒲盧毛朶部に就いて」、頁二三五—二四二。

金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について

の記事を参照すると、遼代に於いては、回跋部の諸會に太師太保詳穩等、長白山部の諸會に大王太師等、蒲盧毛朶部の諸會に大王惕隱等の職名の授けられたことがあつたのである。なほ自餘の諸部族に與へられた職名は、一々の記事を見ればわかるから、より以上の説明を要せぬ。

以上遼の屬國屬部の官職名について考説したところに本づき、余は「金史世紀の研究」の中に述べた生女直部節度使及び太師に關する舊説に大なる修正を加へる。遼史の天祚帝紀には、乾統元年の條に例の「初以楊割爲生女直部節度使其俗呼爲太師是歲楊割死」といふ記事がある。なほ下文に「傳于兄之子烏雅東、烏雅東死其弟阿骨打襲」と附け加へてあるのは、本紀の體例を破つた書振りであるが、それはとにかく、上述の如き遼の官制から見、遼人、さては遼と極めて密接なる關係のあつた生女直人が、節度使と太師とを混同するはずはないから、生女直部族が節度使を太師と呼んだといふのは、必ず誤りでなければならぬ。のみならず、乾統三年であるべき盈歌の死を元年に繋げてあるのも誤りである。一方高麗史肅宗世家の二箇

條の記事に依ると、盈歌が太師といふ遼の職名を有つてゐたことは、疑ひを容れない事實である。さうして松漠紀聞に「後有會豪受其宣命爲首領者號太師」とあるのは、此の事實を傳へたものと認められる。然らば楊割に生女直部節度使の職を授けたといふ遼史の記載は、これまた誤りで、其の授けられた職名は太師であつたにちがひない。

かくの如く遼史の此の一條は、往年余が考へてゐたのとはちがつて、殆んど全く信用の措けないものである。これは必ず史料としての價値の乏しい記録に據つたからであつて、本紀の體例に副うてゐないのも偶然ではあるまい。然らば其の據所は何であつたのであらうか。

世紀を見ると、肅宗の卒去の記事の續きに次の文がある。

母弟穆宗諱盈歌字烏魯完景祖第五子也南人稱揚割太師又曰揚割追諡孝平皇帝號穆宗又曰揚割號仁祖金代無號仁祖者穆宗諱盈歌諡孝平盈近揚歌近割南₁北音訛遼人呼節度使爲太師自景祖至太祖皆有是稱凡叢言松漠記張棣金志等書皆無足取穆宗遼重熙二十一年癸巳歲生。

金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について

此の文の中、括弧内に納めた部分は、其の内容竝に前後の續き合ひから推して、後人の雜然たる註記が本文に混入したものであること疑ひない。さうしてそれが元人の手から出た註記であらうことは、南人の語が用ひられてゐるのでわかる。南人は南宋人に對する元代の稱であるからである。ところで吾人の注意を引くのは、盈歌について「南人稱揚割太師又曰揚割」といひ、又た「盈近揚歌近割、南北音訛」とあることである。三朝北盟會編卷八に引かれてある宋の苗耀の神麓記及び宇文懋昭の撰と稱する大金國志卷一にも「楊割太師」とあるから、穆宗の諱としての「揚割」或は「楊割」の文字は、元人のいふところの如く南宋人の慣用した文字にちがひない。然るに問題の遼史の記事には「楊割」とあるのである。さうして穆宗のことに觸れた本書の記事は、此の一條の外にはない。一方穆宗の諱を「盈歌」に作つてあるのは、世紀及び高麗史であるが、此の雙方の一致に依つて推測せられる事實は、穆宗が高麗に通聘する時、文書の上に署した諱が「盈歌」であつたであらうことである。然らば彼れは遼に對する幾度かの交渉にも、必ず同じ字面を以て其の名を署したにちがひなく、隨つて天祚帝の當時遼人の慣用した字面は、やはり盈歌であつたらうと思はれる。果してさうとすれば問題の遼史の記事は宋人の或る記録から得られたものと見るより外はない。

更に考へてみると、宋・金對立時代の宋人が、金人から金の祖先に關する傳説を聞き知したのであらうことは想像に餘りあるが、其の例證としては、上記の苗耀の神麓記に、

女真始祖措浦○函出自新羅、奔至阿觸胡○出、無所歸、遂依完顏、因而氏焉、六十未娶、是時會豪以強凌弱、無有制度、措浦劈木爲尅、如文、契約教人、舉債生息、勤于耕種者、遂至巨富、若遇盜竊、雞豚狗馬者、以桎梏拘械、用柳條笞撻、外賠償七倍、法令嚴峻、果斷不私、由是遠近皆服、號爲神明、有隣寨、鼻察異、會長姓結徒姑丹、小名聖者、貨有室、女年四十餘、尙未婚、遂以牛馬財用農作之具、嫁之于措浦、後女真衆會結盟、推爲首領、生訛辣魯○德、帝○魯、繼其父業、訛辣魯生佯海○安、帝○跋、海、佯海生隨闊○跋、祖○綏、綏、可、

洪皓の松漠紀聞。叢言は詳かでない。

宋の淳熙中の人、正歸官張棧撰。金虜圖經とも、金虜誌とも、金國志ともいふ。

金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について

自幼習射採生長而善騎射獵教人燒炭煉鐵列木爲器製造舟車種植五穀建造屋
 宇稍有上古之風由是鄰近每有不平皆詣所請遂號孛董臣伏契丹生三子長曰兀
 列次曰失侶○第五代昭祖幼曰烏熟○世紀には石魯以外爲孛董生貨擺○第六
 代景祖
烏古北之五祖迥然超羣由是契丹拜爲寧江軍節度使呼曰太師生五子長曰劼闌
〔原註〕乃粘罕次劼姑遜○劼次劼里孛○第七代世次浦辣叔○第八代肅次楊割太
 師〔劼者〕劼末○第九代康第三子兀古達骨打乃太祖大聖武元皇帝。

とあるのを擧げることが出来る。即ち此の所傳は大體に於いて世紀に同じく、た
 だ人名地名の寫し方に相違があるだけである。必ず金人から聞いたところを録
 したものであらう。然らば宋人の或る記録から出たと思はれる遼史の一條――
 「初以楊割爲生女直部節度使其俗呼爲太師是歲楊割死傳于兄之子烏雅束束死其弟
 阿骨打襲も神麓記の所傳と同様、或る金人の言を仲だちとして其の本源を世紀の
 物語に求むべきではあるまいか。余は求めるのを當然として遼史の記事を生女
 直部節度使は景祖に始まるといふ物語――即ち世紀に遼主召見於寢殿○景燕賜
 加等以爲生女直部族節度使遼人呼節度使爲太師金人稱都太師者自此始とあるの

に關係づけようと思ふ。たゞし楊割(穆宗)を以て節度使の祖とした前者の所傳は
 後者と大いに異なるけれどもこれは大金國志一卷に「金人至楊割太師始雄諸部」とある
 如く、盈歌が阿骨打以前の最も有名なる人物であつた關係から、宋人に依つて取り
 ちがへられたものと見る事が出来る。節度使を太師と呼んだものが、前者には
 生女直、後者には遼人として、まち／＼に傳へられてゐるのも、傳聞の間に生じた相
 違であらう。要するに節度使を太師の別名とした遼史の記事は、源を世紀の所傳
 に發したのであつて、史料として全然獨立の價值のないものである。本紀の體例
 に反してゐるのも、さういふ記事を借用したからでなければならぬ。

かくの如く遼史の記事に世紀の所傳以上の特別な價值がないとすれば、盈歌
 が太師といふ遼の職名を帯びてゐたことは、高麗史の記事からのみ知られる事實
 である。さうしてまた其の記事は、それが乾統二年十一月と三年七月との間の或
 る時からであらうことを示してゐる。然るに遼史天祚帝紀の三年正月朔日の條
 に「帝」如混同江、女直函蕭海里首遣使來獻」とあり、世紀には「穆宗朝遼主于漁所、大被嘉
 賞、授以使相、錫予加等」とあるのであるから、盈歌は蕭海里を討ち取つた功に依つて

金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について

太師の職名を得たのであらうと思はれる。たゞし世紀の「使相」は、十帝實錄の編者完顔昂の用ひた假稱であつて、太師の別名ではない。昂が盈歌の子であること、さうして盈歌の事蹟として世紀の傳ふる所が概ね史上の事實であることから推すと、昂は太師號の由來に關する確實なる知識を有つてゐたにちがひない。生女直部の節度使を景祖の時に始まるとして其の物語を捏造した昂が、同時に「遼人呼節度使爲太師、金人稱都太師者、自此始」といつたのは、固よりでたらめであるが、たとひでたらめにもせよ、其の所謂太師や都太師の稱は、彼れをよく知つてゐた歴史的事實の反映と見るべきものである。さうして彼れは景祖に始まるといふ節度使の其の後の承襲を太祖の代にまで及ぼしたから、盈歌の天祚帝から授けられた職名たる太師に對しては、節度使にもあらず、太師にもあらざる使相といふ假稱を用ひなければならなかつたのであらう。

こゝに一言辯じておかなければならないことがある。松漠紀聞を見ると、太師といふ稱號を説明した例の記事の後に、完顔氏の始祖から太宗まで十二代の世系を記した一條がある。其の中に「高祖太師名胡來、追諡惠桓皇帝、號景祖、配曰昭肅

皇后、曾祖太師名核里頗、追諡聖肅皇帝、號世祖、配曰翼簡皇后、曾祖太師名蒲刺東、追諡穆憲皇帝、號肅宗、配曰靜宣皇后」とあつて、景祖世祖肅宗をそれ／＼太師と呼び、なほ穆宗(楊哥)及び康宗(吳刺束)にも同じ稱を及ぼしてゐる。しかし、若しこれを前の記事に結びつけて、穆宗以前の三祖が遼帝の宣命の下に太師號を授けられてゐたと考へるものがあるならば、それは非常な謬見である。後の記事に擧げてある始祖以下の諸祖の本名諡號及び廟號は、世紀の所傳と全然同じく、たゞ本名を寫した字面がちがつてゐるだけである。これは十帝實錄の成るに先だち、諡號及び廟號の定められた金の熙宗の天會の末、たゞ／＼金國に滞在してゐた洪皓が、彼れ自ら聞知したところを其のまゝ録したのであつて、世紀の前身であつた十帝實錄の記載に對し、何等獨立の價值あるものではなく、畢竟これ等の太師は、景祖に始まつたといふ生女直部節度使の別名としての太師に他ならないのである。なほ高麗史卷一睿宗世家に金の建國の由來を敍べた一條があつて、其の中に効里鉢(世祖)の父祖として古乙太師活羅太師の名を擧げてあるが、これ等の太師も傳説上の太師である。古乙及び活羅については、金史世紀の研究第二章を參照せられたい。

金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について

以上の論證に依つて明かにせられた如く、盈歌は乾統三年の初め、蕭海里を追捕した功に依つて遼から太師の職名を得たけれども、嘗て節度使に任ぜられたことはなかつたのである。景祖の生女直部節度使は、世紀の第五代昭祖の段に「昭祖稍以條教爲治部落寢強遼以惕隱官之」と記るされてある惕隱と共に、純然たる空想の所産である。さうして太師と都勃極烈とが全然無關係なる稱號であることは、更めて説明するまでもない。

然るに鳥山氏は先づ都勃極烈について、次章に述べる如く余とちがつた解釋を施し、次に新たに問題とせられた太師について、

太師といふ稱號は、實は都勃極烈の漢風稱呼として、己に對外的に用ひられたものであつたが、偶、節度使授職などの事實のあつたことゝ混じ、其の前後本末が誤られて、或は松漠紀聞の如く遼より宣命を受けたる酋豪が太師と稱したといひ、或は金史世紀に遼では節度使を太師といひ、金では都太師と稱したと傳へ、遼史は女直の俗、節度使を太師といふと記すが如き結果ともなつたので

あらうと、推定するものである。

といはれた。讀み來つて頗る漠然たる感があり、再讀三讀して益、其の感を深くするの、事實の真相に觸れてゐないからであらう。

第四 國相及び都勃極烈

一 余の舊說と鳥山氏の新說

鳥山氏の新說の第二は、國相即諳版勃極烈說である。

完顏氏の第七代の君長世祖に抗敵して遂に徹底的の打撃を被つた別會に、桓赧散達兄弟といふのがある。金史七卷六の其の傳に、

桓赧散達兄弟者、國相雅達之子也。居完顏部邑屯村。雅達稱國相。不知其所從來。景祖六代嘗以幣與馬求國相於雅達。雅達許之。景祖得之。以命肅宗弟。其後撒改○世祖の亦居是官焉。

といひ、こゝに國相の稱が見える。余は「金史世紀の研究」第八章に於いて、鳥山氏の

金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について

略説せられたやうな世祖對桓赫兄弟の爭戰の意義、竝に國相といふ稱號が世祖の弟肅宗の有となつた真相——幣馬を以て得られたとは見ることでできない——を推究するに當り、國相及び生女直の君長の稱號都勃極烈に對して、次の解釋を與へた。

金史^{卷五}百官志の序語に「金自景祖始建官屬、統諸^(部)郡、以專征伐、巖然自爲一國、其官長皆稱曰勃極烈、故太祖以都勃極烈嗣位、太宗以諳版勃極烈居守、^{○太祖の親諳版尊大之稱也、其次曰國論忽魯勃極烈、國論言貴、忽魯猶總帥也、又有國論勃極烈、或左右置所謂國相也、}と見え、滿洲語にて國を *surun* といへば、雅達より肅宗を経て撤改に傳はれりといふ國相は、國論勃極烈 (*Gurun bogile*) の漢譯名に外ならず。勃極烈は部長を意味する女直語勃堇 *bogin* の變形にして、後代の滿洲の官名貝勒 *Beile* は更に其の轉訛したるものなり。又大君長を意味する諳版勃極烈 *Ampan bogile* (女真語、大を *an-pan* としふは、收國元年七月、太祖が初めて吳乞買^{太宗の}に授けし稱なるが、都勃極烈は金の建國以前より存せしものにして、太祖本紀に「康宗^{○烏剌}即世、太祖襲位、爲都勃極烈」と見えたり。而して生女

直部の君長たる盈歌が、遼より始めて獲たる職名の節度使「太師」たるに對し、其の部族内に於いて彼れ竝に前後の君長の自ら用ひし固有の稱號は都勃極烈ならむと思はるゝが故に、節度使承襲の關係を前の三代(景祖、世祖、肅宗)に及ぼしたる世紀の所傳は、故ら此の間に於ける生女直固有の稱號を沒却して、これを節度使に附會したるものとすべし。乾隆の史家は都勃極烈の稱を釋して「都勃極烈總治官名、猶漢云冢宰、都勃極烈即都伯伊勒、^{伯伊勒} || *beile* || 貝勒、^{索論} [Solon] 語謂高爲都」といひ、都を以て女真語の音譯とする見を示せり。されども國論勃極烈の稱に對して其の漢譯名たる國相あり、而して他の稱號國論忽魯勃極烈の「忽魯」に總帥の意あること、上の百官志の文に明記する如くなり、とすれば、都勃極烈は「諸勃極烈の長」の意にて使用せられし忽魯勃極烈といふ稱號を半ば漢譯せしものなるべし。完顏忠迪古乃の有せし職名耶懶路都孛堇

1 今回の研究に依つて節度使をかく改む。

2 欽定金國語解。

金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について

の「都孛堇」も同様にして、百官志の敘語の上の文の續きに「其部長曰孛堇、統數部者曰忽魯」と見えたり。——世紀の景祖の段に「遼人呼節度使爲太師、金人稱都太師者、自此始」といへる都太師は、忽魯(都)勃極烈の稱を節度使に附會せむとしたりる祖宗實錄の撰者が、前者になづみて恣に設けし虚稱ならむ。——Grube氏の字典には「忽魯」環、*hulū, Ring*とあり。¹⁾ 總帥を意味する金代の忽魯も之と源を同じくする語ならむ。

又た都勃極烈に對する國相の位置を次の如く論じた。

國相(國論勃極烈)の官に居れりと桓轍散達の傳に記るさたれる撒改は、世祖の兄効者の子にして、世紀に彼れの此の官を得たるを、穆宗の節度使襲職の際にありとなし、撒改の傳に其の事情を説明して「穆宗初襲位、念効者長兄不得立、遂命撒改爲國相」といへるが、所謂「不得立」は、効者が世祖の兄にてありながら、父なる景祖より節度使の職を繼がざりしを意味す。然かも上述の如く効者を除外して其の三弟(世祖肅宗、穆宗)に傳はりたる稱號は都勃極烈にして、節度使にはあらず。而して季弟穆宗は彼れの新たに獲たる節度使「太師」と共に之を世

祖の長子康宗に傳へ、康宗はまた次第太祖に傳へしなり。されば撒改傳に「康宗没、太祖稱都勃極烈、與(國相)撒改分治諸部、匹脫水以北、太祖統之、來流水人民、撒改統之」といへる分治の事實は、完顔部の君長都勃極烈(忽魯勃極烈)に對して國相(國論勃極烈)の有せし實勢力を察する料とすべく、即ち完顔部の一會としての國相の位置は、都勃極烈に亞ぐものなりしなり。

余が往年「金史世紀の研究」の中に述べたところはかうである。

然るに烏山氏は此の都勃極烈竝に國相の稱の解釋に反對の意見を表明せられた。余の論文の上の部分には、本來世祖一代の事業を説くに當り、世祖對桓轍散達兄弟の爭戰の意義を闡明するのを主としたもので、稱號の解釋は從であつた。隨つて稱號の解釋としては頗る簡單であり、いひ足りなかつたことが多々ある。さうしてそれが爲めに、或る點に於いては烏山氏を誤解にさへ導いたやうである。以

W. Grube, Die Sprache und Schrift der Jüßen, ss. 29, 93.

今回の研究に依つて節度使をかく改む。

金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について

下余は(A)金史百官志の記事(B)都勃極烈の稱(C)國相の稱の三項に分つて舊説を補正しかたゞ鳥山氏の高見に對する從否の態度を明かにしようと思ふ。

二 舊説補正

A 金史百官志の記事

金史^{五卷}百官志の序語に、熙宗の官制頒行(天眷元年)以前に於ける舊制を次の如く敍べてある。

金自景祖始建官屬統諸郡^(部)以專征伐巖然自爲一國其官長皆稱曰勃極烈故太祖以都勃極烈嗣位太宗以諸版勃極烈居守諸版尊大之稱也其次曰國論忽魯勃極烈國論言貴忽魯猶總帥也又有國論勃極烈或左右置所謂國相也其次諸勃極烈之上則有國論乙室忽魯移賚阿買阿舍吳迭之號以爲陞拜宗室功臣之序焉其部長曰孛董統數部者曰忽魯凡此至熙宗定官制皆廢。

太祖阿骨打が皇帝の位に即き國を大金と號したのは收國元年(遼天祚帝天慶五年)正月朔日である。即ち金の建國である。それより以前の阿骨打の稱號は都勃

極烈であるがそれに次ぐところの官稱としてこゝに挙げられてゐるのは、(1)諸版勃極烈(2)國論忽魯勃極烈(3)國論勃極烈(4)國論乙室勃極烈(5)忽魯勃極烈(6)移賚勃極烈(7)阿買勃極烈(8)阿舍勃極烈(9)吳勃極烈(10)迭勃極烈である。

次に金史の本紀を見ると、屢これ等の官稱を含んだ記事に接する。先づ太祖本紀には次の如き記事がある。

- (イ) 收國元年^{遼天慶五年}七月戊辰以弟吳乞買^{太宗後の爲}諸班勃極烈國相撤改爲國論勃極烈辭不失爲阿買勃極烈弟^{太祖及斜也爲國論吳勃極烈參照}
- (ロ) 九月癸巳以國論勃極烈撤改爲國論忽魯勃極烈阿离合邁^{弟移宗}爲國論乙室勃極烈。

(ハ) 收國二年^{遼天慶六年}五月以幹魯爲南路都統迭勃極烈。

(ニ) 天輔元年^{遼天慶七年}正月國論吳勃極烈斜也以兵一萬取泰州。

(ホ) 天輔五年^{遼保大元年}閏五月辛巳國論胡魯勃極烈撤改薨。

(ヘ) 六月庚子詔諸班勃極烈吳乞買貳國政以國論吳勃極烈斜也^{參照}爲國論忽魯勃極烈蒲家奴^{孫世祖の子}弟爲國論吳勃極烈宗翰^{子撤改}爲移賚勃極烈。

金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について

(ト) 七月命〔國論〕吳勃極烈昱字潘家奴參照漢爲都統移〔六〕勃極烈宗翰副之帥師而西。
 (チ) 十一月辛丑以〔國論〕忽魯勃極烈杲字漢斜爲內外諸軍都統以昱宗翰宗幹宗望宗磐等副之。

(リ) 天輔六年遼保大二年六月戊子朔上親征遼發自上京詣〔七〕班勃極烈吳乞買監國。

(ヌ) 天輔七年〔天會元年〕六月丙申上不豫將還上京命移〔八〕資勃極烈宗翰爲都統〔國論〕吳勃極烈昱字潘家奴送〔九〕勃極烈幹魯副之駐兵雲中以備邊。

(ル) 九月丙辰詣班勃極烈即皇帝位。

又た太宗本紀には、

(ヲ) 天會元年十二月甲午是日以〔一〇〕國論忽魯勃極烈杲字漢斜參照漢字爲〔一〕詣班勃極烈宗幹〔二〕庶子爲〔三〕國論勃極烈。

(ワ) 天會二年正月庚戌朔以謾都訶〔四〕末弟爲阿捨勃極烈參議國政。

(カ) 天會三年三月乙亥阿捨勃極烈謾都訶薨。

とある。即ち百官志の詣班勃極烈以下十勃極烈の名は殆んど皆なこれ等の記事の中に見えてゐる。

さて金の建國以前の完顔氏の君長の用ひた稱號は遼の皇帝の宣命を以て授けられた太師の外には都勃極烈國相の二つがあつただけである。今更余はこれ等の稱號を考察の対象として其の考察の途上にあるのであるが他方百官志に列擧せられてゐる詣班勃極烈以下の十官稱はいづれも收國元年七月以前に溯つてそれ等の存在の徵證を見出すことのできないものである。然らば其の起原はどうかといふに金史卷七撤改傳に、

收國元年正月朔太祖即位撤改行國相如故。……七月太宗爲詣班勃極烈撤改國論勃極烈辭不失阿買勃極烈杲字漢斜の國論長勃極烈勃極烈女直之尊官也。太祖自正位號凡半歲未聞有封拜太宗介弟優禮絕等杲母弟之最幼者撤改辭不失以宗室同封拜。九月加國論胡魯勃極烈。天輔五年薨。

とある。これは上に引いた太祖本紀收國元年七月の條〔イ〕に應ずる記事であつて、太祖自正位號凡半歲未聞有封拜とあるのに依ると少なくともこゝに記されるある詣班勃極烈國論勃極烈阿買勃極烈國論長〔吳？〕勃極烈の四勃極烈が此の時始めて制定せられたものであることは殆んど疑ひないであらう〔國論長勃極烈の杲〕

が吳の誤りであることは次に述べる。九月には、國論勃極烈撤改は國論忽魯勃極烈に進み、同時に阿离合邁は國論乙室勃極烈に封拜したが、これは國論勃極烈の下に各一つの勃極烈の附け加へられたことを意味するのであらう。さうして自餘の諸勃極烈も相前後して制定せられたのであらうと思はれる。

更に考へて見ると、百官志の列擧した勃極烈の名稱や順位には、多少の誤りがあるやうに思はれる。前掲の撤改傳の文に太祖の母弟吳斜也が國論長勃極烈に拜したとあるのは、太祖本紀の(イ)に弟斜也爲國論勃極烈とあるのに應ずる。然るに太祖本紀の(ニ)には、國論吳勃極烈斜也とあるから、撤改傳の「國論長勃極烈」及び(イ)の「國論勃極烈」は共に「國論吳勃極烈」の誤りでなければならぬ。即ち撤改傳は「吳を長」に譌り、(イ)は「國論」の下に「吳」を脱したのである。又た(ニ)を見ると、吳勃極烈斜也とあつて、これには「國論」の二字が脱ちてゐる。吳斜也の傳七金史、卷七六にも「吳爲吳勃極烈」とあるから、或は省略かも知れないが、とにかく脱ちてゐる。同じ條の蒲家奴昱の吳勃極烈、蒲家奴傳六金史、卷六五の「天輔五年、蒲家奴爲吳勃極烈」及び(ト)や(ヌ)の「吳勃極烈」も、これと同様に見なすべきであらう。蒲家奴は斜也が忽魯勃極烈——次に述べる

如く實は國論忽魯勃極烈——に昇進したのに代つて斜也の前官國論吳勃極烈を襲いだものにちがひないからである。然らば百官志に國論吳勃極烈の稱を示さずして吳勃極烈を擧げ、且つそれを第九位に列してゐるのは誤りであらう。

又た百官志には諳版勃極烈、國論忽魯勃極烈、國論勃極烈、國論乙室勃極烈と次第し、次に忽魯勃極烈を擧げてあるが、此の忽魯勃極烈の稱は疑はしい。忽魯勃極烈の稱は斜也吳に關して太祖本紀の(ハ)及び(チ)に見え、吳傳七金史、卷七六に「天輔五年爲忽魯勃極烈」とあるのは(ハ)に應ずる。しかしホ「天輔五年閏五月辛巳」に「國論胡魯勃極烈撤改」とあるのを參照すると、(ハ)「同年六月庚子」の「以國論吳勃極烈斜也爲忽魯勃極烈」は斜也をして故の撤改の官稱を襲がしめた處置であつて、即ち所謂忽魯勃極烈は國論胡魯勃極烈ではあるまいか。國論胡魯勃極烈は同じ字面を以て前掲の撤改傳の文に見える。これが太祖本紀の(ロ)及び百官志の國論忽魯勃極烈であること

1 此のことは鳥山氏が早く氣づいて、氏の論文「金史に見えたる土語の官稱の四五に就きて」の中に述べてゐられる(史學雜誌、第二九編、第九號、頁八九四—八九五)。

はいふまでもない。(へ)には上述の如く其の前後に見ゆる斜也及び蒲家奴の官稱にも、國論の二字が省かれ、或は脱とされてゐるのであるから、此の點からもかう見ることとは許るされよう。かくの如くにして(へ)及び(チ)の斜也(杲)の官稱忽魯勃極烈は、共に國論忽魯勃極烈に還元せられる。随つて(ヲ)に「國論勃極烈杲」とあるのは、必ず「國論忽魯勃極烈杲」の誤りでなければならぬ。然らば百官志の忽魯勃極烈は畢竟これ等の記事の誤りを踏襲したもので、國論忽魯勃極烈の外にかういふ官稱はなかつたわけである。さうして國論吳勃極烈は國論忽魯勃極烈の次に置かるべきである。

さて百官志は國論忽魯勃極烈の次に國論勃極烈を挙げ、それに「或左右置所謂國相也」といふ説明を與へてゐる。しかし前掲の撒改傳の文に「收國元年正月朔太祖即位、撒改行國相如故……七月、太宗爲諸班勃極烈、撒改國論勃極烈」といひ、太祖本紀の(イ)に「國相撒改爲國論勃極烈」とあつて、國相が收國元年七月以前の職名であるのに對し、國論勃極烈が此の時新たに定められた官稱であるとすれば、百官志の説は其のまゝ従ふべきものではない。故に余が「金史世紀の研究」第八章に次の如く論

じたのは、確かに不覺であつた。

收國元年七月、太祖は弟吳乞買を諸班勃極烈となしたる時、國相撒改を國論勃極烈、吳乞買の同母弟斜也を國論勃極烈となし、九月更に撒改を國論勃極烈より國論忽魯勃極烈に陞拜せしこと、太祖本紀及び撒改傳に見ゆ。されども國相と國論勃極烈とは本と同一官名なれば、撒改に對する七月の任命は無意義なりとすべく、之と相並んで斜也も其の官に任ぜりとすれば、これも怪しむべし。想ふに撒改の陞拜を九月に係けしは誤りにて、彼れは七月國論勃極烈國相より國論忽魯勃極烈に進み、斜也は之に代りて新たに國論勃極烈に拜せしなるべし。

1 同じ條の宗幹、「國論勃極烈」は此のまゝでよい。なぜかといふに、太宗本紀、天會十年四月の條に「皇子宗磐爲國論忽魯勃極烈、國論勃極烈宗幹爲國論左勃極烈」とあるからである。

2 金史太宗本紀、天會十年四月の條に「國論勃極烈宗幹爲國論左勃極烈、移賚勃極烈左副元帥宗翰爲國論右勃極烈兼都元帥」とあるのに依つたのであらう。

今ま之を取り消す。余はまた前文に續けて、

又た按ずるに、國論勃極烈の漢譯名としての國相の文字の金史に記るされるは、建國以前に屬し、以後に於いて其の女直名を見る。こは頗る不自然なるが如くなれども、實は前にも國相といへるにあらざり、祖宗實錄(世紀の前身)の編者昂^{盈歌}子等が、父祖の未開人にあらざることを粧はむとする虚榮心を以て、故ら漢譯名を使用したるなるべし。

といつたが、これも取り消す。

だがしかし、百官志の「所謂國相也」が、國論勃極烈も國相も其の義は同じといふのならば——年代的觀念から離れて——それは全然別問題である。百官志は諸版勃極烈に對して「諸版尊大之稱也」といひ、國論忽魯勃極烈に對して「國論言貴、忽魯猶總帥也」といひ、それ〴〵言語上の説明を與へてゐるのであるから、國論勃極烈が所謂國相であるといふ解釋も、此の點に於いては姑く保留しておく必要がある。

B 都勃極烈の稱

鳥山氏は太師を以て「都勃極烈の漢風稱呼」であらうとする新説を立つるに當り、先づ都勃極烈を説明して、

金史卷五五百官志は興宗^(熙)が漢風の官制設定前の官屬爵秩の一般を記した初めに、其の最上位に都勃極烈なる稱號を擧げて居る。此の地位は金史卷二太祖紀に「康宗卽世、太祖襲位、爲都勃極烈」とか、同じく卷七〇撒改傳に「康宗沒、太祖稱都勃極烈」とあるやうに、金室の支配者の占めるべきものであつた。私は久しき以前、金史に見える土語の官稱の解説をした一文を、史學雜誌に載せたことがある。其の中で勃堇、勃極烈をゴルド語の“bokin”、“bokki”と同語の滿洲語“beki”、“bekilambi”で説き、都には本始頭目、首領等の意ある滿洲語“da”を擬した。

といはれた。即ち都勃極烈の「都」を女真語の音譯と見る氏の舊説⁽¹⁾を繰りかへされ

¹ 史學雜誌、第二九編第九號「金史に見えたる土語の官稱の四五に就いて」、頁八八五—八八七。

たのであつて、余が前掲の如く國論忽魯勃極烈の「忽魯」に總帥の意あること上の百官志の文に明記する如くなりとすれば、都勃極烈は「諸勃極烈の長」の意にて使用せられし忽魯勃極烈といふ稱號を半ば漢譯せしにはあらざるか」といつたのに反對の意思を表明せられたものである。又た烏山氏は、

百官志の記載例から見ると、都勃極烈と忽魯勃極烈とは、全く別個の存在である。忽魯勃極烈なるものは、その序次も遙かに下であり、前述の如き支配者たる酋長の稱號たる都勃極烈とは、大いなる隔があつて、之れを事實上一致させるべくもないと考へる私は、不幸にして博士の高説を奉ずることが出来ないのを憾みとする。

といはれた。しかし余自身には、阿骨打が皇帝と稱する前の稱號都勃極烈を百官志の十勃極烈の一なる忽魯勃極烈其のものに擬てようとする考は毛頭なかつたのである。かういふ誤解を招いたのは、余の不文の然らしめたところであつて、自ら愧づる。

さて都勃極烈がどういふ意味の稱號であるかを明かにするには、先づ李董、都李董、勃極烈等の他の稱號について考へて見なければならぬ。

金史六卷六の完顔昺傳に十帝實錄の書きぶりの一端を「昺等採摭遺言舊事、自始祖以下十帝、綜爲三卷、凡部族既曰某部、復曰某水之某、又曰某鄉某村、以別識之」と敍べてあるが、本書に基づいた金史の世紀及び之に相當する部分の列傳には、某部の某(人名)李董といふのが頻見する(勃董はまた李董に作る)。さうして部と李董との性質は、金史四卷四兵志の次の記事に依つて之を髣髴せしむることができる。

金之初年、諸部之民、無它徭役、壯者皆兵、平居則聽以佃漁射獵、習爲勞事、有警則下令部内、及遣使詣諸李董、徵兵、凡步騎之仗糗、皆取備焉。其部長曰李董、行兵則稱曰猛安、謀克、從其多寡以爲號、猛安者千夫長也、謀克者百夫長也、謀克之副曰蒲里衍、士卒之副曰阿里喜、部卒之數、初無定制、至太祖卽位之二年、既以二千五百破耶律謝十、始命以三百戶爲謀克、謀克十爲猛安。

即ち部は行政上の小區劃であると同時に兵制の單位であり、其の長を李董といつたのである。又上に引いた百官志の文に「其部長曰李董、統數部者曰忽魯」とある。

上文に「忽魯猶總帥也」と説いてあるから、此の忽魯は忽魯孛堇といふべきのを略したものに相違なく、即ち數部を統ぶる孛堇は、普通の孛堇と區別して忽魯孛堇と呼ばれたのである。數部を統べてゐた孛堇の實例としては胡十門の傳六金史、卷に胡十門者曷蘇館人也、及攻開州、鳳凰城胡十門以糧餉給軍、後攻保州、朝鮮遼將以舟師逐胡十門、邀擊敗之、降其士卒、賞賜甚厚、以爲曷蘇館七部、義州勃堇給銀牌一、木牌三、天輔二年卒、子鉤空、以其父所管七部爲曷蘇館都勃堇とあるのを擧げることが出来る。さうしてこゝに都勃堇の稱が見えるが、此の都勃(孛堇)が百官志の忽魯孛堇であることは、何人も否まぬであらう。太宗本紀、天會二年二月の條に「命徙移懶路都孛堇完顏忠、于蘇瀕水」とあり、三年九月の條に「保州路都孛堇加古撒曷有罪、伏誅、以孛堇徒單烏烈代之」とある。都孛堇もまた然りとすべきである。前の條と同じ事實は、卷七金史完顏忠傳に「完顏忠、本名迪古乃、太祖入燕京、迪古乃出德勝口、以代石土門爲耶懶路都勃堇、天會二年、以耶懶地薄斥鹵、遷其部於蘇濱水」と見え、また卷二金史地理志、恤品路の條に「太宗天會二年、以耶懶路都孛堇所居地瘠、遂遷于此」と記されてゐる。又九世紀の世祖の段の初めに「景祖異母弟跋黑有異志、世祖慮其爲變、

加意事之、不使將兵、但爲部長」とあるのに對し、跋黑の傳六金史、卷に世祖初立、跋黑果有異志、世祖患之、乃加意事之、使爲勃堇、而不令典兵」とあるのは、孛堇と部長とが交換的に用ひられた一例である。随つて世紀の穆宗の段に「於是撫寧諸路如舊時、太祖因致穆宗教統門、豆滿江、渾蠢、春河、瑛、耶悔、詳、未星顯、哈圖、河、四路及嶺東、嶺は張廣才嶺諸部、自今勿復稱都部長」とある。都部長は、必ず都孛堇でなければならぬ。又九世紀の肅宗の段に「衆部長といふのが見える。即ち世祖の盃乃征伐を敍べた條に「盃乃誘烏春兵度嶺、世祖與遇于蘇素海甸、肅宗下馬、名呼世祖、復自呼其名、而言曰、若天助我、當爲衆部長、則今日之事、神祇監之、云々とある。此の衆部長は都部長と同じものであるらしく、烏春と通謀して世祖に抗敵した盃乃は、都部長の稱を有つてゐたのであらう。

かくの如く金初及び其の以前の女直民族の間では、一部の長を孛堇といひ、數部を統ぶるものには忽魯孛堇の稱があつたが、忽魯孛堇は、總帥を意味する忽魯に漢字の都を當て、都孛堇といひ、或は之を完譯して都部長ともいつたのである。部長を意味する孛堇の稱が、世紀及び之に相當する部分の列傳の記事に頻出す

金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について

るのに對し、勃極烈の文字で寫された名稱は全然見えぬ。上に説明した譜版勃極烈以下の諸官稱が、金の建國の後始めて制定せられたものであることは、これに依つても明かである。たゞし都字を冠した都勃極烈の稱は、建國以前から存在した。即ち太祖本紀に「康宗卽世、太祖襲位爲都勃極烈」といひ、撒改傳にも「康宗沒、太祖稱都勃極烈、與國相撒改分治諸部」とあるもので、其の所有者は遼から太師號を授けられてゐた生女直の最高の君長であつた。なほ此の外に文字の表面に現はれてゐない國相といふ勃極烈もあつたが、これについては便宜上次の項に述べる。

百官志の序語には、勃極烈について「金自景祖始建官屬、統諸郡(部)以專征伐、巖然自爲一國、其官長皆曰勃極烈、故太祖以都勃極烈嗣位」と説いてあるけれども、之を此のまゝ信用してはいけぬ。初めの一句は、景祖が拔乙門の叛を平げて遼から生女直部節度使を授けられたといふ世紀の虚構譚の續きに「既爲節度使、有官屬、紀綱漸立矣」とあるのに依つたのであるから、此の文に依つて景祖の時から勃極烈といふ官稱があつたとはいへぬ。随つて「其官長皆曰勃極烈」といふのは、建國以後の制定にかゝる諸班勃極烈以下の諸勃極烈を説明した文字にちがひなく、前掲の撒改傳の

文に「勃極烈女直之尊官也」とあるのもまた然りとすべきである。だがしかし、金の建國以前に於いても勃極烈は、孛董——即ち百官志に「其部長曰孛董、統數部者曰忽魯(孛董)」と説いてある孛董乃至忽魯孛董よりも一層尊貴なる意味を有つてゐた名稱であつたにちがひない。それはそれに都字を冠したものが生女直部の最高君長の稱號となつてゐるので明かである。言語上からいへば、勃極烈 (bogile) は孛董 (bogin) の變形に過ぎないやうである。しかも稱號としては全然別個のもので、前者の位置は後者よりずつと高かつたのである。

鳥山氏は都勃極烈の都を、勃極烈と同様女真語の音譯と見、之を今の滿洲語で解かうとせられた。大正七年九月發行史學雜誌掲出の論文「金史に見えたる土語の官稱の四五につきて」の中に、

大金國志(卷三)に「金國自胡來(景祖)、以譜版孛極烈爲儲副」とあるのは、全然信用すべからざる記事である。

金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について

金國語解に「都、索倫語高爲都」とし、滿洲源流考^八卷十には「達、滿洲語達爲首之稱、舊作都、今改正」と註して居る。清文彙書卷六によれば、^九を「本末之本、始、頭目、根邊、原、首領、點管、凡管事之管、管人間事之管」等の譯が附してある。又 Harlez の Manuel de la Langue-Mandchou によれば *da* と *su* の語に *origin, forment, commencement, chef* などといふ譯をしてゐる。この都は即ち^{一〇}で、本、始、頭目等の義と見るべきであらう。

といひ、今日に於いても同じ見解を有つてゐられることは上に述べた如くである。しかし余はどうしても之に賛成することはできぬ。上述の如く忽魯孛堇と都孛堇と都部長とが同一名稱であるとすれば、都勃極烈の都も必ず意味ある漢字でなければならぬ。烏山氏は都孛堇及び都部長の都を女真語の音譯と見られるのであらうか。前章に述べた如く遼代の女直の諸部族の君長の或るものは、遼から大王の職名を授けられてゐたが、大王の上に都大王の稱號のあつたことは、遼史興宗本紀(重熙十月十月)に「以女直太師臺押、爲曷蘇館都大王」といひ、同書百官志に「曷蘇館路女直國大王府……又曰合素女直王、又曰蘇館都大王」とあるのでわかる。想ふに

此の都大王は、普通の大王に對して地位のより高いことを意味する稱號であらう。又た世紀に、遼人呼節度使爲太師、金人稱都太師者、自此始とあつて、これが完顏昺等の造作であるとしても、其所謂都太師には、都大王の大王に於けると同様なる意味が含まれてゐるらしい。都勃極烈といふ稱號には、他にかういふ類例の存するところをも見逸してはならぬ。要するに都勃極烈の都は支那の官職都元帥、都總管、都指揮使等の都と其の義を同じくするものと見るべきである。

又た金の建國の初めの官稱の一に國論忽魯勃極烈といふのがあつて、此の稱號の忽魯が「猶總帥也」と解釋されてゐるとすれば、忽魯孛堇即都孛堇の例から推して、都勃極烈の土語名を忽魯勃極烈(Huhlu bogile)であらうとするのに、何の都合があらう。百官志の諸勃極烈の一としての忽魯勃極烈が本來なかつたものであることは、上に述べておいた如くであつて、余は之と同一視しようといふのではない。要するに烏山氏が都勃極烈の都を滿洲語^一で解かれたのは、言語上の遊戯に過ぎぬ。

¹ 前章引用文參照。

金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について

C 國相の稱

上述の如く都勃極烈の都が忽魯孛堇(都孛堇)の忽魯に當るとすれば、都孛堇と孛堇(都部長と部長)さては都大王と大王の例から推して、都勃極烈の下に、より低い地位の或る勃極烈があつて然るべきである。否な必ずなければならぬ。例へば元帥・總管・指揮使等がなくて、單に都元帥・都總管・都指揮使等の名のあるべき道理がないからである。然らば其の勃極烈は何であつたであらうか。余はこゝに於いて前に特に保留しておいた百官志の國論勃極烈の説明——「所謂國相也」を持ち出す。國論勃極烈は金の建國の後始めて制定せられた諸勃極烈の一つであるけれども、百官志の此の説明語は、諸版や國論や忽魯に於けるが如く、國論勃極烈と國相とが、本來同じ意義の稱號であることを、年代に關係なくいひ現はしたものと見る事ができる。さうしてさう見る時、金の建國以前の生女直の君長の稱號には、單に都勃極烈のみならず、他のより低い勃極烈、即ち余が先年、「滿洲語にて國を *gurun* とさへば、雅達より肅宗を経て撒改に傳はれりといふ國相は、國論勃極烈 (*Gurun bogije*)

の漢譯名に外ならず」と説いた國論勃極烈が國相の名で存在したこととなる。さうしてそれは、やがて、世祖以前は知らず、少なくとも世祖以後の完顔氏の君長が都勃極烈の稱號を有つてゐたことの有力なる證左ともなるのである。

前章に列擧した遼史の本紀の記事に依ると、遼代の女直の酋長には、遼から宰相といふ職名を授けられてゐたものが多かつたのである。所謂國相は、これと相對せしめた名稱であるらしい。即ち國ぶりの——女直の——宰相であらう。さうして勃極烈が本來、大臣・宰相・官人等の意味を有つてゐた語であらうことは、收國元年諸勃極烈制の創められた時から相ついで封拜したものの、身分に照らして容易に推測せられる。撒改傳に「勃極烈女直之尊官也」とあるのも、かゝる意味をいひ表はしたものにちがひない。又た收國元年制定の諸勃極烈の稱の上に冠せられてゐる國論も、やはり國ぶりの意に解すべきである。撒改傳に依ると、太祖は位に即

1 三朝北盟會編卷三、重和二年正月十一日の條には、「其官名則以九疇二十八宿爲號、曰諸版孛極烈大官人、孛極烈官人、……孛極烈者糾官也、猶中國言總管云」といひ、諸版孛極烈を大官人、孛極烈を官人と譯すると同時に、孛極烈を總管と説いてある。

金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について

いた時、吾雖處大位、未易改舊俗也」といつたといふが、國論の冠せらるゝと否とを問はず、諸勃極烈の名のすべてが純然たる女真語であるのは、其の命名に、創業の際に於ける國粹的精神が寄せられてゐることを示してゐるからである。百官志の國論の説明「言貴は、語義其のものではなく、國論忽魯勃極烈の官稱の位置から來てゐるらしい。國論忽魯勃極烈が建國前の二つの稱號國論勃極烈(國相)と忽魯勃極烈(都極勃烈)とを結合したものであることはいふまでもない。さうしてそれが太祖の同母弟吳乞買の占めた第一階の官稱譜版勃極烈(Ampyan bogiye)即ち大勃極烈の次についでられたのである。

肅宗から撒改に傳はつた國相の稱は、諸勃極烈制の定められた以後、再び金史に見えぬ。見えないのは當然で、撒改傳に「收國元年正月朔、太祖即位、撒改行國相如故。……七月、太宗爲譜班勃極烈、撒改國論勃極烈」といひ、太祖本紀に「國相撒改爲國論勃極烈」とあるのに依ると、撒改が國論勃極烈に封拜した收國元年七月を以て自然消滅に歸したのであらうと思はれる。しかし事實はさうではない。撒改は同年九月、國論忽魯勃極烈に進み、天輔五年閏五月に至つて薨じた。さうして翌六月、國論

吳勃極烈斜也(吳)が國論忽魯勃極烈に拜した。これはAの項に指摘してゐいた如く、後者が前者の官稱を襲いだのであつて、斜也は譜班勃極烈吳乞買後の太宗の次弟である。ところで天輔六年を通じて、斜也は征遼の役に従事しつゝあつたが六月からは太祖も親征、吳乞買は監國す、其の間に於ける金と宋との交渉に關する宋側の記事を見ると、彼れは「固論國相勃極烈」と呼ばれてゐる。即ち三朝北盟會編卷五、宣和四年(天輔六年)正月十四日の條に「金人攻破遼人○人字中京、上流大名城、天祚入夾山、○地、北曷魯、使、○金自海上歸、阿骨打意、朝廷絕之、乃命其弟固論國相、字極烈、并粘罕○宗兀室、尹、希率師度遼といひ、卷七、同年五月十八日の條に「先是、金人緣朝廷遣曷魯等歸、不遣使、疑吾有謀、故未嘗先報軍期、遣其弟固論國相、勃極烈○相國は國相の顛倒であらう及小國王等軍、破中京、取雲中、退屯于白水泊、阿骨打親領兵數萬來」といひ、卷十二、同年十月二十五日の條に「趙良嗣○宋等、至其國、弟固論國相、所居、以童貫○宋等所與酒果遺之、以通其意とある。かくの如く天輔六年の間、斜也は宋から固論國相勃(字)極烈と呼ばれたが、これは當時の金人が斜也の稱號國論忽魯勃極烈を一に固論國相勃極烈とも稱してゐたからであらう。さうして「固論」が國論の異譯であり、「國相」が問題

金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について

の國相であることは論を俟たぬ。然るに國相の本來の所有者は撒改であり、さうして撒改は收國元年以來の國論忽魯勃極烈であつたのであるから、國論忽魯勃極烈の異名としての固論國相勃極烈は撒改から斜也に傳はつたとすべきである。

天輔七年(天會元年)九月、吳乞買(太宗)位に即き、同年十二月斜也は、諸班勃極烈に陞進したが、此のとき代つて國論忽魯勃極烈に拜したものはなかつたやうである。

斜也は天會八年九月に薨じた。其の後太宗は諸班勃極烈の位を空しくせしむること二年、天會十年四月、太祖の孫亶(後の熙宗)を儲嗣となすに及んで、此の位を授け、同時に皇子宗磐を國論忽魯勃極烈とした。ところで問題は、斜也の稱號の一部となつてゐた國相の其の後の成りゆきであるが、大金國志二卷太祖紀に、

天輔六年遼保大三年也春、陞皇帝寨曰會寧府、建爲上京、其遼之上京潢府改作北京、先是女眞之初、無城郭、止呼曰皇帝寨、國相寨太子莊、至是改焉、置三省六部、尹貳曹屬、仍命左丞相陳王兀室尹希撰女眞字以行。

といひ、また同書三卷燕京制度の條に、

國初無城郭、星散而居、呼曰皇帝寨、國相寨太子莊、後升皇帝寨曰會寧府、建爲上京。

とある。前の條は天輔六年を天眷元年(宋紹興八年)と改めて讀むべきである。金史熙宗本紀に依れば、此の年八月熙宗は新官制を頒行し、同時に國都(今の阿勒楚喀に近き白城)を上京と號して其の府を會寧といつたのである。新官制といふのは、金史百官志の序語に「至熙宗頒新官制、及換官格、除拜内外官、始定勳封食邑入銜、而後其制定、然大率皆循遼宋之舊」と説いてある如きもので、純女眞風であつた諸勃極烈の制の罷められたことはいふまでもない。然るに大金國志の傳ふる如く、此の時まで皇帝寨、太子莊と共に國相寨といふ寨名が行はれてゐたとすれば、斜也の死後

1 大金國志(卷二)太祖紀、下を見ると、天輔四年(宋宣和三年)の條に「曷魯等自海上歸、至其國、國主(阿骨打)得書、意宋朝絕之、乃命其弟國相、極烈、吳乞買、并粘罕、兀室等、悉師渡遼而西」とある。これは北盟會編の上の三條の記事の中、其の第一條に應ずるものであるが、「國相、極烈」は「固論國相、極烈」の略、吳乞買は斜也の誤りである。

2 三朝北盟會編(卷三)重和二年正月十一日の條にも「女眞古肅慎國也、世居混同江之東、長白山、鴨綠水之源、又名阿木火、取其河之名、又曰阿芝川、溲流河、阿骨打建號、改曰皇帝寨、至亶(熙宗)改曰會寧府」とある。阿木火は阿朮火の誤りで、今の阿勒楚喀、阿芝川は阿勒楚喀河、溲流河は拉林河である。

金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について

も國論忽魯勃極烈に附隨して國相の稱の傳統的に存在したことは殆んど疑ひなからう。さうして國相寨は國論忽魯勃極烈の寨太子莊は諳班勃極烈の居處と解すべきである。⁽¹⁾

三 烏山氏の説に對する辯

さて余は烏山氏の新説である國相即諳版勃極烈説をかへりみるべき機會に達した。氏は太祖本紀收國元年七月の條に「以弟吳乞買爲諳班勃極烈、國相撒改爲國論勃極烈」とあるのに對し、百官志には「又有國論勃極烈、或左右置、所謂國相也」とあるのを問題とし、次の如く論じて余の舊説に鋒先を向けると同時に、苦もなく百官志の説を否定し去つた。

國相が國論勃極烈の漢譯名だとすれば、何も改めて國相撒改を國論勃極烈とするといふいはれもなからう。若し從來、國相と稱して居たのを、國論勃極烈と改稱したとするならば、それは因果を錯倒した謬論で、漢式の譯名が、土語の官稱に先つて存在すべくもない。

しかしこれが百官志の説に對して所謂權の半面のみをながめた議論であることは上述の余の見に照らして明かであらう。かう考へた烏山氏は、直ちに國相を他の勃極烈に結びつけられた。即ち國相即諳班勃極烈説である。曰く、
かく考へて私は、太祖が君臣の禮を正すとして變改を行つた點に重きを置き、前後の文勢を察し、問題として來た國相は、太宗がよざされたる諳班勃極烈の漢風の稱呼譯名ではなくて、であつたと判定する。

余は之を以て武斷と認めるが、烏山氏はそれを敢てした理由を次の如く述べてゐられる。

尤もこれは前出百官志の文とは背反し、且つ想像の要素も多分に存する弱點はあるが、國相を國論勃極烈の漢譯名とすれば、前記太祖紀の「國相撒改爲國論

¹ 皇帝寨にはまた御寨の稱があつたのであつて、宋の趙彥衛は彼れの御寨行程(說郛、同第四二)に此の稱を用ひてゐる。なほ諸李董の居處が各寨と呼ばれてゐたことは、宋の許亢宗の宣和乙巳奉使行使程錄(三、朝北盟會編卷二〇)を見ればわかる。

金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について

勃極烈」とあるをいかに説くべきか。またこれも一言したことではあるが、國論勃極烈は百官志によれば第四階級であつて、世紀が語る傳説の上に於ける重要さと、そぐはない點も考へられるし、國相としての撒改が太祖に對して有した政治的關係(諸部分治といふ如き)、さては諸班勃極烈は儲位または之に擬せられたる者が占める地位であつた事實等を考へるとき、前出穆宗が撒改を國相とした時の言葉も、一層意味あるものとして蘇つて來るであらう。

即ち烏山氏は一方國相の位置が余の曾て論じた如く都勃極烈に亞ぐものであること、他方諸班勃極烈が儲位にあるものに授けらるゝ稱號であること、を思ひ合せた結果、百官志の説を一蹴して直ちに兩者を結合せられたのである。しかし烏山氏に依ると、國相は其の持主であつた撒改が、收國元年七月國論勃極烈に封拜した際を以て自然消滅に歸したものでなければならず、諸班勃極烈はそれと同時に新たに設けられた別個の官稱であるから、上の「判定」は寧ろ武斷以上の或るものであるといふべきである。さうして更に遺憾に感ぜられるのは、諸班勃極烈に對して「諸班は女真語“an-pan”、“an-pan-la”で「大」の義がある。また清文鑑卷四設官部

臣宰類には“amban”に大臣の譯を附してゐることなどは、一層この語を考へるに興味があるやうに思はれるといひながら、國相に對しては、單に「漢風の稱呼」といふ外、より以上の説明を與へられなかつたことである。

又た烏山氏は曰く、

要するに私は世紀の傳説で、完顏氏内部の重要な勢力争ひを窺はせた國相、肅宗撒改が享有した國相とは、後に太宗熙宗が其の儲位にある間の稱號であつた諸班勃極烈を、傳記者(完顏勗等)が都勃極烈の太師に對する漢風の修飾語として書きなしたもので、當時の實稱ではなく、國論勃極烈の漢譯名でもなかつたと想定する。

これは蓋し、諸班勃極烈の別稱(漢風の稱呼)としての國相と、收國元年七月以前肅宗及び撒改の享有した國相との關係に説き及んだもので、都勃極烈即ち太師(烏山氏に依れば後者は前者の漢風の稱呼)に對して別に肅宗及び撒改の有であつた或る

2 本書、頁四七三、註第一參照。

金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について

他の稱號があり、十帝實錄の撰者に依つて其の或る稱呼の漢風に修飾せられたのが建國前の國相であらうといふのであらう。しかし「想定」にしても殆んど根據のない想定である。又た鳥山氏は曰く、

然らば百官志の解釋は如何に判ずべきか。若し推測が許されるならば、元來は原語譯語の關係はなかつた二つの稱號の存在を、たゞ意味の上で一致させる所から、金史の編者が不用意にも之を結びつけて「國論勃極烈はいはゆる國相なり」と記したものであつたらう。

此の推測は許るされぬ。二つの稱號の間に原語譯語の關係のあつたことは、上に余の論じた如くである。

鳥山氏の論は以上を以て盡きてゐる。余もこゝで筆を擱く。(昭和七年三月十三日夜)

昭和七年三月稿〔東洋學報、第三〇卷、第一號〕

金末の滿洲

(篇末附載年月表及び滿洲圖參照)
史地理附圖金代滿洲圖參照)

- 一 耶律留哥の叛と蒙古の遼東經略
- 二 蒲鮮萬奴の自立と僞遼國の内争
- 三 僞遼國人東走後の蒲鮮萬奴
- 四 僞遼國人の高麗侵擾と江東城の役
- 五 蒙古の滿洲經略の完成

主要事項年月表

一 耶律留哥の叛と蒙古の遼東經略

蒙古の太祖成吉思汗は、即位の第五年庚午の年、金帝永濟の金國征伐の意を決し、金大安三年翌年辛未の春に至りて軍を起せり。金は和を求めて成らず、獨吉千家奴(漢

名思忠及び完顏胡沙(漢名承裕)を行省事となし、邊に赴いて備へしめしが、七月蒙軍の奄ひ至るや、烏沙堡所在未詳先づ守りを失ひ、桓州多倫諾爾の西、上都河昌州の張家口外の西北、撫州興和城即ち相踵いで陥り、野狐嶺萬全の西北に敗れて、宣平縣懷安の東北まで退きたる千家奴、胡沙等は、九月蒙軍と會河堡萬全の西に戦ひて復た大いに敗れたり。因つて金の國都中都は戒嚴し、十月には上京滿洲阿より留守徒單鎰の遣はしたる二萬の軍兵の入京せしのみならず、東北面の重鎮なる泰州金末の此の泰州は、遼代の長春州にして、伯都訥の西に來屯し、十一月には徒單鎰も徵されて入京し、在城の軍を簽めてひたすら備禦に努めたり。

蒙古の始めて金國に侵入せし時、東方に於いては契丹人なる耶律留哥遼東に叛せり。其の事情は、元史卷九の本傳に、耶律留哥、契丹人、仕金爲北邊千戶、太祖成吉思汗起兵朔方、金人疑遼遺民有他志、下令、遼民一戶、以二女眞戶夾居防之、留哥不自安、歲壬申○太祖七年、農安縣、韓州、面城附近、遁至隆安、糾壯士、剽掠其地、州發卒追捕、留哥皆擊走之、因與耶的合勢、募兵數月、衆至十餘萬、推留哥爲都元帥、耶的副之、營帳百里、威震遼

東と見ゆ。

留哥の叛せし時期につきては、右の留哥傳の文に之を壬申の年となしたる外、太祖本紀に「七年壬申春正月、耶律留哥聚衆于隆安、自爲都元帥、遣使來附」とあり。惟ふに本紀の此の年月は末尾の一句に係かると見るが至當なるべく、而して「遣使來附」とは、後に述ぶる如く留哥の自ら都元帥と稱せし後、會成吉思汗の東に遣はしたる蒙將按陳那衍の來れるに由り、之に對して歸服の意思を表せし留哥が、自ら使者を蒙古に遣はしたるをいふなり。然らば傳文に留哥の叛を壬申の年(七年)となせるは信すべくもあらず。彼れが衆に推されて都元帥と稱する以前、兵を募るに數月を費やしたること事實ならば、其の始めて叛旗を隆安(正しくは隆州)に樹てしは、七

1 金代に於ける泰州の治所の變遷につきては、箭内津田二氏の研究あり(滿鮮地理歴史研究報告、第二冊「金の兵制に關する研究」同上、第四冊「金代北邊考」)。長春州の位置は拙稿「遼代春水考」(東洋學報、第六卷、第二號)に之を述べたり。〔本書所收〕。

2 元史太祖紀及び耶律留哥傳に留哥の叛して據りたる地を隆安となせども、隆安の當時の稱は隆州にて、未だ此の地名はなかりしなり(頁五四七、註第二參照)。今ま竝に以下隆州といはずして隆安といふは便宜の爲めのみ。

年正月より溯推して、晚くも六年夏秋の交にありたりとなさざるべからざればなり。されども太祖本紀の前後の諸條には、那珂博士の指摘せられし如く敘事の錯簡、事實の謬妄甚だ多くして、殊に其の年月には容易に信を措き難きが故に、留哥の叛せし年月にも亦た疑問を挾むを得べし。恐らくは傳の文に「歲壬申、遁至隆安、韓州」云々とありたるより、漫然留哥の來附したるを七年正月となし、ならむ。斯くの如くにして留哥の叛せし年月は殆んど不明なるが如くなれども、必ずしも然らず。傳に依れば留哥をして疑貳の念を懐かしめしは、金廷が契丹人の蒙古に内應するを懼れ、之を防遏すべき機宜の措置をなしたる爲めなるが、そは西京路の諸州の相踵いで蒙軍に没せし六年秋の間にありしなるべし。而して留哥の遂に北邊の某地を去つて隆安に據りしは、上京泰州等の邊要の守兵の國都の備禦に充てられたるを見て、其の虚に乗ぜしものならずばならず。随つて七年正月彼れの使者の蒙古に至りしことは到底之を首肯し難きも、始めて叛旗を擧げたる時期は、其の頃若くは前年の末にありたりと見て不可なからむ。

さて留哥傳に上の文を承けて曰く、太祖命按陳那衍○那衍(una-yan)の義、渾都古、行軍至遼、

遇之○留哥、留問所從來、留哥對曰、我契丹軍也、往附大國、道阻馬疲、故逗遛於此、按陳曰、我奉旨討女真、適與爾會、庸非天乎、然爾欲效順、何以爲信、留哥乃率所部、會按陳于金山、○隆安、韓州○の地、刑白馬、白羊、登高北望、折矢以盟、按陳曰、吾還奏、當以征遼之責屬爾、○と。成吉思汗の遣はしたる按陳那衍等が、蒙古に赴かむとしたる留哥に偶然出會へる地は、固より詳かならず。されども隆安韓州の間に據りたる留哥は、必ず西喇木倫の流域より興安嶺を越ゆる通路に由りて成吉思汗の行營に至らむとしたりしなるべし。所謂軍を行りて遼に至らむとしたる按陳那衍等も、亦た此の通路に由りて來りしなるべし。蒙古の軍兵の金の北京路なる西喇木倫の流域に侵入したるは、之を以て初めとす。

又た金史を見るに、上京の留守徒單鑑の尙書右丞相となりて中都の守備に當りしは、大安三年(辛未)十一月なるが、既記の如く、本紀の其の條下に「鑑復請置行省事于

¹ 成吉思汗實錄、頁四二九—四三〇。

東京備不虞上濟○永不悅曰「無故遣大臣動搖人心未幾東京不守上大悔」といひ徒單鎰傳九金史卷にも同じ事實を傳へて鎰復奏曰「遼東國家根本距中都數千里萬一受兵州府顧望必須報可誤事多矣可遣大臣行省以鎮之衛紹王濟○永不悅曰「無故置行省徒搖人心耳」頃之東京不守衛紹王自訟曰「我見丞相耻哉」といへり。鎰の中都に來りし後金の東京今の遼陽が亦た蒙兵に侵されしは之に依りて知らる。

さて元史を検するに蒙古の東京經略に關しては太祖本紀の七年(壬申金崇慶元年)の末に「冬十二月甲申遮別攻東京不拔即引去夜馳還襲克之」と記るされたる外吾也而傳元史卷二〇に「太祖五年安金二年吾也而與折不那演折不那演者別者必闊別等に作る那哲別(Choyan)は克金東京有功」とありて共に東京を攻めたるものを遮別となせるが是等を以て上の金史の記事に應ずるものとすれば太祖本紀はさておき吾也而傳の年月は餘りに早きに過ぐ。又た皇元聖武親征錄には烏沙堡及び昌桓撫三州を抜き更に雲内東勝武等西京路の諸州を破れることを六年秋に繋けて記るし次に曰く「又遣哲別率衆取東京哲別知其中堅難以衆墮城即引退五百里金人謂我軍已還不復設備哲別戒軍中一騎牽一馬一晝夜馳還急攻大掠之以歸」と。即ち記事の内容は簡

約なる太祖紀のそれと符合すれども年月に於いては一個年餘の相違あり。又た元朝秘史には八年癸酉の冬より九年甲戌の春に互れる河北山西山東の侵掠(此の三道經略に就いては後にいふべし)を約説して「郡々の城どもに軍を遣りて攻めさせたり」といひ之を承けて「者別をば東昌の城を攻めさせに遣りたり。東昌の城に到りて攻めて取りかねて回りに六宿の地に到りて油斷せさせてさて回りに奮ひ馬を手に牽き蒙合兒闊脫勒壇每人牽一匹從馬譯明夜兼行して油斷し居る處に到りて東昌の城を取りき」といへるが1こは親征錄の上の記事に對して東京を東昌となしたる地名の相違こそあれ敘事の内容は全く同じ。而して其の相對的の年代は吾也而傳太祖紀及び親征錄の何れにも合はず。

さて此の遮別の東京經略に關しては故那珂博士の説あり。博士は吾也而傳及び太祖紀の記事を共に親征錄に本づきたるものとなし親征錄が其の年次を六年辛未となせるに重きを置き乃ち留哥傳の記事を參考して東京を取れる人は實は

1 成吉思汗實錄頁四三七。

者別に非ず、……始めて遼東を經略したる者は、阿勒赤那顔と可特哥とにして、者別は與らずと斷ぜられたり、阿勒赤那顔は按陳那衍の異譯なり、可特哥については後にいふべし。而して其の理由とするところは、元史耶律阿海の傳に依るに、阿海は烏沙堡、宣平、滄河の戰より、宣德、德興を抜き、さては居庸關を攻め破りて、紫荆關を攻め下すまで、常に者別の先鋒となりて働きたる如くなれば、又た其の者別は、常に蒙古の本軍に先だちて轉戰したりとすべく、彼れがいかにかに戰馬の如く駿足なりとも、何の暇ありてか北京路を踰えて徑に東京に攻め入るを得べきといふにあり。又た祕史の東昌に關しては、博士は、太祖の時は勿論、本書の撰ばれたる太宗の朝にも此の地名の未だこれなかりしを辯じ、因つて説をなして曰く、者別の取れるは東昌にも非ず、東京にも非ず、いづこなりけん。太祖六年に取れる西京路諸州の内に東勝州あり、その地は金の西京今の山西大同府の西北に在りき。者別の奇功を立てたるは、疑はくはその地ならん。蓋祕史の原本には東勝とありしを明人は誤りて東昌と音譯して、元の初に東昌なきことに心附かざりしなり。修正祕史の○親征錄は誤りて東京とし、親征錄集史元史みなそれに依りて、いづれも東京を取れ

るは者別に非ざること心附かざりしなりと。要するに太祖七年(壬申)耶律留哥と金山に會盟したりといふ留哥傳の按陳那衍等を東京の攻掠者ならむと想像し、太祖紀吾也而傳親征錄等何れも之を遮別となせるを否認せむとするは博士の見なり。

されども余は此の見の妥穩なるを思ふ能はず。明人の蒙古文より音譯したる祕史の原本に、東昌とはなくて、東勝とありしならむといふは、博士の想像のみ。而して親征錄に東京とあるが、其の原據たる修正祕史に然か記るされたりし證なりとすれば、明人の音譯したる祕史即ち今の祕史に東昌とあるは、東京の譌りならむも知るべからず。又た太祖紀及び吾也而傳の記事の内容は、親征錄と同様なれども、其の年次の區區なるを以て觀れば、共に親征錄に本づきたりとは斷じ難く、殊に親征錄には月日を掲げざるに、太祖紀に「冬十二月甲申」と明記したるは注意すべし。金山に來りし按陳那衍等を以て東京の攻掠者に擬するも、亦た博士の臆斷なり。

1 成吉思汗實錄、頁四三七—四三八。

然らば吾也而傳に遮別の東京に克ちしを太祖の五年としたるは、早きに過ぐるとするも、六年より以後、西京路の經略に従ひたる遮別に對して、さる機會のこれありしを承認すること能はざるか。

元史には遮別の經歷を記るし、專傳なけれど、那珂博士の指摘せられし如く、耶律阿海傳元史卷一五〇に「勅左帥閣別略地漢南阿海爲先鋒辛未太祖六年破烏沙堡塵戰宣平大捷滄河遂出居庸耀兵燕北癸酉太祖八年拔宣德德興乘勝次北口關閣別攻下紫荆關」とあるは、遮別の行動を察する料となる。親征錄に「破雲內東勝武宣寧豐靖等州金人懼棄西京」とあるは、六年九月の會河堡の大勝に踵げる蒙軍の經略を記したるものにして、此の經略には遮別も參加したりしならむが、金史に依れば西京留守紇石烈胡沙虎漢名執中の西京を棄て、中都に還りしは十一月中の事なり。されば親征錄に遮別の東京略取を年内六年の事件となせるは、其の誤りなること殆んど疑ひなし。七年八年はいかにといふに、親征錄に「壬申七年破宣德府宣化府至德興府保安州失利引卻四太子也可那顏雷赤渠駙馬率兵盡克德興境內諸堡而還後金人復收之癸酉年八年秋上祖太祖復破之」とありて、蒙軍は七年、德興府に克ちたる後、一たび還り、翌八年秋再び來りて其の地を經略せしなり。前掲の阿海傳の文に「癸酉拔宣德德興」といへるは、此の兩年の經略を八年に繋けて併敘したるものなりとす而して太祖紀六年の段に「九月拔德興府」とあるは誤りならむも、七年の段に「九月察罕剋奉聖州」を見えたる奉聖州は、德興府の舊稱なれば、蒙軍の此の府に克ちしは七年九月にありとすべく、從つて其の一たび北に還りしは、此の年初冬の頃ならむと推せらる。然るに太祖紀は奉聖州德興府の略取に次いでの事件として遮別の東京攻破を記し、且つ其の月日を掲げて十二月甲申の日十二日となせり。月日の明記せられたるは、親征錄以外の或る材料に據りたることを證するものなるが、九月德興府に克ち、やがて其の地を去りたる遮別が、年末に至りて東京に攻め入り、又た西に還りて翌八年秋より始まりたる再度の德興府經略に參加したりとすれば、決して戰馬の如く駿足なるを要せず。故に余は元史の紀傳及び親征錄に據りて東

1 大安元年、奉聖州を陸せて德興府となす。大安元年は蒙古太祖四年なり金史卷二四地理志、西京路の條。

金末の滿洲

京を攻掠したるもの、遮別なるを疑はざると共に、祕史の東昌は、東勝の誤りにはあらずして、必ず東京の譌りなりとなし、且つ其の經略の時期につきては、太祖紀の年月に重きを置き、金史の記事を旁證として、之を七年十二月なりと断定せむとす。金史に「未幾東京不守」と記るされたる事變は、徒單鎰の行省設置の建議の後に起り、建議は又た太祖六年十一月以後のものにして、其の間に約一年の經過を認むることとは、蓋し不當にあらざるべければなり。

以上考說せしところに誤りなくば、太祖六年秋の初めより七年秋の末まで蒙古軍の先鋒として西京路の諸州に轉戦したる遮別は、耶律留哥の金に叛せし後約一年を経て東京を攻掠せしなり。

さて上に引きたる留哥傳を見るに、留哥は叛旗を隆安に樹てたる後數月の間兵を募りて十餘萬を得、推されて都元帥となれりといふ。既にして成吉思汗の遣はしたる按陳那衍等は、興安嶺を越えて來り、留哥は之と金山に會盟せり。こは恐らく七年夏秋の交にて、按陳那衍等の發遣は宣德、德興の經略を開始する以前にありしならむ。金山に於いては、按陳那衍は留哥に告げて、「吾還奏、當以征遼之責屬爾」と

いへりといふのみにて、彼れの其の後の行動を詳かにせざれど、太祖紀に留哥が使を遣はして來附せりとあるを以て觀れば、留哥は會盟の結果納款の使者を派遣し、按陳那衍は其の使者と共に成吉思汗の行營に還りしなるべし。果して然らば遮別の發遣は留哥の内附に由來せしこと疑ひなし。而して其の東京への行軍は、西喇木倫の流域より留哥の根據地を經由し、留哥の兵も之に参加したりしならむと推測せらる。

遮別は攻め難かりし東京を攻めて之に克ちしも、守兵を留めて還りしにあらず、其の經略は單に一時的のものなりしなり。而して彼れは東京を取りたる後、成吉思汗の當初の命に従ひ、北流松花江及び嫩江の下流に出で、洮兒河を泝りて漠北なる克魯倫 (Kerülen) 河畔の大斡耳朵に還れり。此の事は他の事實に附會せられて元朝祕史に見ゆ。後にいふべし。

留哥の叛せしより約一年、其の間に於ける金廷の處置は、金史に之を徵すべからず。留哥の叛せしことすら見えざる金史に、遺漏の多かるべきは勿論なれども、少

なくとも討伐の兵を出ださざりしは、留哥傳にさる事實を傳へざるに依りて略疑ひなからむ。蓋し西京路の諸州を攻陥して國都を脅かせる蒙古の大軍を禦ぐに急にして、東北面の動搖を顧みるに暇なかりしなるべし。

されども遮別の東京を攻めて還るに及び、遂に兵を動かしたり、其の證は、金史卷一完顏弼傳に「至寧元年、太祖八年、東京不守、弼爲元帥左監軍、扞禦遼東」と見ゆ。但だ弼は此の命を受けたる時、衛紹王(永濟)の怒に觸れ、雲内州西京路に屬すの防禦使に貶謫せられたれど、弼と共に命を拜し、相並んで右監軍となれりと覺ほしき胡沙(承裕)に關しては、其の本傳金史卷九三に「至寧元年、遷元帥右監軍、兼咸平府路兵馬都總監、與契丹留哥戰、敗績」といへる事實を傳へたり。留哥傳に「金人遣胡沙帥軍六十萬、號百萬、來攻留哥、聲言『有得留哥骨一兩者、賞金一兩、肉一兩者、賞銀亦如之』、仍世襲千戶、留哥度不能敵、丞馳表聞帝成吉思汗、命按陳、字都歡、阿魯都罕、引千騎、會留哥、與金兵對陳于迪吉腦兒、留哥以姪安奴爲先鋒、橫衝胡沙軍、大敗之、以所俘輜重獻、帝召按陳還、而以可特哥副留哥、屯其地」とあるは、即ち之に應ずる記事なり。而して此の迪吉腦兒の戰が春月の間に起りしことは、下文に「衆以遼東未定、癸酉太祖八年三月、推留哥爲王」とあるにて

知らる。金史の本紀には、全然留哥征伐に觸れたる記事なく、至寧元年二月の條に「詔撫遼東」と見ゆるが、こは箭内氏の説破したる如く、咸平府路兵馬都總監承裕(胡沙)の留哥と戰つて敗れし事實を矯飾して傳へしものなるべく、一即ち迪吉腦兒の戰は太祖八年二月に起れりとすべし。迪吉腦兒(腦兒は湖水の義)の所在は詳かならねど、留哥が今の八面城附近なる韓州を領有し、胡沙が咸平府路兵馬都總管(路治は今の開原)として遣はされたるより推して、昌圖地方に之を求むべきが如し。又た金史の本紀には、五月改元、詔諭咸平路契丹部人之嘯聚者一といへる一條ありて、改元は崇慶二年を改めて至寧元年となせるをいひ、咸平路契丹部人二は留哥を指せるなり(韓州は咸平路に屬す)。然るに大金國志卷二に此の改元を正月となし、且つ前記の完顏弼及び承裕の傳に、年の初め彼等の相並びて左右監軍となれるを、崇慶二年とせず、至寧元年となせるを以て觀れば、五月は正月の誤りにはあらざるか。果して

一 東洋學報、第四卷、第二號(大正三年六月)、「成吉思汗の滿洲經略に關する二三の研究」、頁二〇〇—「蒙古史研究、頁三六—三八」。

然らば金史の上の一條は、遮別の東京攻撃に驚きたる金廷が兵を遼東に出ださむとするに當り、先づ留哥に對して試みたる處置に關する記事なるべし。

翻つて西北面に於ける蒙軍の動靜を一瞥するに、七年初冬の頃一たび金の北境を去りたる彼等は、八年七月復た來り、金人に收復せられし德興府を攻め取り、進んで縉山慶今州の延に至り、金の大軍の其の地に駐屯したるを潰走せしめたり。而して本軍は東に下り、居庸關を攻め破り、別軍は西の方紫荆關より入りて、易、涿二州を拔き、共に中都の附近に會せり。是れより先き金の將軍紇石烈胡沙虎執中は永濟を弑して宣宗を迎立したるが、そは蒙軍の侵入したる翌月八月にて、同月金軍は縉山に敗れしなり。さて中都に迫りし蒙軍は、右、左、中の三軍に分れ、右軍は河北路を経て河東路に入り、左軍は中都路の東部に向ひ、中軍は河北路より山東路に進み、此の年十一月より翌九年甲戌二月に互りて是等の地方の州縣を殘破し、三月再び中都の附近に會せり。是に至りて金は遂に和を乞ひたり。成吉思汗は中都の北郊に於いて之を許るし、一たび居庸關を出でしが、五月、宣宗の都を南京汴に遷すに及び、復た諸將に命じて中都を圍ましめ、自ら暑を魚兒灤達里泊に避けたり。

金史衛紹王紀に、大安三年太祖六年十一月、紇石烈胡沙虎の西京を棄て、中都に還りしことを記したる次に、此時德興府、弘州西寧縣、昌平、懷來、縉山、豐潤屬薊州、密雲屬順州、撫寧屬平州、集寧屬撫州、東過平灤、南至清滄、由臨潢過遼河、西南至忻代、皆歸大元とあり。されども平灤、滄、忻代等の諸州が始めて兵を被りしは、上に述べたる三道侵掠の際にして、豐潤縣の屬する薊州も亦た然り。順州と清州とは此の時未だ降らず、太祖十年四月に至りて陥れり太祖紀に依る。親征錄に清州の殘破を三道侵掠の際となせるは誤りなり。集寧縣は、六年、撫州と共に陥りしなるべく、弘州、昌平、懷來、縉山の陷沒は、七年乃至八年に於ける德興府のそれにつぎたること疑ひなし。然らば金史の上の一條は、蒙軍の始めて侵入せし後數年の間に陥りたる諸城を列記したるものにして、之を大安三年十一月に係けしは甚しき謬妄といふべし。而して所謂「由臨潢過遼河」は、太祖七年夏秋の交、按陳那衍等が西喇木倫の流域より留哥の根據地に來り、同年冬又た遮別の其の方面よ

1 縉山の戰の是の年八月に起りしことは、金史卷一〇六、朮虎高琪傳に見ゆ。

り來りて東京を攻掠したる事實を指せりと解すべきなり。

さて蒙古の後援によりて金の大軍を迪吉腦兒に破れる留哥は、自立して王となり、國を遼と號せしが(大祖八年三月)八月宣宗の位に即くに及び、金は復た之を討ち、今回は大勝を得たるが如し。其の事は金史の本紀にも留哥傳にも見えざれども、紇石烈桓端傳(金史卷一三)に、貞祐二年(太祖九年甲戌)の事を敘するに先だちて、徙東路宣撫使都統、敗移刺留哥萬五千衆于御河寨、奪車數千輛、降萬餘人、加驃騎衛上將軍、遙授同知順天軍節度事、といひ、而して奥屯襄傳(金史卷一三)に、宣宗即位、擢遼東路宣撫副使とありて、桓端及び奥屯襄が遼東宣撫の官を拜せしは恐らく同時ならむと思はるればなり。御河寨の所在は詳かならず、前の迪吉腦兒と共に亦た昌圖方面ならむか、さもあれ留哥は此の敗戦に由りて大なる打撃を被らざりしが如し。そは留哥傳に、甲戌、○太祖九年、金遣使青狗誘以重祿、使降、不從、青狗度其勢不可、反臣之、と見えたる金將降附の事實を以て徵すべし。加之彼れが更に金軍を歸仁縣に破りて咸平(開原)を據有するに至りしことは、傳文の續きに、金主怒、復遣宣撫萬奴領軍四十餘萬攻之、留哥逆戰于歸仁縣、○咸平府屬縣、北河上、金兵大潰、萬奴收散卒、走東京、安東同知阿憐懼、

○安東は咸平府の屬縣、遣使求附、於是盡有遼東州郡、遂都咸平、號爲中京、金左副元帥移刺都以兵十萬攻、留哥拒戰、敗之、と見えたり。

さて此の歸仁縣の戦に敗れし金の宣撫使萬奴は、後に自立して大眞國王と稱せし蒲鮮萬奴なるが、金史○卷一三奥屯襄傳に、貞祐二年十一月、詔諭襄及遼東路宣撫使蒲鮮萬奴、宜差蒲察五斤曰、上京○楚略遼東、國家重地、以卿等累效忠勤、故委腹心、意其協力盡公、以徇國家之急、及詳來奏、乃大不然、朕將何賴、自今每事、同心併力、備禦機會、一失、悔之何及、且師克在和、善鈞從衆、尙懲前過、以圖後功、と見えたる宣宗の詔諭は、箭内氏のいへる如く、歸仁縣の戦に關するものならむと推せらる。而して金史宣宗本紀に、貞祐二年十一月癸未、曲赦遼東路、勅罷宣撫司、輒擬官、といへるも、亦た之に關する同時の處置なるべきが故に、留哥の金軍を歸仁縣に破りて咸平に都したるは、九月、十月の交なりとすべし。

又た按ずるに、親征錄に、金主之南遷也、○既記の如く、是の年、五月、宣宗、汴に遷都す、以招討也、奴爲咸平等

路宣撫と見えたる也。奴は萬奴なり。而して金史卷一完顏鐵哥傳に、貞祐二年、入衛中都、遷東北路招討使兼德昌軍節度使、蒲鮮萬奴在咸平、忌鐵哥兵強、驟取所部騎兵二千、又召泰州軍三千及戶口、○泰州の位置、遷咸平、鐵哥察其有異志、不遣、宣撫使承充、召鐵哥赴上京、楚略、命伐蒲與路、○嫩江の流域、路治、既還、適萬奴代承充爲宣撫使、撫前不發軍、罪下獄、被害といへるが、こは、別に東北路招討使として亦た遼東に遣はされし完顏鐵哥に聯關して萬奴の消息を傳へしものなり。又た均しく宣宗南遷の後、金は東北路招討使の官衙たる招討司を泰州より肇州農安の東北、松花江の南岸に移せり。即ち金史卷一烏古論德升傳に、遷肇州防禦使、宣宗遷汴、召赴闕、上言、泰州○招討使の所地殘破、東北路招討司猛安謀克人皆寓肇州、凡徵調住復甚難、乞升肇州爲節度使、○防禦之と見ゆ。想ふに泰州を剽掠したるものは、必ず留哥の黨なるべく、且つ此の變革に際して新たに命を拜せし東北路招討使は、既に箭内氏の指摘したる如く、上の完顏鐵哥ならざるべからず。然らば鐵哥と萬奴とは、共に宣宗南遷の後留哥を討伐すべく遣はされしものにして、即ち鐵哥傳にいふところは、彼等の遼東に來りし後、

鐵哥は肇州、泰州の方面より留哥の根據地の北境を壓し、萬奴は咸平より其の南邊を衝かむとしつゝありしを示す。然るに此の頃異志を懷きし萬奴は、之を看破したる鐵哥を謀殺し、遂に留哥と歸仁縣に戰つて敗れしなり。

上に引きたる留哥傳の文に據れば、歸仁縣の戰の後、又た金の左副元帥移刺都は、咸平に都したる留哥と戰つて敗績したりといふ。此の事實について考ふるに、金史卷一蒲察移刺都傳に、以憂去官、起復武器署令、從軍兵潰、被執、貞祐二年、與降兵萬餘人俱脫歸、遷隆安府治中、○治中、官名、賜銀百兩、重幣六端、遂授信州刺史、○信州は隆安の西、南なる今の懷德、有功、遷蒲與路節度使兼同知上京留守事、進三階、改知隆安府事、逾年、充遼東、上京等路宣撫使兼左副元帥、再閱月、就拜尙書右丞、移刺都與上京行省蒲察五斤爭權、及賣隆安戰馬、擅造銀牌、睡眦殺人、已而矯稱宣召、棄隆安、赴南京、○宣宗皆釋不問とあり。文中移刺都の敗軍に關していふところは甚だ粗略にして、敵手と場所とを擧げざれど

1 滿鮮地理歴史研究報告、第二冊、金の兵制に關する研究、頁一三〇。

も、交戦後に於ける彼れの任地が隆安といひ、信州といひ、何れも留哥の根據地の北邊なるを以て見れば、彼れは留哥と戦へりとすべし。而して其の交戦の時期は、貞祐二年云々とあるより推して、元年末頃とすべきが如し。但し留哥傳は貞祐二年九月、十月の交なる歸仁縣の戦の後に移刺都の敗戦を記し、次に其の翌年なる乙亥の歲貞祐三年、太祖十年に繋けて「留哥破東京と記るせるが故に、留哥傳にいふところの移刺都の敗戦と移刺都傳のそれとは約一年を隔て、起りし別個の事實なりとも考へらる。されども移刺都の隆安を棄て、汴京南京に遷りし年は貞祐二年の翌年にあらず。それが興定元年(太祖十二年)なりしは、金史宣宗紀の同年五月の條に「尙書右丞蒲察移刺都棄官擅赴京師」とあるを以て知るべし。従つて移刺都傳の「逾年」云々は、此の年若くは其の前年なる貞祐四年の事實を敍べたるものに係かり、遡りて或る戦に敗れし移刺都の賊中より脱還したるを其の前年なりとすれば、それは貞祐二年にはあらずして、四年若くは三年の事となる。而して之を三年とすれば、移刺都の敗軍は二年の末となり、留哥傳の記載と全く一致す。故に移刺都傳の貞祐二年は三年の誤りなること疑ひなし。

さて武器署令として在京したる移刺都が、如何なる官を帯びて遼東に來り、來りて何處に駐せしか、粗笨なる移刺都傳は全く之を傳へざれども、彼れは完顔鐵哥と共に來りて肇州、泰州の方面に居り、鐵哥の死したる後、代りて其の軍を統べ、之を率ゐて留哥を伐ちたるにはあらざるか。歸仁縣の役には與からずして、其の後別に兵を動かしたりとせば、斯く見ることは無稽の臆測にあらざるべし。又た特に注意すべきは、留哥の所部より歸りし移刺都が、其の後隆安、信州の間に居りたることにして、それは留哥の叛亂以來の根據地なりし隆安(正しくは隆州)及び其の西南韓州との中間の地なる信州が、當時金軍の有たりしを語るものなり。蓋し歸仁縣の役、留哥は萬奴を東京に奔らし、自ら咸平に據りしが、北邊の金軍は徒らに之を傍觀せず、直ちに南下して信州以北の收復を遂行したりしなるべし。然らば其の金軍を

1 次の註を見よ。

2 地名隆安の沿革につきては、金史(卷二四)地理志に「隆州、遼太祖時有黃龍見、遂名黃龍府、天眷三年、改爲濟州、……大定二十九年、嫌與山東路濟州同、更名、貞祐初、陞爲隆安府」とあり。然らば留哥の叛せし當時の隆安の稱は隆州にして之を隆安府と改めしは、貞祐

率ゐしものは恐らく移刺都にして、即ち彼れが留哥と交戦するに至りし所以なら
む。

年は改まりて貞祐三年(太祖十年乙亥)となれり。既記の如く、乙亥の年「留哥破東
京」と留哥傳にあるは、歳の初めの事ならむと思はるゝが、そが留哥の單獨の所爲な
りしや否やは、特に考察を要する問題なり。

元史一卷一木華黎傳に、去年三月、金の請和を許し、成吉思汗が彼れの北還の後、木
華黎に命じて行はしめたる経略を記して曰く、「金主請和、北還、命統諸軍征遼東、次高
州。○赤峯の東、老哈河に近き地、盧琮、金朴以城降。乙亥、○太祖十年、裨將蕭也先、以計平定東、京、進攻北
京。○赤峯の正南、老哈河に近き今の大名城、金守將銀青屯○輿率衆二十萬拒花道、逆戰敗之、其下殺銀
青、推寅蒼虎爲帥、遂舉城降。木華黎怒其降、緩欲坑之、蕭也先曰、「北京爲遼西重鎮、既降而
坑之、後豈有降者乎、」從之、奏寅蒼虎留守北京、以吾也而權兵馬都元帥、鎮之」と。漫然此
の文を讀めば、木華黎の率ゐる諸軍は、先づ遼西の高州に來り、東に轉じて東京を平
げ、然る後北京を攻め降しゝが如し。されども實は然らずして、高州を略せし諸軍

は、直ちに北京に向ひ、其の中、蕭也先の率ゐる一軍のみ東に進みて東京を平げ、北京
の未だ陥らざる時、還り來りて本軍に會せしならむと思はる。其の故は、高州と北
京とは共に老哈河の上流の地にして、互に近く、東京は大凌河の流域及び遼河を隔
て、全く別方面に位せり。而して其の東京を平定したるものとして特に蕭也先
の名の記るされたるは、他の諸軍の此の地に至らざりしを暗示するものなるべ
ければなり。史天祥傳元史、卷一四七に「甲戌、略地高州、拔惠和金源和衆、龍山、利建、富庶等○何
老哈河及び大凌河の上流の地、十五城、惟大寧○北京の稱、固守不下、云々」といひ、又た史天倪傳同上に「從
木華黎攻高州、又攻北京」とありて、共に東京を取りたることをいはぬも亦た參考す
べし。

さて蕭也先(石抹也先)は夙く成吉思汗に歸服したる契丹人なるが、彼れの東京經
略に關しては、元史卷一〇の本傳(石抹也先傳)に「聞太祖起朔方、匹馬來歸、首言東京爲金
開基之地、蕩其根本、中原可傳檄而定也、」太祖悅、命從太師國王木華黎取東京、師過臨潢、

二年金軍が其の地を收復したるが爲めならざるべからず。

○波羅和屯、俗稱高麗城子、次高州。木華黎令也先率千騎爲先鋒也。先曰：「兵貴奇勝，何以多爲？」諜知金人新易東京，留守將至也。先獨與數騎邀而殺之，懷其所受誥命，至東京。謂守門者曰：「我新留守也。」入據府中，問吏列兵於城何謂，吏以邊備對也。先曰：「吾自朝廷來，中外晏然，奈何欲陳兵以動搖人心乎？」即命撤守備，曰：「寇至在我，無勞爾輩。」是夜下令，易置其將佐，部伍三日，木華黎至入東京，不費一矢，得地數十里，戶十萬八千，兵十萬，資糧器械山積，降守臣寅蒼虎等四十七人，定城邑三十二。云々と見え、木華黎の率ゐる諸軍が臨潢府の西北なる慶州Chagan, Balgasun 即ち白塔城子の附近に於いて興安嶺を越え、臨潢府を經由して高州に來りしことも、此の文に依りて明かにせらる。是等の要地を略取せりといはぬは、去る太祖七年按陳那衍及び遮別の相踵いで來りし時、既に蒙古に没入したればなるべし。たゞ寅蒼虎を東京の守將となせるは甚しき誤りにて、上文本華黎傳にいふところの如く、彼れは北京の降將なり。又た也先の東京への進軍路は如何にといふに、木華黎の軍が興中府朝陽、義州今名廣寧府、錦州今名懿州、武等、老哈河の上流の東方なる遼西の諸城に對して經略の歩武を進めしは、北京を攻め降し、後のことなれば僅かに千騎を率ゐる也先が、此の方面の通路に由りて進軍せりとは思はれ

ず。必ず北に廻りて老哈河及び西喇木倫の流域を東に下り、留哥の根據地を經由して東京に至りしなるべし。奇計を用ひて之を降すに先だち、よく其の内情を諜知するを得たりといふも、留哥に負ふところありて然りしにあらざるか。留哥の根據地を過ぎたりとすれば、斯く想像するは不當にあらざるべし。是に於いてか余は木華黎傳の乙亥の年の首に記るされたる也先の東京經略と、留哥傳の東京攻破とは、畢竟同一事件に外ならざるべしと推定す。

さて斯く考ふれば、隨つて生ずる疑問なき能はず。木華黎の高州に來りて遼西

1 北京の降服は、元史太祖紀には十年貞祐三年二月に繋けて「木華黎攻北京、金元帥寅蒼虎、烏古倫以城降、以寅蒼虎爲留守、吾也而權兵馬都元帥鎮之」といひ、金史宣宗紀には、貞祐三年正月の條に「乙亥十五日、北京軍亂、殺宣撫使奧屯襄、丁丑十七日、右副元帥蒲察七斤、以其軍降於大元」とあり、奧屯襄は木華黎傳に所謂銀青なること疑ひなく、蒲察七斤は太祖紀、木華黎傳等の寅蒼虎ならむ。而して奧屯襄の死については、金史の本傳に「三年正月、襄爲北京宣差提控完顏習烈所害、未幾習烈復爲其下所殺、詔曲赦北京」といひ、曲赦の事は、本紀の二月壬寅十三日の條に「曲赦招撫北京作亂者」と見えたり。されば北京の降服は貞祐三年正月なること疑ひなく、元史に二月となせるは誤りなり。

經略に著手せむとするに當り、特に也先をして遠く東京を攻めしめしは、本來留哥の希望に出でたるにはあらざるかといふことは是れなり。果して然るや否や。

元史^{卷一}二 槩直膺魯華傳に東京略取に關する記事ありて曰く、槩直膺魯華蒙古克烈氏、初以其部人二百從太祖、征乃蠻、西夏有功、命將萬人爲太師、國王木華黎前鋒、下金桓州、得其監馬幾百萬匹、分屬諸軍、軍勢大振、歲辛未^{六年}太祖破遼東西諸州、唯東京未下、獲金使、遣往諭之、槩直膺魯華曰、東京金舊都、備嚴而守固、攻之未易下、以計破之可也、請易服與其使、偕往說之、彼將不疑、俟其門開、繼以大軍赴之、則可克矣、卒如其計と。木華黎の成吉思汗に從つて桓州、昌州、撫州等、金の西京路の諸州を降し、は太祖六年辛未なれば、此の記事には紀年に誤りあること疑ひなく、辛未の年に繋けて記るされたる事實は、其の内容より見て、蕭也先の東京略取に關するものとすべし。たゞ右抹也先傳にいふところと少しく異なるは、蓋し傳聞の異辭なり。

貞祐二年甲戌三月、金の宣宗は和を成吉思汗に乞ひて許されたる時、前主永濟の女岐國公主を蒙古に納れたり。元朝祕史に之を誤傳したりと覺ほしき事實を敘

べて、阿勒壇罕^宗宣は、南京に入りて、親降り頓首て、騰格哩と云ふ子を百の從者にて成吉思合罕の處に侍衛になれとておこせけりといひ、さて曰く、彼等に降られて、成吉思合罕は退かんとて、^{○中都}察卜赤牙勒^{○居}に依りそこに退く時、合撒兒を左手の軍にて海に遣ひて遣る時、北京の城に下馬せよ。北京の城を降して、彼方主兒址^{○女}の夫合訥^{○萬奴}を過ぎ去りて、夫合訥反かんとせば、打取れ。降らば、彼の邊なる彼の城どもを過ぎ、兀刺河^{○松江}、訥兀河^{○嫩}に沿ひ去りて、塔兀兒河^{○洮}に浜り山越えて、大老營^{○怯}に會ひに來よと宣ひて遣りぬ。合撒兒と共に官人より主兒址^{○赤}、阿勒赤^{○脫}、命址兒^{○必}三人を遣りたり。合撒兒は、北京の城を取りて、主兒址の失合訥を降して、路にある城を取ると、合撒兒は塔兀兒河に浜り來て、大老營に下馬して來ぬと。前に述べたる如く、成吉思汗親ら率ゐる蒙古の大軍は、八年癸酉の八月、縉山^{○慶}の役に金軍を破り、居庸關を越えて中都に迫り、此の年冬より翌九年春に互りて、河北、山西、山東三道の諸城を侵掠せり。元朝祕史に「察卜赤牙勒の關

1 成吉思汗實錄、頁四五五—四五九。

庸[○]關[○]を者^チ別^ベ取りて、峠[○]どもを奪^ヒて越えて、成吉思合罕は失喇迭克[○]昌[○]平[○]の西[○]にあり、
 に下馬せり。中都を攻めて、郡^{クニ}郡^{クニ}の城[○]どもに軍[○]を遣^リて攻^メさせたり[○]とあるは、此
 の經略を略敘したるものなりとす。²三道侵掠に關しては、親征錄及び元史太祖紀
 に將名と城名とを併せ載せたる稍詳細なる記事あり。中に就き左軍の行動は、親
 征錄には、哈撒兒及斡津那顏、拙赤、薄利爲左軍、沿東海、破灤[○]同[○]今名[○]薊[○]同[○]今名[○]等城而
 還[○]といひ、太祖紀には、皇弟哈撒兒及斡陳那顏、拙赤、薄利爲左軍、遵海而東、取薊州平[○]
 平[○]灤、遼西諸郡而還[○]といへり。さて上の祕史の文に見えたる合撒兒は、錄及び紀
 の哈撒兒と同一人にして、成吉思汗の弟拙赤合撒兒なり。又た錄の斡津那顏即ち
 紀の斡陳那顏は、元史[○]卷[○]八[○]特薛禪傳に依れば、翁吉喇惕の特薛禪の子なる按陳那顏
 の子なり。而して此の按陳那顏は太祖七年留哥の根據地に來りし按陳那衍、及び
 上の祕史の文に合撒兒と共に東征したりと見えたる阿勒赤と同一人ならざるべ
 からず。されば錄の斡津及び紀の斡陳は、那珂博士の指摘したる如く按陳の誤り
 なりとすべし。さもあれ合撒兒の東略に關する祕史の所傳は、頗る元史の紀傳の
 記載と抵觸す。是れ亦た那珂博士の指摘せられしところにして、即ち博士は「合撒

兒の東征は、元史に據れば、遼西諸郡を取れるのみにして、北京を取れるは木華黎な
 るを、祕史に合撒兒北京を取ると云へるは、傳聞の異辭なり。むしろ祕史の誤なら
 ん。又遼東の經略も、耶律留哥の傳に「歲壬申(太祖七年)太祖命按陳那衍、行軍至遼東、
 留哥率所部降之云々」とあれば、この按陳即阿勒赤の東略は、即合撒兒に従ひて行き
 たるにやとも思はるれども、その年(七年壬申)は、三道侵掠の年(八年癸酉)の前なれば、
 強ひて牽き合はせ難し。又夫合訥を蒲鮮の訛とすれば、蒲鮮萬奴の降りたるは、親
 征錄は九年甲戌の四月とし、太祖紀は十一年丙子の十月とし、相去ること二年半に
 して、いづれも合撒兒に降ると云はず、その詳なることは、今考ふべからずといひ、祕
 史の所傳に對して疑ひを存せられたり。
 那珂博士はかゝる疑問を提出し、自ら解釋を試みられざりしかば、頃者箭内互氏
 は「元代の東蒙古」と題する論文の末尾に註文を附し、³疑を闕くは慎重の態度ならむ

1 成吉思汗實錄、頁四三四—四三五。

2 「補註」祕史の記載の順序については特に注意するを要す。此の文の次には、者別の東昌
 城攻破に關する記事あり。更に其の後に合撒兒の動靜を敘べたる上の文あり。

3 滿鮮地理歴史研究報告、第六冊、頁二六三以下。

も批判の餘地ある限り、批判して活用すべきを活用するは、貴重なる記録に對する研究者の義務とも考へ得らる」として、之に關する新説を發表せられたり。氏は先づ「この東征の軍は太祖八年九年に涉れる三道侵掠の左軍にて、親征録及び元史にも簡短なる記載あれど、錄には「破灤、薊等城而還」と見え、史には「取薊州平灤、遼西諸郡而還」とありて、祕史の如く、遠く東蒙古の北部を過ぎて漠北の大老營に還れりとはいはず。祕史に北京の陥落、萬奴の歸降を合撒兒此の年東征の結果とするの誤なることは、博士の説の如くなれど、之を除きては、祕史の記載を否認すべき何等の理由なきなり」といひ、次に、合撒兒の東征に従ひたる諸將の一人なる阿勒赤を、耶律留哥傳に見ゆる按陳那衍と同一人なりとすれば、祕史の文はこゝに解釋の鍵を得たりといふを得べしとなし、乃ち曰く「たゞ此れ○合撒兒は九年甲戌の事にして、彼れ○陳那衍は七年壬申の事なり、博士の「強ひて牽き合せ難し」と論證の歩を止められしは、博士の例の慎重なる態度を窺ふに足れど、吾人は祕史の記載を以て、六年辛未より七年壬申に涉れる按陳那顏の東征に關するものと爲し、夫合訥○蒲鮮萬奴の轉訛は當に耶律留哥とあるべきを誤りしものと解するなり。かく解して之に關する

二三の史料を讀まんに、先づ祕史に、合撒兒東略の命を下し、を、成吉思合罕は退かんとて、察卜赤牙勒○居庸關に依り、そこに退く時」とあれど、こは八年秋の出關の際にあらずして、六年秋の出關の際なるべし。而も命を受けしは合撒兒にあらずして按陳那顏なるべし。斯くして按陳那顏は一軍を率ゐて同年冬の頃を以て隆安附近に現はれ、耶律留哥に歸降を諭し、が、留哥は一戦にも及ばずして直に蒙古に降り、翌七年正月を以て金山の盟をなせるなり」と。而して氏は更に按陳那顏の經略を「東海に遵ひて北上せしものと解し得ざるにあらず」となし、又た金史衛紹王紀、大安三年太祖六年十一月の一條に「東過平灤、南至清滄、由臨潢過遼河、西南至忻代、皆歸大元」の句——余の上に説明したるもの——あるに依りて、平灤遼河の地已に蒙古に没すといふもの、亦按陳那顏の東略の結果とも見るを得べし」といひ、茲に論旨に結びて、果して然らば、祕史の記事は按陳那顏の東略に關するものにして、彼は六年冬太祖の命を承けて遼東に向ひ、七年正月隆安に據れる耶律留哥を降し、八年二月部將可特哥を留めて自ら、兀刺河、訥兀河に沿ひ去りて塔兀河に浜り、山越えて Kerülen 河邊の大韓耳朶に歸りしなり」とせられたり。那珂博士歿して後十數年、謹嚴なる

箭内氏が博士の遺されたる疑問に充分なる敬意を表しつゝ、進んでかゝる解釋を試みしは、洵に學界の幸慶とすべし。されども余は私かに思ふ。氏の此の見解は、按陳那衍の東略を過大視したる嫌ひなきか。滿鮮萬奴の訛なる夫合訥を以て留哥の誤りなりとするは、武斷に失するところなきか。按陳那顔の經略を東海に遵ひて北上したるものと解するも如何あらむ。乞ふ余をして更に祕史の記事を檢覈せしめよ。

祕史に、成吉思汗は中都より察ト赤牙勒(居庸關)を越えて退く時、合撒兒を左軍に將とし、海に遵ひて行かしめ、命じて「北京の城に下馬せよ、北京の城を降して」云々と言へりといふ。此の記事より合撒兒を遣はしたりといふ初めの一句を除去し、合撒兒に代ふるに木華黎の名を以てして、木華黎を遣はしたるものとすれば、祕史の所傳は、木華黎傳に「金主請和、北還、命統諸軍征遼東、次高州」云々とあるに吻合す。又た祕史に依れば、北京に下馬すべき軍は、其の城を取りたる上は、「彼方主兒址惕[○]女の夫合訥を過ぎ去りて、夫合訥反かんとせば、打取れ」との命をも受けしなり。既に述べたる如く、宣宗南遷の後、萬奴は遼東に來りて咸平に駐せり。而して彼れが歸

仁縣の戰に敗れ、奔りて東京に入りしは、此の年(太祖九年)九月十月の交なるが、木華黎の軍の高州に來りしは、正に其の後にあり。元史太祖紀に「十月、木華黎征遼東[○]」^西の高州、盧琮、金朴等降」とあれども、誤り多き元史の月日には、遽かに信を措くべからず。北京の降服が翌年正月月中旬¹なるより推して、十一月二月の交なりとすべし。然るに高州より北京に向はむとしたる木華黎は、特に蕭也先を遣はして東京を攻めしめ、也先の之を略取せし後、彼れ自身も亦た城に入れり。たゞ此の時萬奴の在城したる形迹は、之を也先の傳に認むる能はず。蓋し既に去つて他に駐せしなるべし(金人新易東京留守將至、也先獨與數騎邀而殺之)といへる「東京留守」の何人なるかは明かならず。さもあれ木華黎の高州に來りし頃暫く萬奴の東京に駐せしとは、毫も疑ひを容れざるところなり。随つて也先の東京略取を、祕史にいふところの成吉思汗の命を遂行したるものと解せむに、何等不可なる理由の存するを見ず。是に於いて先きに除斥したる「合撒兒を左手の軍にて海に遵ひて遣る時」なる

¹ 註第一三を見よ——〔本書、頁五五一、註第一〕。

一句を見よ。こは明かに支那の内地に於ける三道侵掠の左軍の行動を敍べたる親征録の「哈撒兒及斡津那顏」○按陳那顏の誤、拙赤鯁薄利爲左軍、沿東海、破灤薊等而還、及び太祖紀の「皇弟哈撒兒及斡陳那顏」○按陳那顏の誤、拙赤鯁薄利爲左軍、遵海而東、取薊州、平灤、遼西諸郡而還に相當す。故に祕史の此の一段は、興安嶺を東に越えて南下したる木華黎の遼西經略——太祖八年冬より翌春に跨りたる——と、中都より東行したる合撒兒の遼西經略——太祖九年冬より以後の——とを混一して記したるものならずんばならず。下文に「合撒兒は北京の城を取りて、主兒址惕の夫合訥を降して路にある城を取るといへるも、亦た然り。

次に、夫合訥の城を攻破したる後の行軍に關する成吉思汗の命令、及び諸將の命の如く行動せし事實を傳へし記事は、姑く之を措き、合撒兒と共に、官人より主兒址惕、阿勒赤、脫命址兒必三人を遣りたりといへる一句に就いて三將の名に注意すれば、茲にも合撒兒の經略と木華黎の經略との混一を認む。主兒址惕、阿勒赤の二人は、親征録及び太祖紀に、三道侵掠の際、哈撒兒と共に東征したりと見えたる拙赤鯁、按陳那顏に外ならざれども、第三の脫命址兒必は親征録の脫欒閣兒必北京降服の

木華黎傳の撥忽闐錦州降服の、石抹也先傳の脫忽闐里必興中府降服の、石抹孛迭兒傳元史卷一五の奪闐閣里必同一人にて、木華黎の遼西經略の一將なりしは、一々の記事に徴して明かなればなり。然らば最後の問題として、成吉思汗が夫合訥を打ち取らしむべき軍に命じて「降らば彼の邊なる彼の城どもを過ぎ、兀刺河」○松江、訥兀河○嫩江に沿ひ去りて、塔兀兒河○洮河に沂り山越えて、大老營○怯連河に會ひに來よと言へるに對し、其の軍が命の如く行動して、塔兀兒河に沂り來て、大老營に下馬して來ぬといふは如何。祕史は此の軍の主將を合撒兒となしたれども、所謂夫合訥の城を征略したるは木華黎の軍なるが故に、合撒兒を木華黎と改めて考ふるが當然なり。然かも東京を略取したる木華黎と蕭也先とは、直ちに轉じて北京を攻撃しつゝありし本軍に會し、而して北京を降し、後は、軍を東に進めて遼西の諸城の經略を續行し、久しく漠北に還らざりき。されば遼東より洮兒河を沂り、興安嶺を越えて漠北の大斡耳朵に還れりといふは、木華黎の行動を傳へしにはあらずして、必ず他の事實を混同せしものならざるべからず。さて木華黎の東征以前、蒙古の經略者は三たび遼東に入れり。其の最初の人な

る按陳那衍は太祖七年夏秋の交、金山に於いて留哥と會盟し、やがて留哥の使者と共に成吉思汗——金の西北境を經略しつゝありし——の行營に還りし如くなるが、彼れの行軍は往返共に慶州、臨潢等の地を過ぎしならむと想像せらる。次に來りしものは、此の年十二月東京を略取したる遮別にて、其の發遣は九月德興府を陥れたる成吉思汗が師を北方に還し、頃にありとすべし。而して再度の德興府攻撃は翌八年秋に至りて行はれ、其の間成吉思汗は漠北に居たりと思はるれば、遮別の歸りて復命せし地は漠北ならざるべからず。次に按陳那衍は留哥の請ひに依りて復た遼東に遣はされ、金兵を迪吉腦兒に破りて還れり。こは八年二月にして、亦た成吉思汗の漠北に在りし間の事なり。斯くの如く木華黎の東征以前、遼東に來りて漠北に還りし蒙古の經略者は、遮別及び按陳那衍の二人あるのみ。然るに秘史の問題の一條は、所謂夫合訥の城(東京)を取りたる木華黎の行動を傳へしものにあらずとせば、其の文にいふが如く、兀刺河訥兀河に由り塔兀兒河を泝りて大老營に歸陣せよとの命を承けて遼東に來り、命の如く行軍して還りしものは、東京を攻めて去りたる遮別か、或は留哥を救ひて還りし按陳那衍ならざるべからず。論

じて茲に至り、余は直ちに遮別なりと答ふ。蓋し遮別の受けたる命令竝に其の行動の、木華黎に附會して傳へられしは、決して偶然にあらず。彼れも是れも共に東京を略取すべく遣はされ、且つ其の發遣の場合も、年代こそ異なれ、成吉思汗の北還の際にありて、事實其れ自身が著しく相似たればなり。

余は斯く秘史の文を批判し、三様の事實の混淆せるを知れり。遮別の東京經略合撒兒の遼西經略(三道侵掠の左軍)及び木華黎の東征是れなり。然かも此の文が本來木華黎の東略を敘べむとしたるものなりしは、合撒兒云々の一句を除き去る時、文の前半の内容が悉く之に關するを見て之を知るべく、金の宣宗の屈服及び公主の誤りなる質子の事が先だつて記るされたる敘事の順序の上にも、其の關係は表はれたりといふべし。秘史は太祖六年以來の征伐を述べ來り、三道侵掠に關しては、たゞ郡郡の城どもに軍を遣りて攻めさせたりといひ、其の將名をすら擧げざりき。次に年代の順序を顛倒して、著別の東昌(東京の誤)略取を記し、其の事情と行軍路とに言及せざりき。而して今や木華黎の東征を敘するに當り、前に言ふべくして言はざりしものを混淆せしめしなり。

さて論少しく多岐に互れる如くなれども、主要の問題は之に依りて明かにせられたり。留哥傳に「留哥破東京」と記るされたる木華黎の東京略取は、成吉思汗の命の下に、蒲鮮萬奴(夫合訥)を征するを本來の目的として行はれしものなり。而してそは萬奴が咸平に駐せし間之に壓迫せられし留哥が、兵を成吉思汗に請へるが爲めならずんばあらず。

二 蒲鮮萬奴の自立と偽遼國の内争

太祖九年甲戌貞祐二年の中頃、留哥を討たむとして咸平に駐せし蒲鮮萬奴が既に異志を懷きしことは、完顔鐵哥の傳に見えたり。然るに其の後彼れは歸仁縣の戦に敗れて東京に奔り、未だ幾ならずして木華黎の軍の來り討たむとしたりし時には、亦た此處にも居らざりき(太祖十年貞祐三年正月の初め)。蓋し鋒の及ぶを避け、先だつて他に移りしなるべし。然らば其の後の消息は如何にといふに、金史宣宗紀、貞祐三年三月の條に「庚午、諭遼東宣撫使蒲鮮萬奴、選精銳屯瀋州」奉天、奉廣寧、同、今名以候進止とあるは、彼れをして留哥の南下と木華黎の東略とに備へしめむとしたるもの

なるが、木華黎の軍は二月興中府遼陽を降せり、其の頃彼れは金に叛して婆速府今遼寧の城の近境を侵し、なり。そは當時婆速路兵馬都總管行府事なりし紇石烈桓端の傳金史卷三に「貞祐三年、蒲鮮萬奴取咸平、東京、瀋天、奉天、遼陽、海城、諸州、及猛安謀克人亦多從之者、三月、萬奴步騎九千、侵婆速近境、桓端遣都統溫迪罕、怕哥、擊却之」とあるを以て之を知るべし。なほ此の年の間、婆速府の金軍が屢萬奴の兵と戦ひたることは、文の續きに「四月、復掠上古城」遼陽、未遣都統兀顔鉢、轄拒戰、萬奴別遣五千人、攻望雲驛、未都統奧屯馬和尙、擊之、都統夾谷合打、破其衆數千于三叉里、未五月、都統溫迪罕、福壽、攻萬奴之衆于大寧鎮、海城、東南、拔其壘、其衆殲焉、九月、萬奴九千人出宜風、遼陽府、屬縣、宜豐、及易池、湯池、今、湯池、堡、東、桓端率兵與戰、其衆潰去、貞祐四年、桓端遣王汝弼、由海道奏事」と見ゆ。而して萬奴が婆速府の近境を侵すに先だち、咸平、東京、瀋州、澄州等を取れりといふは、木華黎の軍の去りたる後直ちに東京に

1 [補註]東昌城略取後の行動について、たゞ者別は、東昌の城を取りて回り來て、成吉成合罕に合へりといへるのみ(成吉思汗實錄、頁四三九)。

據り、且つ其の南北の地を併有して自家の叛亂の根據地となせるを意味す。たゞ同時に咸平も萬奴の有に歸したりとすれば、留哥は彼れの南遷後の根據地を失へりとせざるを得ず。しかも此の所傳の誤りなるは、次に述ぶるところの留哥の動靜によりておのづから明かにせらるべし。

留哥に關しては金史宣宗紀の此の年(貞祐三年)十月の條に「戊戌、遼東宣撫司報敗留哥之捷」といへる簡單なる記事を存し、宣撫司の官竝に戰勝者の名を闕く。而して又た同月の條に「遼東賊蒲鮮萬奴僭號改元天泰」と見えたり。然るに萬奴の叛せし當時の官は遼東宣撫使なるが故に、前の一條は萬奴に聯關せしめて説明すべき記事なるが如し。されども留哥を敗りしことを金廷に報ぜし宣撫司の官は、斷じて萬奴にあらず。上述の如く去る三月以前既に叛賊となりたる彼れは、直ちに其の官を削られしなるべく、殊に九月宣宗の下し、詔に「授隱士王澹太中大夫右諫議大夫、充遼東宣撫使參謀官」とありて、此の宣撫使は固より萬奴にあらざるべければなり。又た留哥を敗りしものを萬奴なりとすれば、叛賊相互の交戰の結果が、第三者たる宣撫司より「捷」として報ぜられたることとなり、是れ亦た事理に合はず。此

の故に留哥を伐ちて勝利を得たるものは必ず金軍ならざるべからず。然るに留哥の南遷の後萬餘の降兵と與に其の所部より逃れ還りし蒲察移刺都が、貞祐三年の間隆安、信州等の地に駐せしことは、前章に述べたる如くなれば、萬奴の金に叛せし以後の宣撫使、即ち留哥に對する勝利を汴京に報ぜし宣撫司の官の何人なるかは不明なりとするも、其の勝利を得たる金軍の主將は移刺都に外ならざるべしと推測して不可なからむ。若し夫れ元史太祖紀にも、十月、金宣撫蒲鮮萬奴據遼東、僭稱天王、國號大真、改元天泰」と見えたる萬奴の自立に至りては、金軍の戰捷と何等の關係あるにあらず。留哥が隆安に據りて叛せし後一年餘にして自ら遼王と僭稱し、改元して元統といへる如く、貞祐三年三月以前に叛せし萬奴は、會、十月に至りて自立を表明したるなるべし。

更に留哥の動靜について考ふるに、留哥傳に前章に述べたる東京攻破(太祖十年正月)の記事を承けて曰く「可特哥娶萬奴之妻李僊娥、留哥不直之、有隙」と。可特哥は迪吉腦兒の戰に克ちたる蒙將、按陳那衍が、留哥の根據地を去る時、留哥に副へて其の地に屯せしめたるものなり。又た曰く「既而耶厮不等勸留哥稱帝、留哥曰、向者吾

與按陳那衍盟、願附大蒙古國、削平疆宇、倘食其言而自爲東帝、是逆天也、逆天者必有大咎、衆請愈力、不獲已、稱疾不出、僭與其子薛闡、奉金幣九十車、金銀牌五百、至按坦、字都罕、入覲。耶厮不、留哥の屬にして、留哥の自立せし時、郡王の稱を與へられたるものなり。而して元史太祖紀に依れば、留哥父子の蒙古に朝せしは、萬奴の自立の翌月なる太祖十年十一月に係かる。蓋し耶厮不が留哥に勸めて帝と稱せしめむとしたるは、其の故なきにあらず。萬奴の僭して天王といへるに對し、遼王の稱は威を示すに足らずとなしたればならむ。然らば留哥の西行は、たゞ耶厮不の勸めを斥けたる誠意を開陳するが爲めなりしか。留哥の來るや、成吉思汗は之を見て大いに喜び、封じて遼王となし、留哥傳に此の時成吉思汗が留哥に命じて取らしめたる處置及び其の結果を記して曰く、帝又問戶籍幾何、對曰、六十餘萬、帝曰、可發三千人爲質、朕遣蒙古三百人往取之、汝亦遣人偕往、留哥遣大夫乞奴、安撫禿哥與俱、且命詰可特哥曰、汝妻萬奴之妻、悖法尤甚、其拘繫以來、可特哥懼、與耶厮不等給其衆、曰、留哥已死、遂以其衆叛殺所遣三百人、惟三人逃歸、事聞、帝諭留哥曰、爾母以失衆爲憂、朕倍此數封爾、無吝也、草青馬肥、資爾甲兵、往取家孥」と。又同傳に、後年(太祖二十二年)成吉

思汗が留哥の長子薛闡に告げたる語を載す。曰く、昔女真猖獗、爾父起兵、自遼東會朕師、又能割愛、以爾事朕、其情貞懇、可尙、而奸人耶厮不等叛、人民離散、欲食爾父子之肉云々と。然らば留哥の蒙古に入覲したるは、帝號の故のみにはあらず、彼れは可特哥と耶厮不との離叛によりて其の部衆を奪はれ、殆んど獨夫となれるを以て、己むなく漠北に赴き、成吉思汗の後援を得て其の勢力を回復せむとしたるなり。たゞ内亂の經緯は詳かならざれども、可特哥の姻親にして留哥の競敵なる萬奴は、必ず或る役割を勤めしならむと推測せらる。

然るに留哥を逐ひたる僞遼國は、翌年(太祖十一年、貞祐四年)咸平より澄州城海に移り、益、混亂を極めたり。そは留哥傳に「丙子、○貞祐四年、太祖十一年、乞奴、金山、青狗、○青狗は、統古の部將等、推耶厮不、僭帝號於澄州、國號遼、改元天威、以留哥兄獨刺爲平章、置百官、方閱月、其元帥青狗叛歸于金、耶厮不爲其下所殺、推其丞相乞奴監國」と見ゆ。澄州は萬奴の國の一部なるが、可特哥の黨なる耶厮不の此の地に移りしは、必ず金軍に逐はれたりしが爲めならざるべからず。金史宣宗紀、貞祐四年三月の條に「丙子、曲赦遼東路、己卯、處士王滄、○遼東宣撫使の參謀官、以右諫議大夫、復遷申奉大夫翰林學士、乃賜詔褒諭」と

あるは、之に關する史實の斷片なること疑ひなく、曲赦の詔の發布は、咸平等の地の收復せられたるを意味す。蓋し去年九月十月の交一たび留哥を敗りし金軍(蒲察移刺都等)は、留哥の蒙古に投じて偽遼國の動搖せるに乗じ、再び之を討ちて萬奴の國內に驅逐したるなるべし。即ち留哥を逐ひたる咸平の契丹人は、幾ならずして其の地を喪ひ、南に移りて萬奴の國の南界を有つに至りしなり。

一方留哥はいかにといふに、上述の如く彼れの爲めに其の部衆を取らしむべく成吉思汗の遣はしたる蒙兵の、可特哥と耶厮不とに殺され、留哥をして絶望の淵に沈ましめたる時、帝は之に諭して、爾母以失衆爲憂、朕倍此數封爾、無吝也。草青馬肥、資爾甲兵、往取家孥、といへりといふ。親征錄に、先是、耶律留哥以中國多故、據有東京咸平等郡、自稱遼王、斫荅比失兒等遣使詣上、思汗行營納款、又求好於遼王、時遼王亦來降、上命爲元帥、居廣寧府、思汗といへる末尾の一句は、正に此の言に應ずるものにして、留寧の廣寧に封ぜられしを證す。¹⁾而して金史卷一完顏阿里不孫傳に、初留哥據廣寧、知廣寧府事溫迪罕青狗居蓋州、蓋州今平の妻子留廣寧とあるは、廣寧に移居せし留哥に關して、先きに澄州の僞遼國より金に復歸したる僞元帥青狗(上に引きたる留

哥傳の文を見よ)の其の後の消息を傳へしものなりとす。蓋し青狗は金に歸して知廣寧府事たりしに、會蒙古より其の地に封ぜられて來りし留哥に撃ち破られ、妻子を敵手に委して彼れ自身は蓋州に奔りしなるべし。僞遼國は貞祐四年春澄州に移り、方に閱月にして青狗は金に歸したりといへば、其の廣寧府に知事たりしは、夏の間の事ならむ。

さて青狗の去りたる後の僞遼國と留哥とに關しては、留哥傳に「耶厮不爲其下所殺、推其丞相乞奴監國、與其行元帥鴉兒分兵民爲左右翼、屯開保州、開州は今の鳳州、鳳城、保州は今の鮮義、金蓋州守將衆家奴引兵攻敗之、留哥引蒙古軍數千適至、得兄獨刺并妻姚里氏、戶二千、鴉兒引敗軍東走、留哥追擊之、還渡遼河、招撫懿州、廣寧、徙居臨潢府、遼の舊都、今のホト、巴林の東北乞奴走高麗、爲金山所殺」と見ゆ。先づ留哥の行動に注意すれば、彼れが蒙古軍を率ゐて來れりといふは、其の封地なる廣寧府より遼河を渡りて澄州に來れるを意味す。而して家族と民戸とを取れるは、成吉思汗の彼れに諭し、言に「草青馬肥、

1 [補註]親征錄に此の記事を太祖九年甲戌に係けたるは誤りなり。

資爾甲兵、往取家拏（といへるを實行したるものにして、即ち彼れの本來の希望を遂げたるなり。次に僞遼國につきて考ふるに、其の丞相乞奴及び行元帥鴉兒が兵を分ちて開保州の關に屯せしめしは、澄州より高麗に侵入せむとする準備的行動ならざるべからず。開州は今の鳳凰城、保州は鴨綠江を隔て、婆速府（連城の九と相對する今の義州なるが、開保州の關とは澄州より二州の方面に通ずる關阨の謂にて、其の關は澄州と相距る遠からざる處なるべし。關に屯せし兵が婆速府の金軍と戦はず、今の蓋平なる蓋州を守りし金將衆家奴に攻め敗られたりといふは即ち之を證す。高麗史高宗世家の此の年（高宗三年丙子）閏七月の條に、金の東京總管府より高麗の邊將に移し、牒を掲ぐ。其の中に、近者契丹餘寇西欲渡河、（遼河、遼聞知韃靼約會本朝、（金）大軍挾攻掩殺、自知無所歸、而奔波逃去、潛犯婆速境、といへるは、上の情勢を敍べたるものなるべし。たゞ金軍が韃靼（蒙古）と共に契丹人を挾攻するを約せりといふは、事實として甚だ疑はしければ、彼等の高麗に侵入せむとしたるは之が爲めにはあらず。蓋し叢爾たる萬奴の國の一隅に跼蹐するを欲せざりければならむ。

此の時に當り、留哥は上述の如く蒙軍數千を率ゐて廣寧府より來り、敗軍を引ひて東に走れる鴉兒を追撃し、留哥の遼河を渡りて西に還ると共に、乞奴は走つて高麗に入れるなり。高麗史（卷一）金就礪傳に之に應ずる記事ありて曰く、高宗三年、契丹遣種金山王子、金始王子、脅河朔民、自稱大遼收國王、建元天成、（留哥傳には、蒙古大舉伐之、二王子席卷而東、與金兵三萬戰于開州、（鳳城、金山不克、退守大、夫營、（鴨綠江ありて、保州即ち今二王子進攻之、遣人告北界兵馬使云、爾不送糧助我、我必侵奪汝疆の義州と相近し、）我於後日樹黃旗、汝來聽皇帝詔、若不來、將加兵于汝、至其日、果樹黃旗、兵馬使不往、明日使其將鴉兒乞奴、引兵數萬渡鴨綠江、攻寧朔、（天摩江畔、永山市、等鎮、）蒙古大舉伐之、（は、蒙軍を率ゐる留哥が鴉兒、鴉兒等を敗りしを意味するなり。而して、明日云々といへる日、即ち丹兵の鴨綠江内に侵入せし日が、八月乙丑、十四日なりしは、高宗世家の同日の條に、契丹遣種金山、金始二王子、遣其將鴉兒乞奴二人、引兵數萬渡鴨綠江、侵寧朔、定戎、（義州の東、南松上里、）之境、と記るされたるにて明かなりとす。之を要するに、金軍に逐はれて萬奴の國の南界を有ちし契丹人は、亦た此處にも居り難く、婆速府を越えて高麗に侵入せむとしつゝ、ありしに、會廣寧府より來りて

妻孥を收めし留哥は、耶厮不の黨なる鴉兒乞奴等を伐ち、曩に咸平より逐はれし怨みを報じ、之を高麗に走らしたるなり(太祖十一年八月)。

三 僞遼國人東走後の蒲鮮萬奴

僞遼國の澄州に存せし約半歲の間(太祖十一年丙子春より秋)之に聯關して萬奴の消息は史上に傳はるべきに、事實は然らずして、留哥傳にも彼れの名すら見えぬは、吾人の頗る遺憾とするところなり。されども上に引用したる金の東京總管府の移牒高麗史世家丙子を見るに、其の初めの部分に「昔有韃靼恃兇入京、中已與大軍、年前講好去訖、而後契丹嘯聚、盡耗邊方、殺戮我生靈、焚燒我倉稟、致皇天之厭穢、斂衆怨以同歸、脅從者倒戈而攻、同謀者傾軍而服、既人心之戴舊、全遼海以如初、遼海は遼河流域一帶唯叛賊萬奴、奔一方之重委、忘皇國之大恩、用心不滅、爲天不祐、近被隆安府行省移刺日全舉大軍征討、旋不三月、應有賊徒盡行殺滅、雖有殘零餘黨、逃在山林、亡無日矣、既此賊之失利、捨貴邦高麗以何之、竊恐巧言詐謀、間牒兩國、旁生侵擾、若或過界、嚴設除虞、就便捉拿、牒送前來」といひ、少しく萬奴の事に及べるは、吾人をして空谷琵琶を聽くの

思ひあらしむ。此の牒にいふところを既に攷へたる事實に照らすに、「契丹嘯聚」云々は、留哥の叛亂を敍べたるものなること固より論なく——前に貞祐二年の講和を記し、「而後」といへるは年代上正しからざれども——「脅從者倒戈而攻」は、留哥の徒黨の叛して留哥を蒙古に逐ひたるをいひ、同謀者傾軍而服、既人心之戴舊、全遼海以如初」は、耶厮不等を澄州に逃走せしめて其の根據地なる咸平を收復したるを少しく誇張していへるなり。然らば隆安行省移刺が大軍を擧げて萬奴を伐ち敗れりといふは、さもあるべき事實にして、即ち咸平を收復したる金軍は、其の後更に萬奴に對して一大打擊を與へしなり。而して移刺は例の蒲察移刺都なるべし。又た萬奴は既に述べたる如く去年(太祖十年)春東京に據りて叛せし後、夏より秋に互りて屢、婆速府の金軍と遼東半島の諸城に戦ひたることなれば、此の牒文に、或は高麗との交渉を生ずべしとなせるは、必ずしも杞憂にあらざるなり。

僞遼國の東走後の萬奴の消息は、元史太祖紀(十一年)に「冬十月、蒲鮮萬奴降、以其子帖哥入侍、既而復叛、僭稱東夏」と見ゆ。親征錄にも「金主之南遷也、以招討也、奴爲咸平等路宣撫、復移於忽必阿蘭、詳未至是亦以衆來降、仍遣子鉄哥入質、既而復叛、自稱東夏